



広島市景観形成 ガイドライン

The Landscape Design Guidelines



目 次

はじめに	1
第 1 章 景観形成ガイドラインの使い方	2
第 2 章 景観づくりに向けた基本的考え方	4
1 景観づくりの基本	4
(1) 景観とは	4
(2) 市民共通の資産である	5
2 より良好な景観を形成するために	5
(1) 景観形成には慎重かつ丁寧な対応が必要	5
(2) 計画対象地等の状況に即した景観形成が必要	5
(3) 対話による良好な景観形成に向けた調整が必要	5
3 事前協議について	6
第 3 章 届出制度等について	8
1 手続の流れ	8
2 届出対象行為（概要）及び特定届出対象行為	10
3 届出対象行為別の解説	12
(1) 建築物の建築等	12
(2) 工作物の建設等	16
(3) 開発行為等	19
(4) その他	20
第 4 章 景観計画に定める「形態意匠の基準」	22
1 視点場について	22
2 複数の地区にまたがる場合の基準	23
3 形態意匠の基準及び解説	24
(1) 建築物	24
(2) 工作物	40
(3) 開発行為等	45

第 5 章 「事前協議要綱」に定めるその他の基準	50
1 高さの基準	50
(1) 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（B 地区及び C 地区）	50
(2) 縮景園周辺地区	51
2 屋外広告物又は掲出物件の美観形成基準	51
(1) 事前協議要綱に定める地区（4 地区）	51
(2) (1) の地区以外の区域	51
第 6 章 届出等の手続について	52
1 手続の流れ	52
2 提出書類	53
(1) 事前協議	53
(2) 高さに関する事前協議	53
(3) 景観法に基づく届出	53
3 書類等の様式・記入方法	54
(1) 広島市景観計画区域内行為事前協議書	54
(2) 広島市景観計画区域内行為事前協議書（高さに関する事前協議）	55
(3) 広島市景観計画区域内行為（変更）届出書	56
(4) 景観チェックリスト	57
4 添付図書	60
(1) 一覧	60
(2) 作成例	62
5 手続窓口	63

はじめに

美しく品のある都市景観の創出に向けて

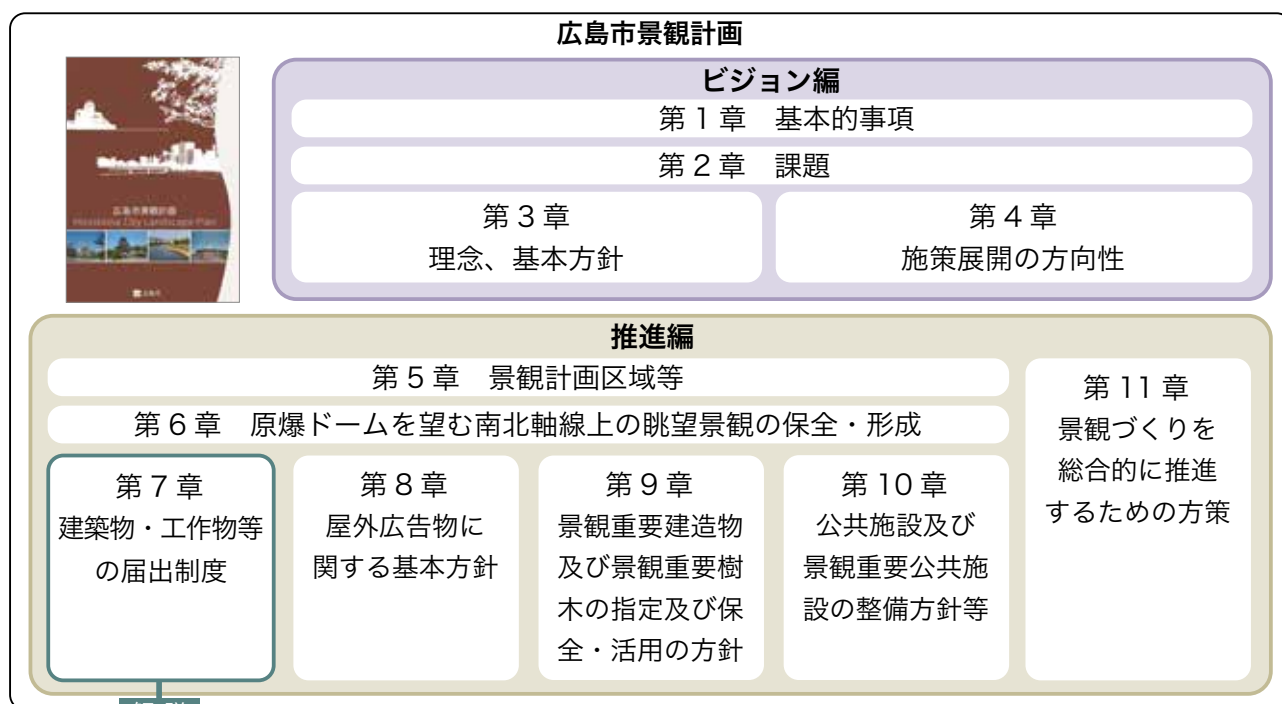
広島市では、平成 26 年 7 月に景観法に基づく広島市景観計画（以下「景観計画」という。）を策定し、平成 27 年 1 月より景観法に基づく建築物・工作物等の届出制度を開始しました。

景観計画は、市民、事業者、行政が連携・協働して、本市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示すものです。

「美しく品のある都市景観」を実現するためには、個々の建築物等の単体としての美しさだけでなく、周辺の景観特性を踏まえた、計画対象地によりふさわしい計画・デザインとなるよう、良好な景観形成に向けた工夫や配慮が不可欠です。

本ガイドラインは、良好な景観形成の一助となることを期待して、景観計画「第 7 章 建築物・工作物等の届出制度」について解説するもので、届出対象となる行為や形態意匠の基準などについて、具体的な考え方や配慮の方法、手続の流れなどを示しています。また、景観計画の届出を要しない場合でも、市民、事業者、行政など景観に関わるすべての方に、美しく品のある都市景観の創出に向けた取組の参考にしていただくことを目的としています。

令和 4 年 1 月



解説

広島市景観形成ガイドライン

景観計画のうち、本編第 7 章の内容を解説しています。

広島市景観形成ガイドライン
(原爆ドームを望む南北軸の眺望景観)

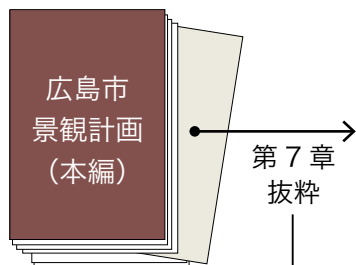
高さの最高限度の基準・良好な景観の形成のための基準は別冊としています。

広島市景観色彩ガイドライン

形態意匠の基準のうち、色彩の基準については別冊としています。

第1章 景観形成ガイドラインの使い方

景観計画に基づく届出制度について解説した「景観形成ガイドライン」及び「景観色彩ガイドライン」は、以下のような構成となっています。



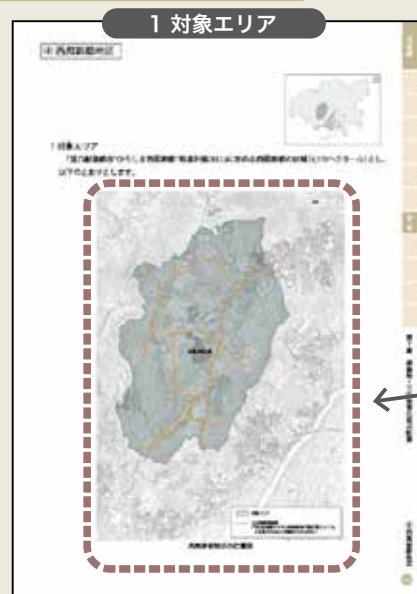
本編第7章の構成

- 1 対象エリア
- 2 景観形成の方針
- 3 届出対象行為
- 4 形態意匠の基準
- 5 高さの最高限度の基準
- 6 良好な景観の形成のための基準

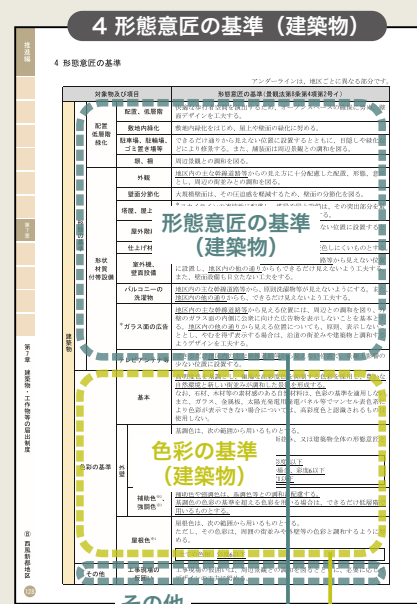
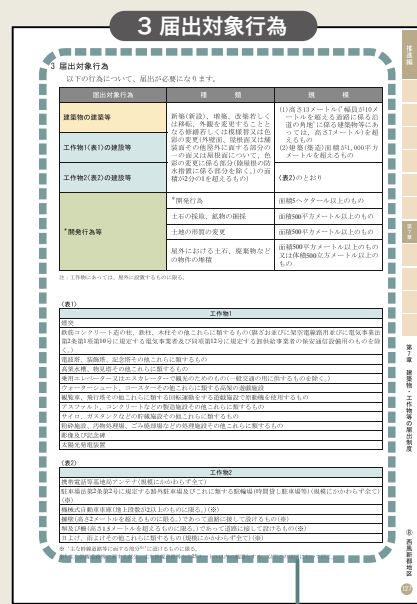
本編第7章では、地区・区域ごとに、設計に必要な情報をまとめています。実際の計画に当たっては、対象地区のページをご確認ください。

地区ごとの景観形成の方針等
(本編 P51 ~ P187)

以下は「西風新都地区」の例 (P125 ~ P132)



計画地が、どの対象エリアに属するかを確認します。
エリアの詳細は広島市ホームページの「ひろしま地図ナビ」で確認してください。
<https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal>



様式は、市ホームページから出力

届出書類等の作成

届出書

景観
チェック
リスト

その他
添付図書

提出書類やその記入方法等については、景観形成ガイドライン（第6章）で解説しています。

解説

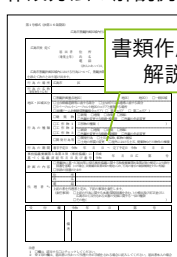
解説

解説

広島市
景観形成
ガイドライン

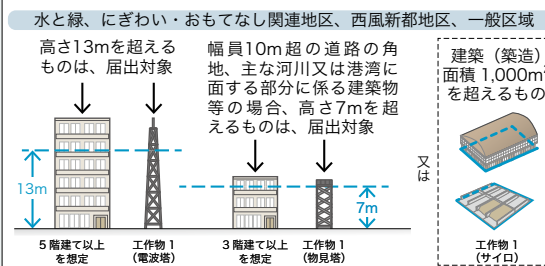
届出、
形態意匠の
基準等の
解説

第6章 届出書類等の 作成方法の解説例



⇒解説 (P52 ~ P63)

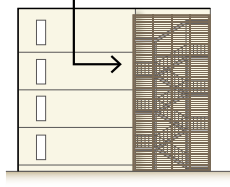
第3章 届出対象行為の解説例



⇒解説 (P8 ~ P21)

第4章 形態意匠の基準の解説例 (建築物)

屋外階段をルーバー等で目隠しする。



⇒解説 (P22 ~ P49)

3

第2章 景観づくりに向けた基本的考え方

1 景観づくりの基本

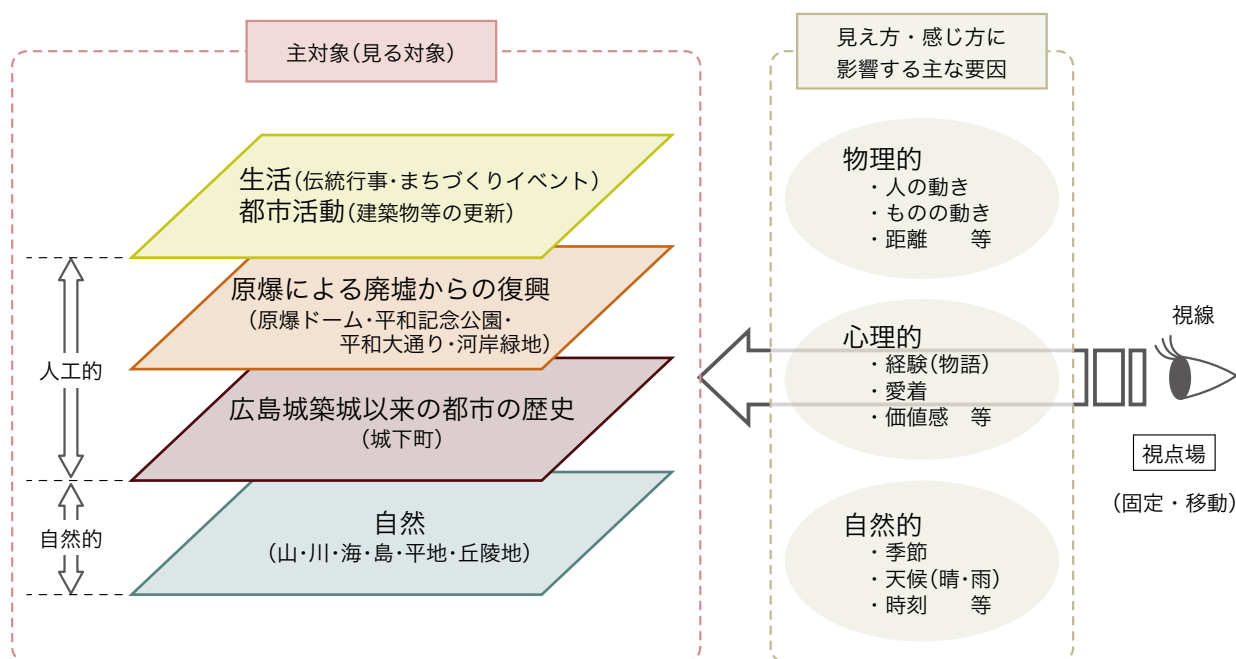
■ 本編 4 ページ

(1) 景観とは

ア 多様な要素により構成される

景観は、自然的な要素や人工的な要素の上に、人々の生活や都市活動などが加わって構成されています。

私たちは、これらの要素を、物理的、心理的、自然的な要因を通して、景観として見ています。



イ 長年の積み重ねにより形成される

現在私たちが目にしている景観は、地域の自然条件や気候風土の中で、過去の時代の価値観や社会情勢などを背景とした先人たちの営みが、長い年月を経て積み重ねられた結果として形づくられているものです。

特に、地域にとって特徴ある魅力的な優れた景観は、古くから大切に育まれたものであり、味わい深いものとなっています。

このような先人たちが築いてきた景観を受け継ぎ、美しく、親しまれる景観として、次世代に継承していくことは、現代の私たちの使命です。

このため、新たにつくられる建築物等については、積み重ねられた既存の景観を損ねることのないよう慎重に検討することが大切です。

ウ 多様な担い手が関わって形成される

景観づくりは、市民、事業者、行政などの担い手により、様々な考え方のもとで進められることから、街全体の景観として調和が図られないおそれがあります。そのため、良好な景観形成に向けた一定のルールを定め、適切にコントロールすることが大切です。

(2) 市民共通の資産である

良好な景観は、街への愛着や誇りを醸成し、住み心地のよさにつながるとともに、都市の魅力を発信し観光客などを呼び込む資源ともなることから、「市民共通の資産」として大きな価値があります。

こうした景観を守り、育てていくことが極めて重要であり、そのためには、市民、事業者、行政が景観に対する共通の認識を持ち、協働して継続的に景観形成に取り組む必要があります。

2 より良好な景観を形成するために

(1) 景観形成には慎重かつ丁寧な対応が必要

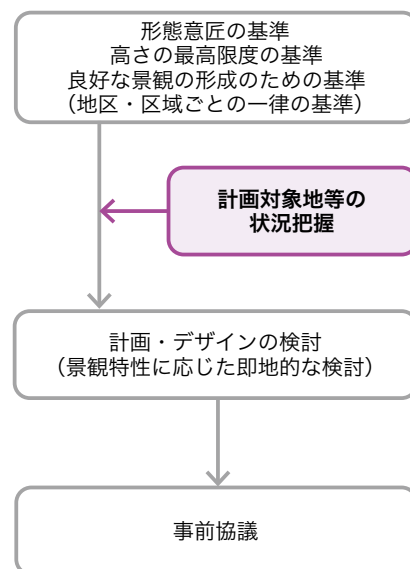
景観は、「1 景観づくりの基本」で示したように、長年積み重ねられた多様な要素、多様な担い手により形成されるもので、市民共通の資産としての特性を有しており、今後の景観形成に影響を与える建築物等の計画やデザインにおいては、より慎重で丁寧な対応が必要です。

(2) 計画対象地等の状況に即した景観形成が必要

景観計画では、「美しく品のある都市景観」の創出に向けて、地形や市街地等の特性などに関する分析を踏まえ、地区・区域ごとに景観形成の方針を取りまとめています。

また、建築物等に関する具体的な行為の制限を示す「形態意匠の基準」、「高さの最高限度の基準」、「良好な景観の形成のための基準」は、最低限守るべきルールであり、地区・区域ごとに一律に設定していますが、計画対象地とその周辺の景観特性や状況は、同じ地区・区域内であっても個々の場所によって異なります。特に一般区域では、場所ごとに景観特性が大きく異なります。

このことから、形態意匠などの基準のみでは、良好な景観形成に十分に対応できない可能性があるため、計画対象地において、形態意匠などの基準を遵守しつつも、即地的（街区、通り、向こう三軒両隣）に景観特性を勘案して、より良好な景観を検討する必要があります。



(3) 対話による良好な景観形成に向けた調整が必要

良好な景観形成を実現するには、市民、事業者、行政が、それぞれの立場から相互に協力していく必要があります。このことから、美しい景観は、景観形成に関わる全ての人の協力と配慮により成り立っていると言えます。

本市においても、昭和56年(1981年)3月に広島市都市美計画を策定して以来、40年以上にわたり、市民、事業者、行政と建築物や屋外広告物のデザインについて、要綱に基づく対話型の協議を進めてきました。こうした対話型の協議は、良好な景観形成に非常に有効であると考えています。

計画対象地にふさわしい計画・デザインとすることや、慎重かつ丁寧な検討を行う場の必要性を踏まえ、「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱（以下「事前協議要綱」という。）[※]」を策定し、景観法に基づく届出制度に先立つ制度として「事前協議制度」を設けています。

この事前協議制度により、これまでの経験と実績を生かして、対話型の協議を行っています。

※「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」は、市ホームページ掲載のものをご覧ください。

3 事前協議について

■ 本編 23、31 ページ

事前協議制度は、市民、事業者、行政の考え方をすり合わせながら、良好な景観形成に向けた共通の理解を醸成し、一緒に良好な景観をつくり上げていくためのデザイン調整の場として重要な役割を担うものです。

具体的には、景観計画に定めた地区・区域ごとの「景観形成の方針」や建築物等の「形態意匠の基準」、「高さの最高限度の基準」、「良好な景観の形成のための基準」を具体的に勘案した上で、建築物等が計画対象地にふさわしいデザインとなるよう、本市と事業者等が対話を通じて、協議・調整を行います。

また、建築物等の色彩については、景観計画において地区・区域ごとに使用できる色彩の範囲を定めていますが、より良好な景観形成に向けて、景観色彩ガイドラインに示す「地区の景観になじみやすい色彩の例」を活用した協議・調整を行います。

さらに、計画内容について本市と早めに協議・調整を行うことで、設計の手戻りを少なくし、スムーズな計画検討に役立つものと考えています。

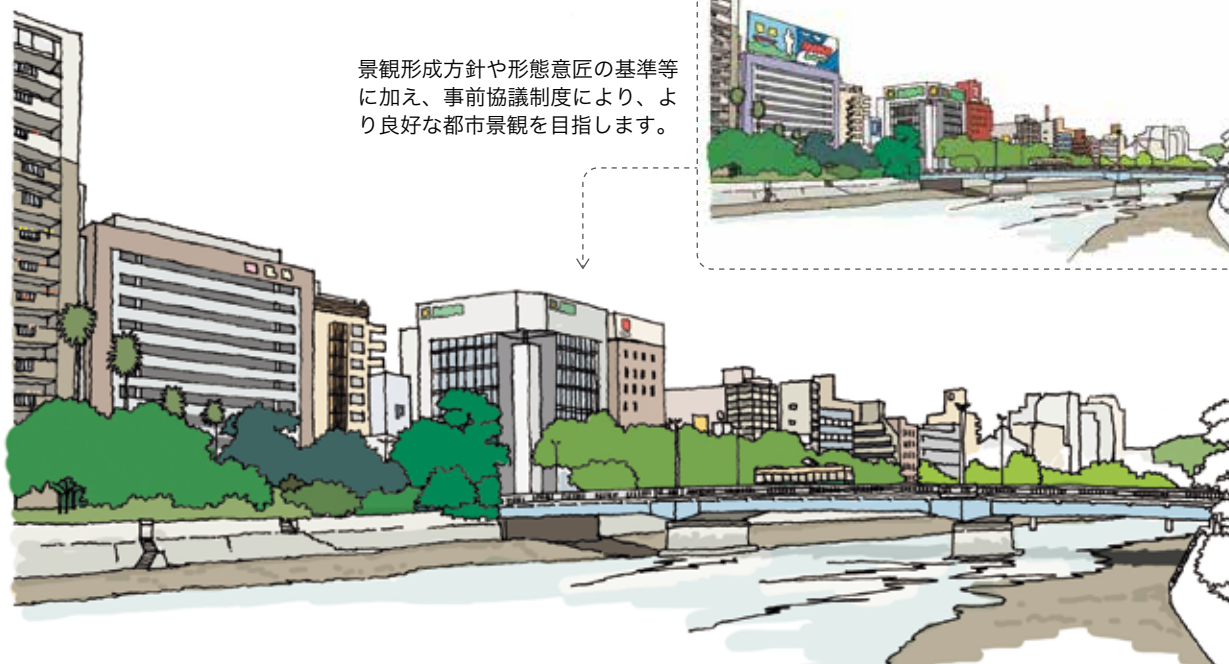
■ 協議制度による景観配慮例



景観計画に基づく届出制度を補完し、きめ細やかな景観誘導を行います。

■ 景観計画と事前協議による良好な街並み景観づくりのイメージ

規制・誘導イメージ



景観形成方針や形態意匠の基準等に加え、事前協議制度により、より良好な都市景観を目指します。

規制・誘導がない場合のイメージ



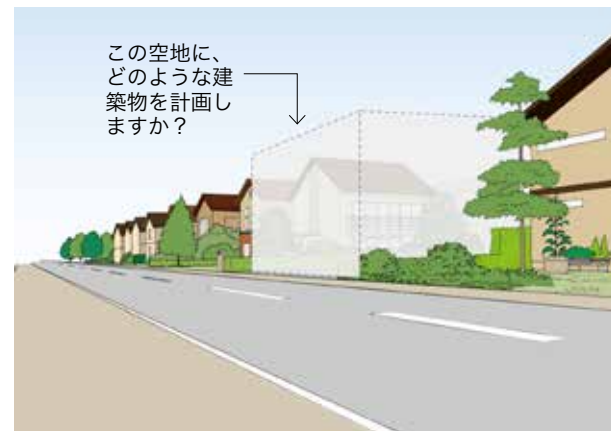
ある街並みにおける景観の捉え方

街なかの市街地と郊外の住宅地に建築敷地があります。あなたなら、このまちの景観特性をどのように捉え、建築物を計画しますか？

■市街地の街並み景観



■郊外の住宅地の街並み景観



景観計画に定めた地区・区域ごとに一律の「形態意匠の基準」を最低限満たした例

■市街地の街並み景観



■郊外の住宅地の街並み景観



計画対象地の状況とその周辺の景観特性を踏まえ、より良好な景観となるよう、さらに工夫した例

■市街地の街並み景観



■郊外の住宅地の街並み景観



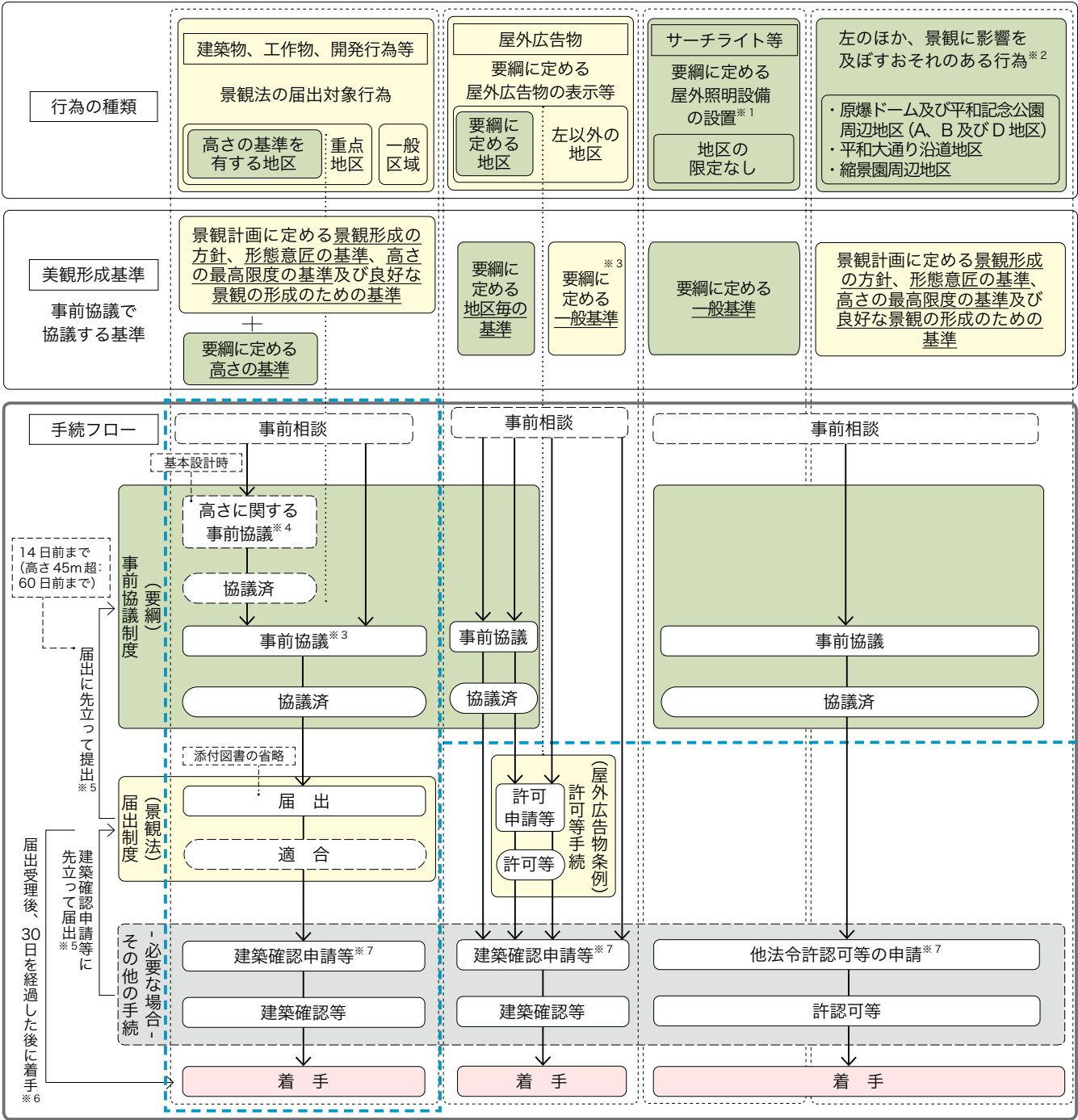
第3章 届出制度等について

1 手続の流れ

■ 本編 31 ページ

広島市全域で景観計画第7章に示す届出対象行為（建築物の建築等、工作物の新設等、開発行為等）を行う場合は、「景観法16条に基づく届出（国の機関及び地方公共団体が行う行為については通知）」が必要となります。

手続の関係等の概略をフローで示すと以下のようになります。



※1：建築物や工作物等に付帯するにかかわらず、景観計画に定める原爆ドームの背景として大切にすべき範囲の上空に向かって照射するサーチライト等の屋外照明設備は、すべてが「事前協議」の対象となります。大切にすべき範囲の詳細は、景観計画の38ページで確認してください。

※2：建築物や工作物に該当しないものでも、平和記念公園、平和大通り及び縮景園からの景観に影響を及ぼすおそれのある行為は、すべてが「事前協議」の対象となります。（例：イベント、イルミネーション等）

※3：建築物又は工作物に付帯等する屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置及び、良好な景観の形成のための基準を有するエリアにおける、計画敷地内のサーチライト等の屋外照明設備の設置については、建築物又は工作物の事前協議時に併せて協議をお願いします。

※4：原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（B及びC地区）、縮景園周辺地区の「高さの基準を有する地区」において、事前協議要綱に定める高さの基準を超える建築物の建築等を計画する場合は、事前協議に先立ち、建築物等の基本設計時など、できるだけ早い時期に「高さに関する事前協議」をお願いします。

※5：より良好な景観形成の実効性を高めるために、建築確認等の他法令による許可等手続の前に、「事前協議」及び「景観法の届出」を行うことが望まれます。

※6：届出受理後、30日を経過した後でなければ行為に着手できません。ただし、事前協議が調った場合には、行為の着手までの期間を7日に短縮します。

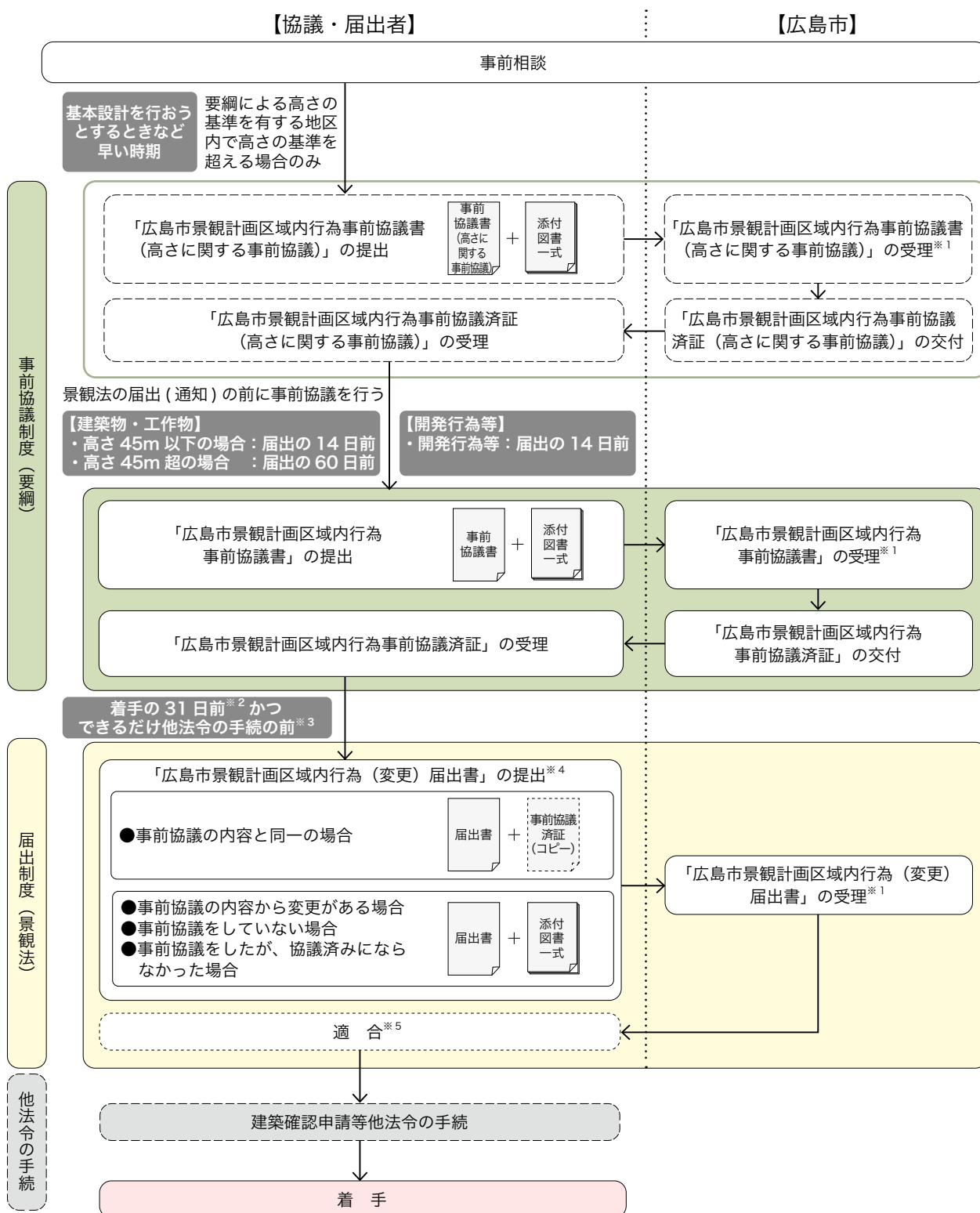
※7：建築基準法の建築確認等、その他10ページの他法令の許可等の申請。

屋外広告物についても、事前協議による景観誘導を行います。詳細については、別途確認してください。

■景観法に基づく届出制度及び事前協議制度に係る手続の流れ

前ページの手続の流れのうち、景観法に基づく届出制度及び事前協議制度に係る手続の流れを以下に示します。

届出書類等の詳細については、第6章（P52～P63）を参考にしてください。



※1：良好な景観形成に関する重要な事項については、景観審議会でも審議することがあります。特に定量的な基準である色彩の基準については、一義的には基準に不適合なものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

※2：事前協議が調い、「広島市景観計画区域内行為事前協議済証」の交付を受けた場合、行為の着手までの期間を 30 日から 7 日に短縮します。

※3：景観法では、届出受理後 30 日を経過した後に着手することとなっています。なお、景観誘導の実効性を高めるため、要綱に基づき建築確認申請等他法令の手続の前に届出をお願いします。

※4：届出書の提出後に内容を変更する場合、原則、変更の届出書または新規の届出書の提出が必要となります。この場合、当該変更または新規の届出書の受理日から 30 日を経過した後でなければ、行為に着手できません。

※5：形態意匠の基準等に適合しない場合、勧告・変更命令、罰則の適用を受ける場合があります。

■他法令の許認可等一覧（8 ページ※7 関連）

行為の種類			手続		
建築物に係る行為	建築基準法		第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による建築確認申請		
			第 18 条第 2 項の規定による計画通知		
工作物に係る行為	建築基準法		第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認申請（工作物）		
			第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 18 条第 2 項の規定による計画通知（工作物）		
開発行為	都市計画法		第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可の申請		
			第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議		
土石の採取	採石法		第 33 条の規定による認可の申請		
			第 42 条の 2 の規定による協議		
	砂利採取法		第 16 条の規定による認可の申請		
			第 43 条の規定による協議		

行為の種類			手続		
鉱物の掘採	鉱業法		第 63 条第 1 項の規定による届出又は同条第 2 項の規定による認可の申請		
			第 8 条第 1 項の規定による許可の申請		
土地の形質の変更	宅地造成等規制法		第 11 条の規定による協議		
			第 16 条の規定による許可の申請		
屋外における土石の堆積	広島県土砂の適正処理に関する条例		第 5 条の規定による許可の申請		
			第 7 条第 1 項の規定による許可の申請		
廃棄物等の物件の堆積	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		第 14 条第 1 項の規定による許可の申請		

2 届出対象行為（概要）及び特定届出対象行為

本編 45 ページ

景観計画重点地区と一般区域ごとに、届出対象行為の種類と規模を定めています。

届出対象行為		工作物(限定列举)の建設等			開発行為等	
		①工作物 1 (第 1 種工作物) 煙突、電波塔、ガスタンク など	②工作物 2 (第 2 種工作物) 携帯電話等基地局アンテナ、時間貸し駐車場等、自動販売機など	③工作物 3 (第 3 種工作物) 橋りょう	開発行為	土石の採取、土地の形質の変更等
地区区分						
景観計画重点地区	平和、歴史・文化関連地区 ①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(A～D地区) ②平和大通り沿道地区 ③縮景園周辺地区 ④不動院周辺地区 ⑤広島東照宮・國前寺周辺地区	規模にかかわらず 全て			－	－
	水と緑、にぎわい・おもてなし関連地区 ①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(E地区) ⑥広島城・中央公園地区 ⑦リバーフロント・シーフロント地区 ⑨広島駅新幹線口地区 ⑩広島駅南口地区 ⑪広島市民球場周辺地区 ⑫都心幹線道路沿道地区 ⑬宇品みなと地区	以下のいずれかにあたるもの ○高さ 13m を超えるもの ○幅員が 10m を超える道路に係る沿道の角地では、高さ 7m を超えるもの ○主な河川又は港湾に面する部分では、高さ 7m を超えるもの ○建築（築造）面積が 1,000m ² を超えるもの ○原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分等に設置する工作物で、工作物の下端の標高が高さの最高限度の基準※に定める高さから 13m 減じた高さを超えるもの ○一般区域のうち原爆ドームの背景となる阿武山において、設置する地盤面（建築物の屋上部分等に設置する工作物にあってはその下端）の高さが標高 430m を超えるもの			①(A～D)・②・⑦・⑩・⑫の地区	－
	西風新都地区 (⑧)				－	－
	一般区域(上記以外) (⑭)				面積 5ha 以上のもの	面積 500m ² 以上のもの等
		種類ごとに規模等限定			－	－
					－	－
					－	－

※高さの最高限度の基準：景観計画第 6 章 5（1）イで定める高さ。

注 1：特定届出対象行為（景観法第 17 条第 1 項）
本市においては、上表の建築物の建築等及び工作物の建設等が特定届出対象行為となります。特定届出対象行為は、形態や色彩等の基準に適合しない計画等について「変更命令」の対象になる行為を示します。

注 2：国の機関または地方公共団体が行う行為についての扱い
国の機関又は地方公共団体が上表の届出を要する行為をしようとするときは、景観法第 16 条第 1 項の届出に代わり、同条第 5 項に基づく通知が必要となります。国等が行う行為で他法令の許可の適用除外となるものであっても、景観への影響は他のものと変わらないため、民間の建築物等と同様に扱います。

注 3：景観重要公共施設内の建築物等の扱い
景観重要公共施設内で都市公園施設とされている建築物や工作物については、国の機関又は地方公共団体による通知は不要です。ただし、平和記念公園、中央公園、広島広域公園内の建築物や工作物については、都市公園施設であっても通知が必要です。

■届出対象行為の一覧

			建築物の建築等	工作物の建設等									開発行為等	
				工作物 1	工作物 2							工作物 3		
					携帯電話等基地局アンテナ	時間貸し駐車場等	機械式駐車場	擁壁（道路に接して設けるもの）	塀、柵（道路に接して設けるもの）	日よけ、雨よけ等	自動販売機	橋りょう	開発行為	物件の堆積 土地の形質の変更 土石の採取、鉱物の掘採
						地上部分 2階以上	高さ 2m超	高さ 1.5m超			面積 5ha 以上	面積 500m ² 以上 ^{注1}		
景観計画重点地区	ア 平和、歴史・文化関連地区	① 原爆ドーム及び 平和記念公園周辺地区（A～D地区）	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎※2	◎※3	—	—
		② 平和大通り沿道地区	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎※2	◎※3	—	—
		③ 縮景園周辺地区	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎※2	—	—	—
		④ 不動院周辺地区	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎※2	—	—	—
		⑤ 広島東照宮・國前寺周辺地区	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎※2	—	—	—
	イ 水と緑にぎわい・おもてなし関連地区	① 原爆ドーム及び 平和記念公園周辺地区（E地区）	△	△	◎	◎	○	○	○	◎	—	—	—	—
		⑥ 広島城・中央公園地区	△	△☆	◎	◎	○	○	○	◎	◎※2	—	—	—
		⑦ リバーフロント・シーフロント地区	△	△☆	◎	◎※1	○※1	○※1	○※1	◎※1	—	◎※3	—	—
		⑨ 広島駅新幹線口地区	△	△	◎	◎	○	○	○	◎	◎※2	—	—	—
		⑩ 広島駅南口地区	△	△	◎	◎	○	○	○	◎	—	◎※3	—	—
		⑪ 広島市民球場周辺地区	△	△	◎	◎	○	○	○	◎	—	—	—	—
		⑫ 都心幹線道路沿道地区	△	△	◎	◎※1	○※1	○※1	○※1	◎※1	—	◎※3	—	—
		⑬ 宇品みなと地区	△	△	◎	◎	○	○	○	◎	—	—	—	—
	ウ	⑧ 西風新都地区	△	△	◎	◎※1	○※1	○※1	○※1	◎※1	—	—	○	○
⑭ 一般区域		△ □	△ ☆□	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

【届出対象行為凡例】

- ◎ 規模にかかわらず全て
- 特定の規模のもの全て
- △ 高さ 13m を超えるもの^{注2}又は建築（築造）面積が 1,000m² を超えるもの
- ☆ 原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、下端の標高が高さの最高限度の基準^{注3}に定める高さから 13m 減じた高さを超えるものは、規模にかかわらず全て
- 原爆ドームの背景となる阿武山において、地盤面（建築物の屋上部分等に設置する工作物にあっては、工作物の下端）が標高 430m を超えるものは、規模にかかわらず全て
- ※1 主な幹線道路等、主な河川又は港湾に面する部分に設けるもの
- ※2 下表に掲げる部分に設置するもの
- ※3 主な河川又は港湾の部分に架かるもの
- 届出対象外

表（※2関連）

景観計画重点地区の区域	部分
原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A～D地区）	平和記念公園及び中央公園の区域内、並びに平和記念公園の周縁道路及び平和大通りに面する部分
平和大通り沿道地区	平和大通りに面する部分
縮景園周辺地区	縮景園の前面道路に面する部分
不動院周辺地区	地区内全域
広島東照宮・國前寺周辺地区	「二葉の里歴史の散歩道」に面する部分
広島城・中央公園地区	中央公園（広島城を含む）の区域内、及び広島城跡の周縁道路に面する部分
広島駅新幹線口地区	「二葉の里歴史の散歩道」に面する部分

注 1：物件の堆積については、面積 500m² 以上のもの又は体積 500m³ 以上のもの。

注 2：幅員が 10m を超える道路に係る沿道の角地、当該地区内の主な河川又は港湾に面する部分に係る建築物等にあっては、高さ 7m を超えるもの。

注 3：景観計画第 6 章 5(1)イで定める高さ。

3 届出対象行為別の解説

■ 本編 45～47 ページ、53～177 ページ

(1) 建築物の建築等

ア 定義

「建築物[※]の建築等」とは、新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のことをいいます。

※「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定する以下のものです。

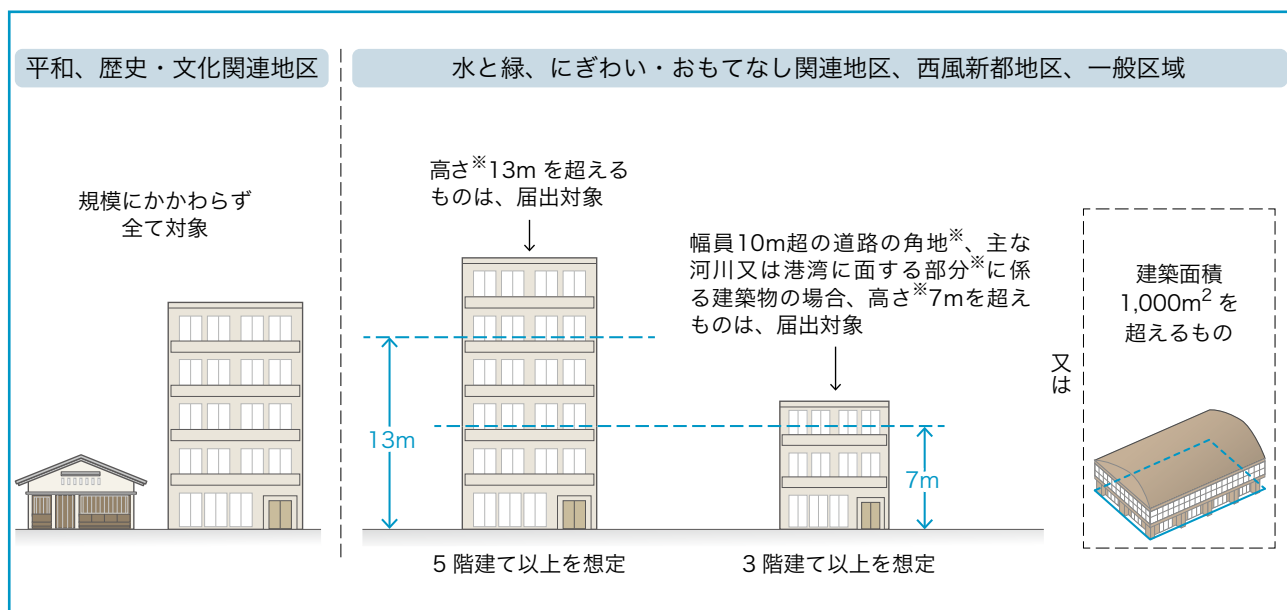
土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むもの。

イ 届出対象規模

地区・区域によって、建築物等の届出対象規模が異なります。

ただし、原爆ドームの背景となる阿武山において、地盤面の高さが標高 430m を超えるものは規模にかかわらず全て届出対象行為となります。

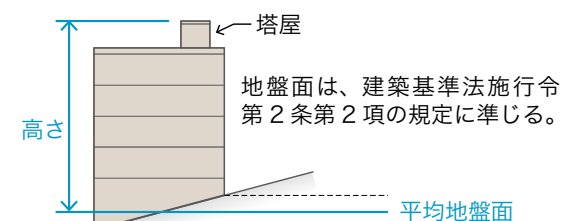
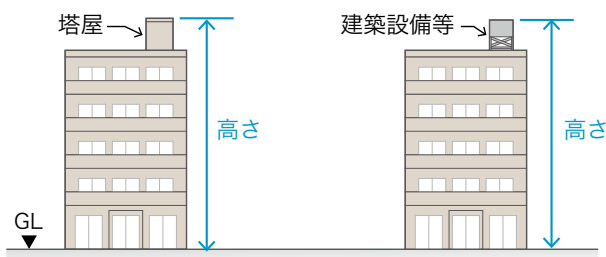
詳しくは、10～11 ページの届出対象行為の一覧でご確認ください。



※高さ、角地、主な河川又は港湾に面する部分の取扱いについては、以下に説明します。

■ 高さの算定について

建築物の高さは、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項の規定）からの高さとし、塔屋等の高さを含むものとします。



※ 平均地盤面が複数ある場合、全ての高さにおいて届出対象行為となるか規模の確認を行ってください。

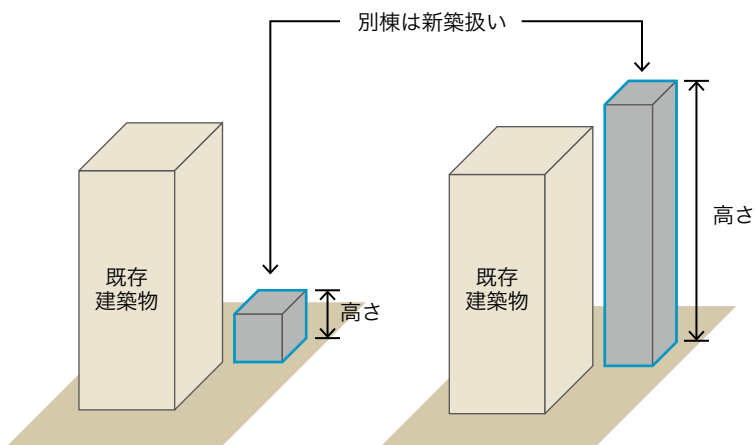
ウ 届出対象行為

届出対象行為であるか否かは、棟ごとに判断します。

■新築

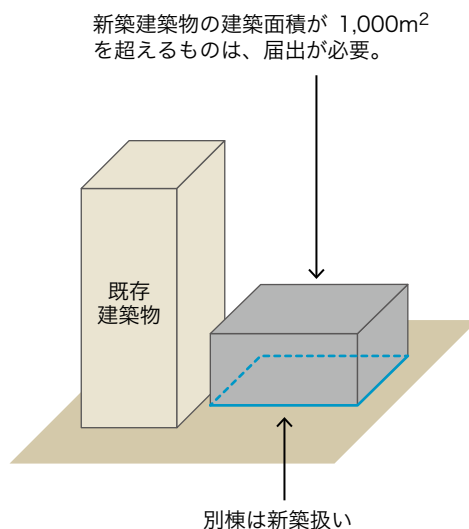
同一敷地において、別棟で増築する場合は新築扱いとし、棟ごとに届出対象規模を判断します。

高さの場合



新築建築物の高さが届出対象規模を超えるものは、届出が必要。

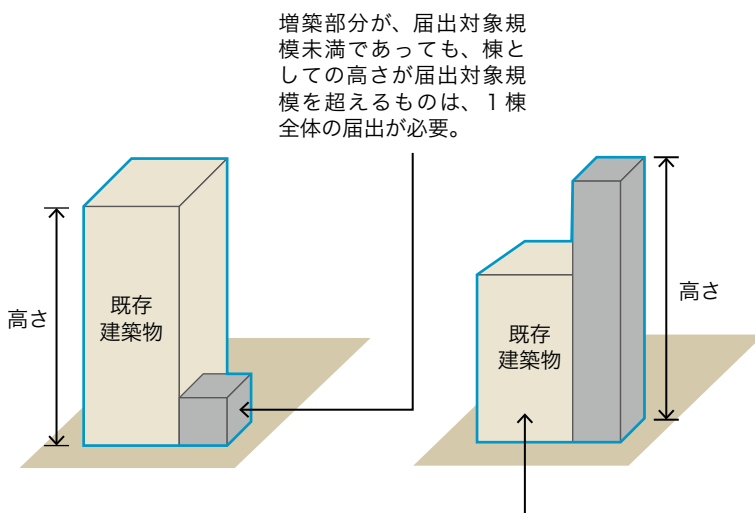
建築面積の場合



■既存建築物と一体で増築する場合

同一敷地において、既存建築物と一体で増築する場合は、既存部分を含む増築後の建築物等の規模により、届出対象規模を判断します。

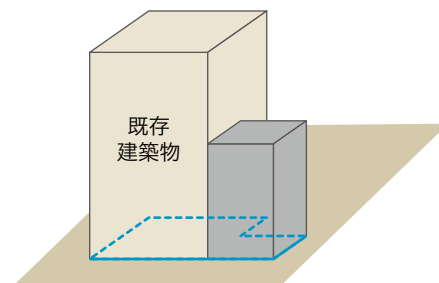
高さの場合



既存部分が、届出対象規模未満であっても、棟として届出対象規模を超えるものは、1棟全体の届出が必要。

建築面積の場合

既存建築物と一体とした増築は、建築面積の合計が $1,000\text{m}^2$ を超えるものは、1棟全体の届出が必要。

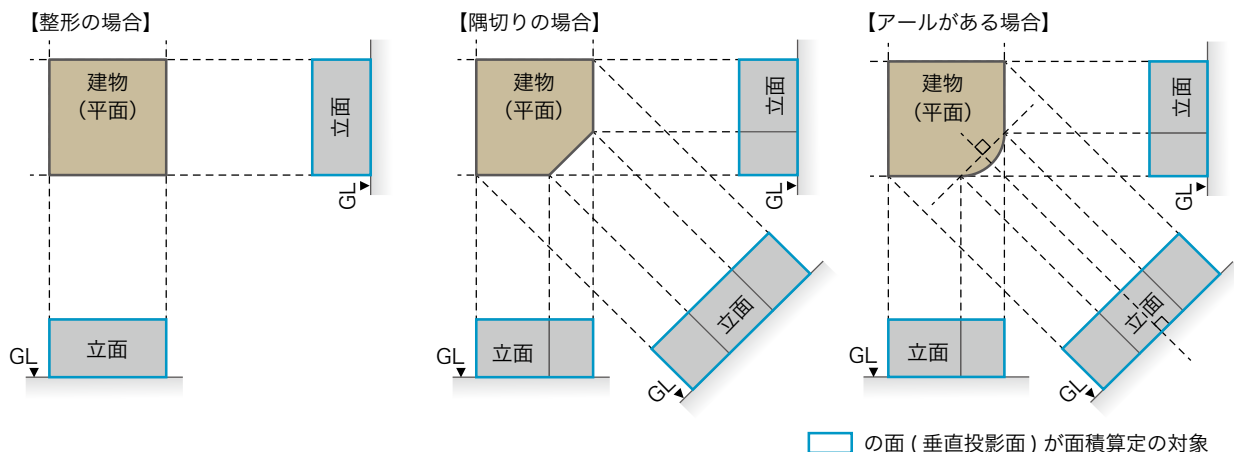


■色彩の変更

外壁面の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分の面積が2分の1を超えるものをいいます。ただし、陸屋根の防水措置に係る部分は除きます。なお、既存と同色に塗り替える場合も対象となります。

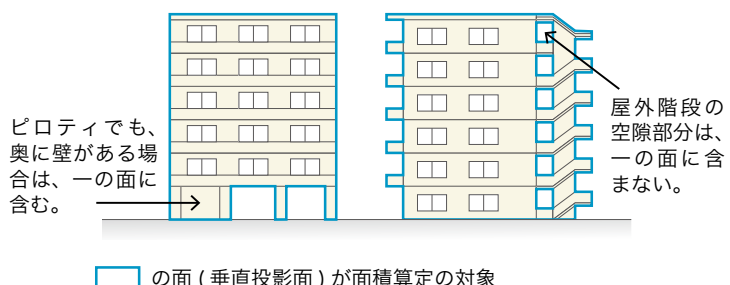
外壁面

- ・外壁面においては、垂直投影面を一の面として扱い、面積割合を計算する際は、一の面の面積に対する色彩の変更部分の割合を算出する。
- ・建築物が整形の場合は、4面で検討する。以下に示すような特殊な形状の場合は、景観上、斜めから見たときの影響も大きいので、隅切り等の面も一の面として扱い、その面を含めた5面で検討する。



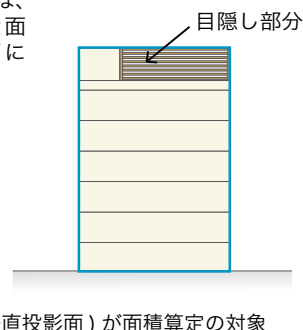
【外壁に凹凸や空隙がある場合】

バルコニー等による壁面の凹凸間やピロティにおいて、奥に壁がない部分（空隙）は一の面に含まない。



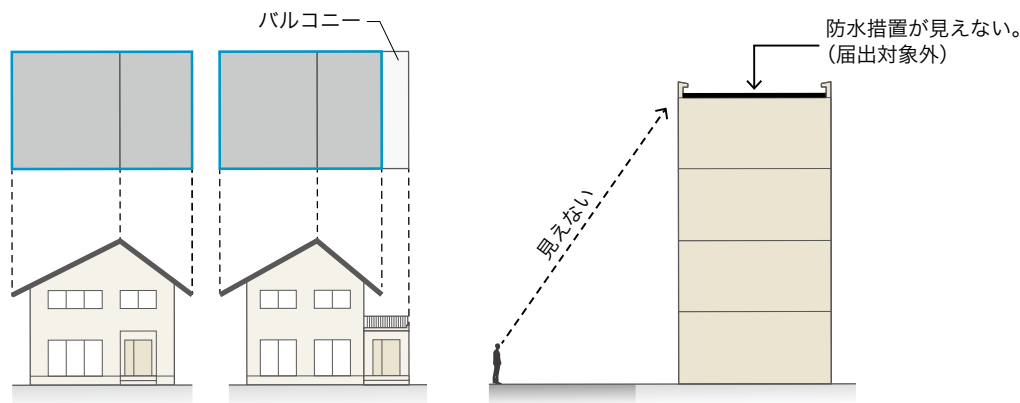
【ルーバーなどの目隠しがある場合】

目隠し部分は、建築物の外壁面として一の面に含める。



屋根面

屋根面においては、水平投影面を一の面として扱い、面積割合を計算する際は、一の面の面積に対する色彩の変更部分の割合を算出する。ただし、陸屋根や屋根のないバルコニー等、防水措置が地上から見えない場合は届出対象外とする。



(2) 工作物の建設等

ア 定義

「工作物の建設等」とは、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のことをいいます。

■工作物 1（第 1 種工作物）

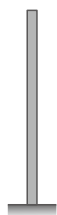
建築基準法に規定する準用工作物^{※1}など、比較的規模（高さや築造面積など）の大きなものが築造される可能性がある、景観への影響が大きいもの。（屋外に設置するものに限る。）

煙突



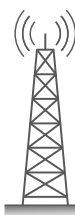
煙突の例

鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの^{※2}



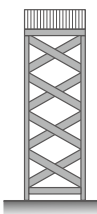
鉄柱の例

電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの



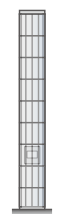
電波塔の例

高架水槽、物見塔その他これらに類するもの



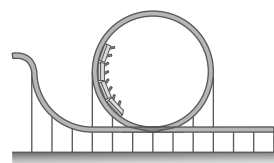
物見塔の例

乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）



観光用エレベーターの例

ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設



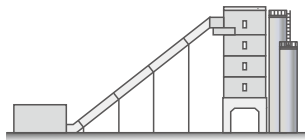
コースターの例

観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの



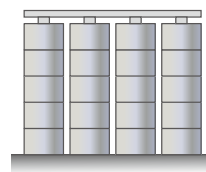
観覧車の例

アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの



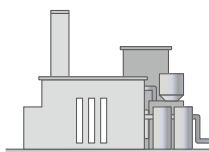
製造施設の例

サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの



サイロの例

粉砕施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの



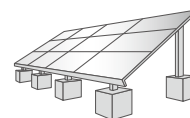
ごみ焼却場の例

彫像及び記念碑



彫像、記念碑の例

太陽光発電装置



太陽光発電装置の例

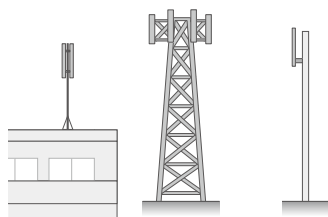
※1：工作物 1 は、建築基準法第 88 条の準用工作物（彫像及び記念碑、太陽光発電装置は含まれない）より整理しているが、規模は市独自で設定している。

※2：旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。このため、中国電力が設置する電柱は届出対象外である。なお、「鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの」には、街灯や道路標識などの道路附属物及び信号機や規制標識などの道路交通法に基づき設置される施設を含まない。

■工作物 2（第 2 種工作物）

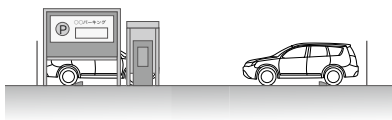
単体の規模は比較的小さいが、身近に数多く存在し人の目に触れる機会も多いことから景観への影響が懸念され、特に、景観計画重点地区内において景観上の配慮を求めるもの。（屋外に設置するものに限る。）

携帯電話等基地局アンテナ



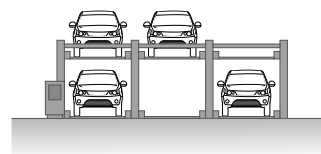
携帯電話等基地局アンテナの例

駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場（時間貸し駐車場等）※¹



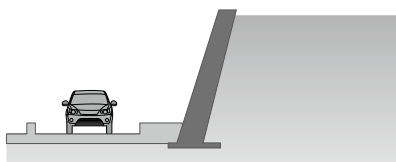
コインパーキングの例

機械式自動車車庫



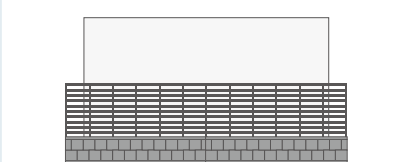
機械式自動車車庫の例

擁壁であって道路に接して設けるもの※¹



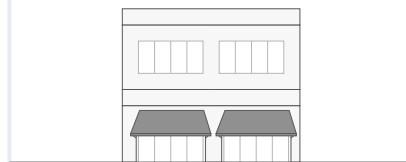
擁壁の例

塀及び柵であって道路に接して設けるもの※¹



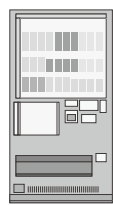
塀・柵の例

日よけ、雨よけその他これらに類するもの



日よけ・雨よけの例

自動販売機



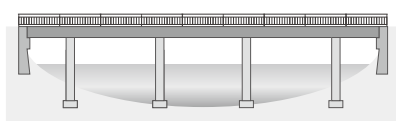
自動販売機の例

※¹：道路又は道路附属物として整備されるものを除く。

■工作物 3（第 3 種工作物）

遠くから見通すことができ、デザインのバリエーションが多く、「水の都ひろしま」のブランドイメージを高める上で、河川や港湾の水辺空間の景観に大きな影響を与えるもの。

橋りょう



桁橋の例

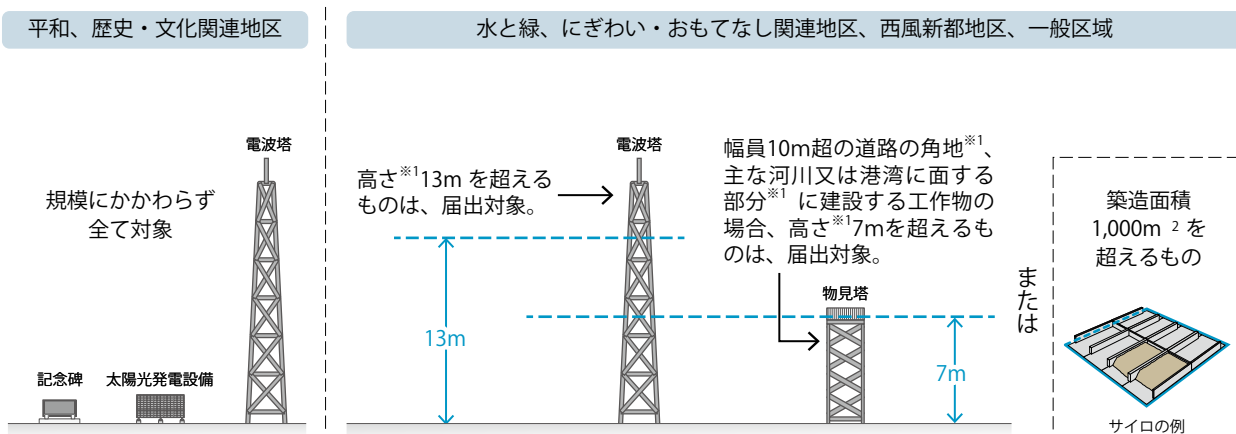
イ 届出対象規模

地区・区域や工作物の種類によって、届出対象規模が異なります。

ただし、原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山においては、建設位置が一定の条件を満たす工作物 1 は規模にかかわらず全て届出対象行為となります。

詳しくは、10～11 ページの届出対象行為の一覧でご確認ください。

【工作物 1】



【工作物 2、工作物 3】※²

工作物	工作物 2							工作物 3
	携帯電話等 基地局アンテナ	時間貸し 駐車場等	機械式 自動車車庫	擁壁	塀及び柵	日よけ、 雨よけ等	自動販売機	橋りょう
届出対象 規模等	規模に かかわらず 全て	規模に かかわらず 全て	地上段数が 2以上のもの に限る	高さ2mを超 え、道路に接 して設けるも のに限る※ ³	高さ1.5mを 超え、道路に 接して設ける ものに限る※ ³	規模に かかわらず 全て	規模に かかわらず 全て	規模に かかわらず 全て

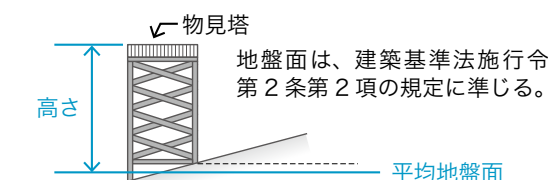
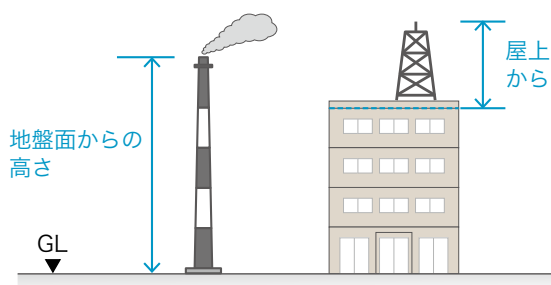
※1：高さ、角地、主な河川又は港湾に面する部分の取扱いについては、以下に説明します。

※2：工作物の種類により届出対象となる地区が異なりますので、P11 届出対象行為の一覧でご確認ください。

※3：道路又は道路附属物として整備されるものを除く。

■高さの算定基準

工作物の高さは、地盤に接しているものは、地盤面から、建築物等の屋上に設置している場合は、屋上のスラブからの高さとなります。



※ 平均地盤面が複数ある場合、全ての高さにおいて届出対象行為となるか規模の確認を行ってください。

ウ 届出対象行為

届出対象行為であるか否かは、建築物と同様に、棟ごとに判断します。

■新設

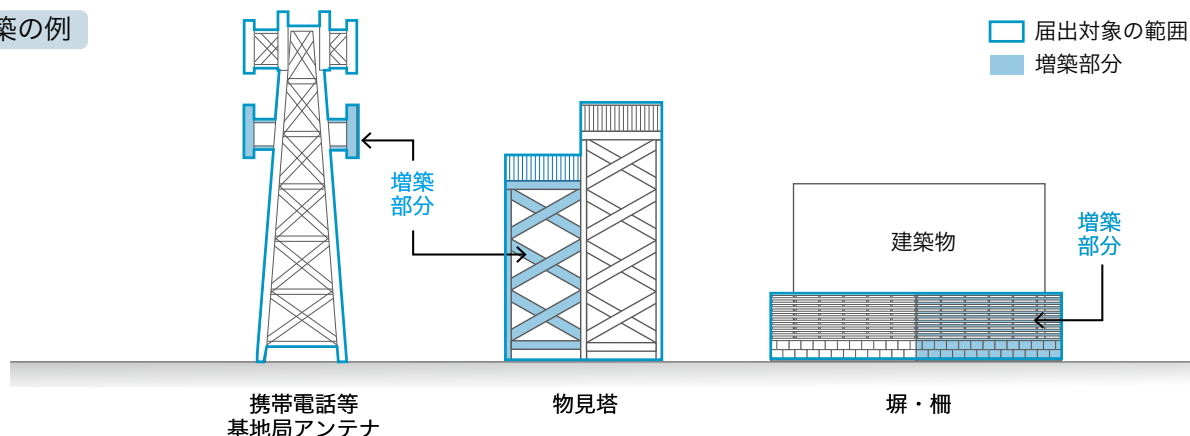
建築物の新築（P13）と同様の扱いとします。

■既存工作物と一体で増築する場合

建築物（P13）と同様の扱いとします。

また、既存の工作物に別の工作物を取り付ける場合も増築となります。

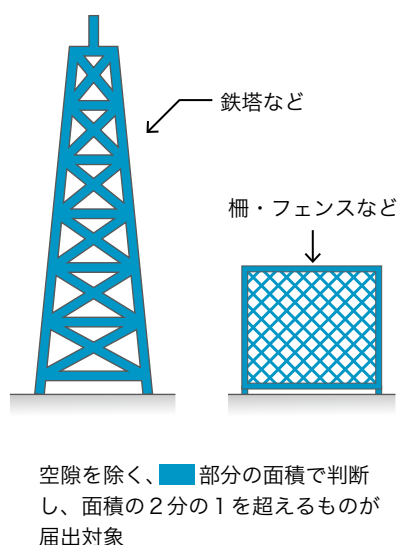
増築の例



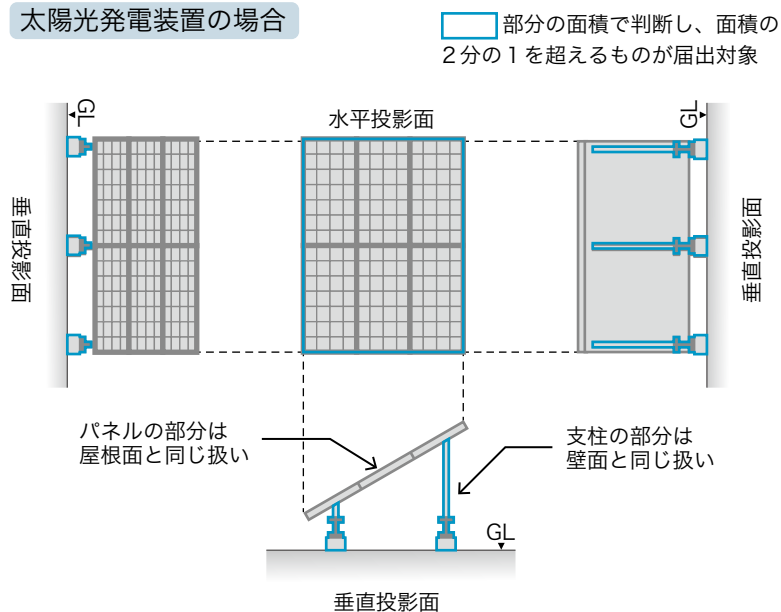
■色彩の変更

基本的な考え方は、建築物と同様であり、外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一面について、色彩の変更に係る部分の面積が2分の1を超えるものとします。なお、工作物については、特殊な形態のものがあるため、以下のとおり、事例を示します。なお、既存と同色に塗り替える場合も対象となります。

空隙がある工作物の場合

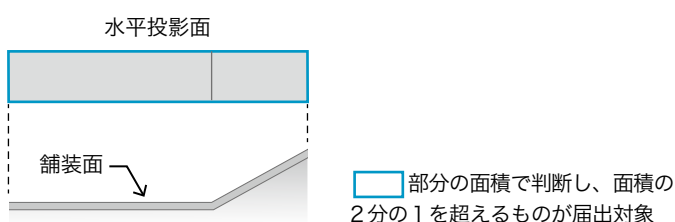


太陽光発電装置の場合



舗装面の場合（時間貸し駐車場等）

時間貸し駐車場や橋りょうなどの舗装面の色彩は、水平面として景観に影響を与えるため、面積の2分の1を超えるものは届出対象とする。

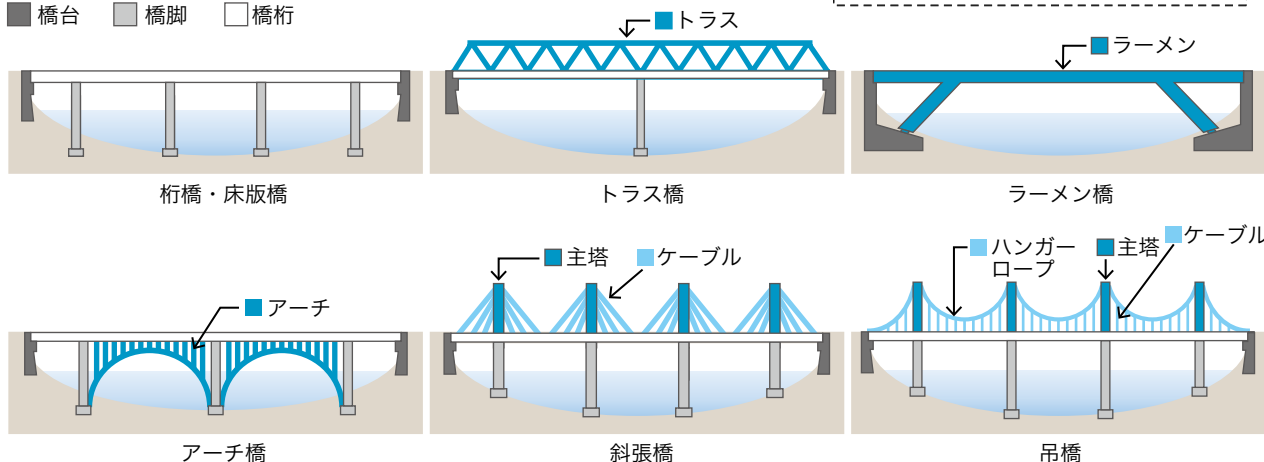


橋りょうの場合

主な橋りょうの形式ごとに、部位の例を示す。

部位ごとに垂直投影面積の2分の1を超える場合は届出（届出）対象。ただし、常時土中にある部分を除く。

■ 橋台 ■ 橋脚 □ 橋桁



(3) 開発行為等

開発行為等について、景観に与える影響が大きいことから、届出対象となる規模を定めています。

また、一部他法令の許可等の対象とならない場合であっても、景観への影響が大きいものは届出対象としています。例えば、「資源の有効な利用の促進に関する法律」において定義されている再生資源の堆積は、法律上許可等を要するものではありませんが、本市では、景観への影響が大きいと考え、届出対象としています。

開発行為等の定義及び届出対象規模

行為	定義	規模
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定するもの	面積5ha以上のもの
土石の採取、 鉱物の掘採	景観法施行令第4条第1号に定める土石の採取、 鉱物の掘採	面積500m ² 以上のもの
土地の 形質の変更	景観法施行令第4条第1号に定めるその他の土地の 形質の変更 ・切土又は盛土による土地の形を変更する行為 ・宅地（宅地造成等規制法第2条第1項に定める 土地）以外の土地を宅地に変更する行為	面積500m ² 以上のもの
屋外における 土石、廃棄物 などの物件の 堆積	景観法施行令第4条第4号に定める屋外における 土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源 （資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項 に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積	面積500m ² 以上のもの 又は体積500m ³ 以上の もの

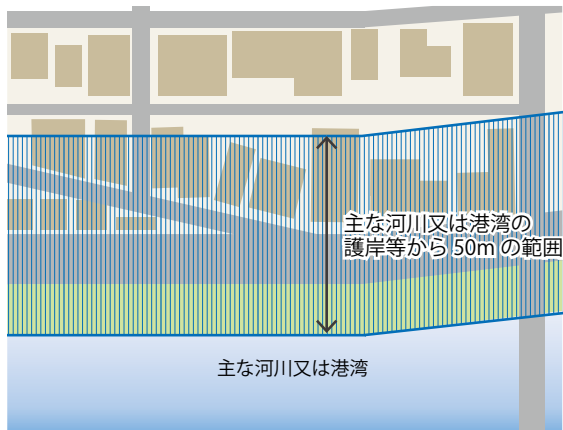
(4) その他

■ 本編 33～36 ページ、53～177 ページ

■ 主な河川又は港湾、主な幹線道路等に面する部分

主な河川又は港湾、主な幹線道路等に面する部分とは、以下の部分をいいます。
具体的な部分は、広島市ホームページの「ひろしま地図ナビ」で確認できます。

主な河川又は港湾に面する部分



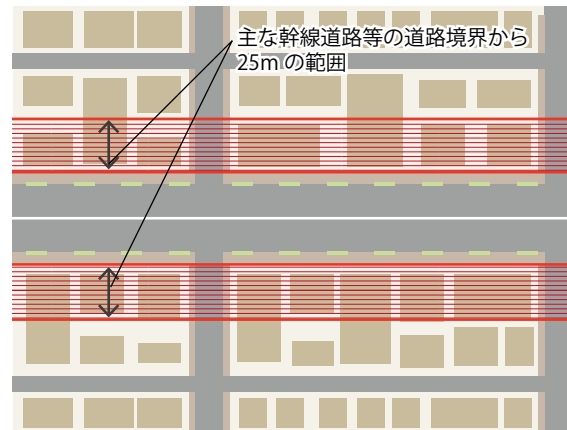
【主な河川】

太田川、天満川、旧太田川（本川）、元安川、京橋川、猿猴川

【主な幹線道路等の一覧】

地区名	主な幹線道路等の名称
原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A～D地区）	平和記念公園の周縁道路、平和大通り
平和大通り沿道地区	平和大通り
縮景園周辺地区	縮景園の前面道路
広島東照宮・國前寺周辺地区	二葉の里歴史の散歩道
広島城・中央公園地区	広島城跡の周縁道路
西風新都地区	主な幹線道路等
広島駅新幹線口地区	二葉の里歴史の散歩道
都心幹線道路沿道地区	都心幹線道路

主な幹線道路等に面する部分

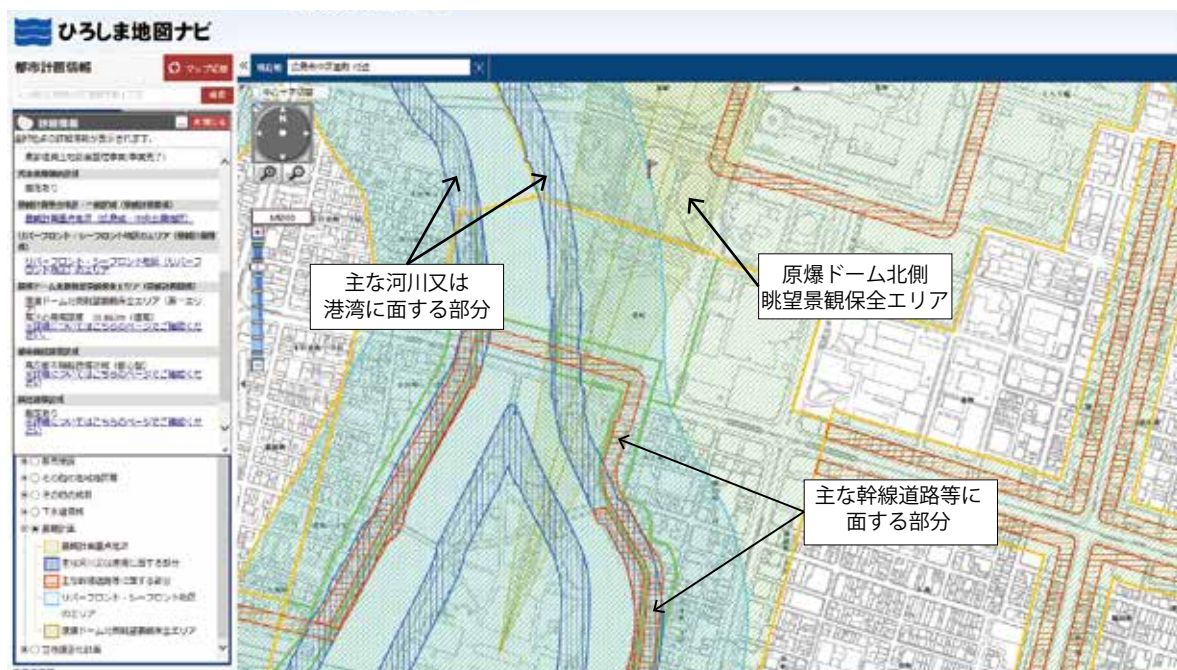


※主な幹線道路等は、景観計画本編の各地区の対象エリアを示す位置図において図示しています。この主な幹線道路等の道路境界から 25m の範囲を「主な幹線道路等に面する部分」としています。

⑫ 都心幹線道路沿道地区の例（本編 P157）



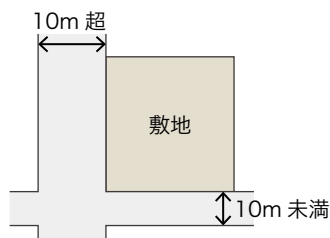
参考：ひろしま地図ナビ（<https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal>）



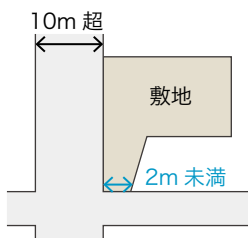
■角地の取扱い

「幅員が10 mを超える道路に係る沿道の角地」とは、どちらか一方の道路の幅員が10 mを超えるものをいいます。

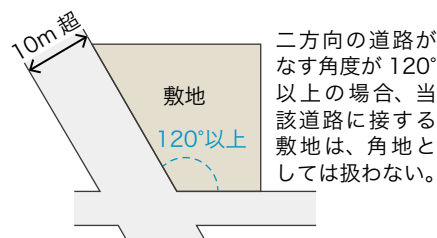
角地の例



角地として扱わない例



道路に接する敷地の長さが2m未満の場合は、角地としては扱わない。

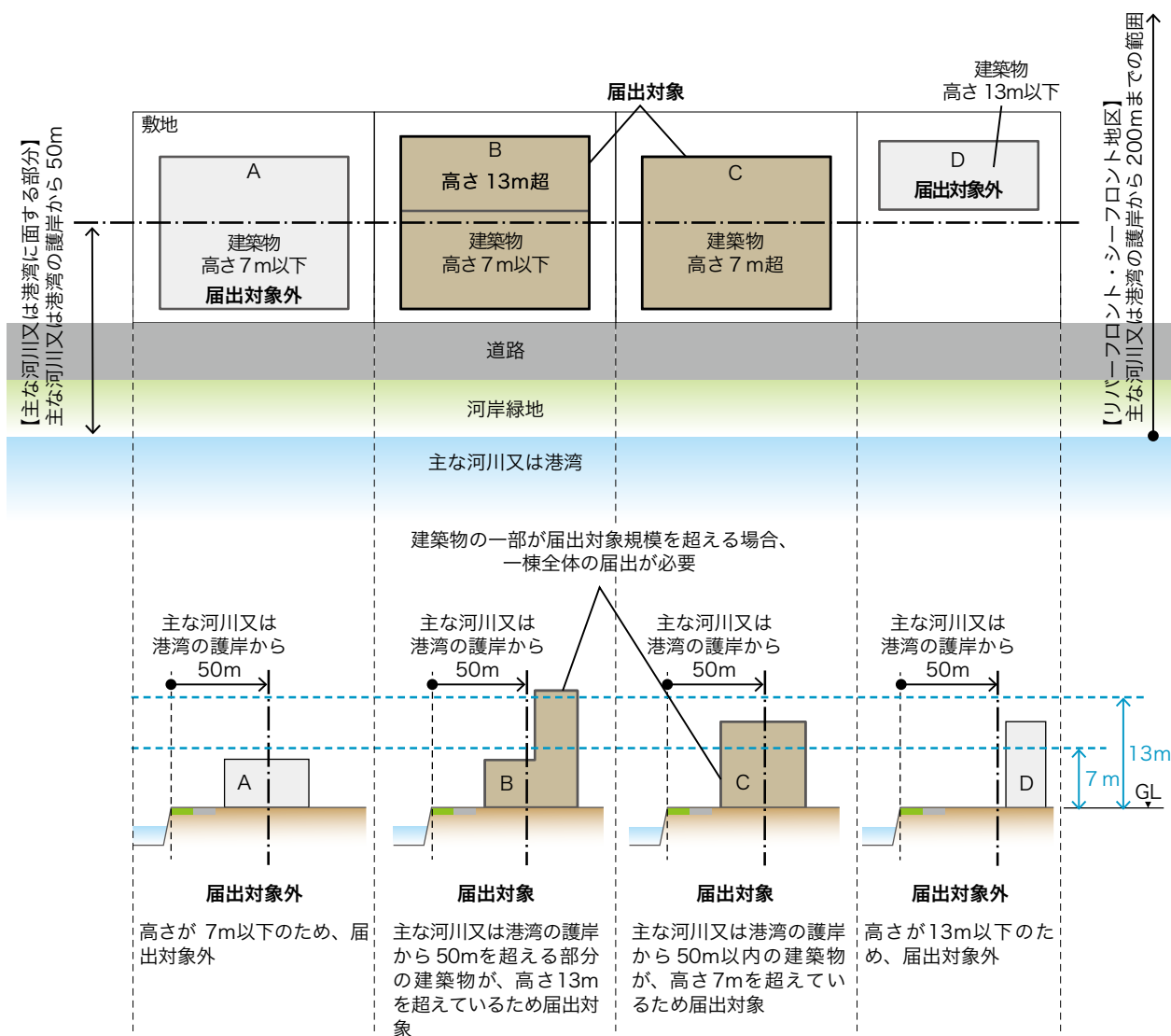


二方向の道路がなす角度が120°以上の場合、当該道路に接する敷地は、角地としては扱わない。

■複数の地区又は部分にまたがる場合の届出対象規模の扱い

建築物又は工作物が複数の地区又は部分にまたがる場合は、それぞれの地区又は部分ごとに届出対象規模を判断します。いずれかの地区又は部分で届出対象規模を超えるものは、一棟全体の届出が必要になります。

リバーフロント・シーフロント地区における「主な河川又は港湾に面する部分」と「それ以外の部分」にまたがる場合の届出対象規模の捉え方の例（1,000 m²以下の場合を例示）



第4章 景観計画に定める「形態意匠の基準」

景観計画では、良好な景観形成を進めるため、最低限配慮する内容を「形態意匠の基準」として整理し、この基準を踏まえた設計やデザイン等の工夫を促しています。本ガイドラインでは、色彩の基準を除く「形態意匠の基準」を解説しています。

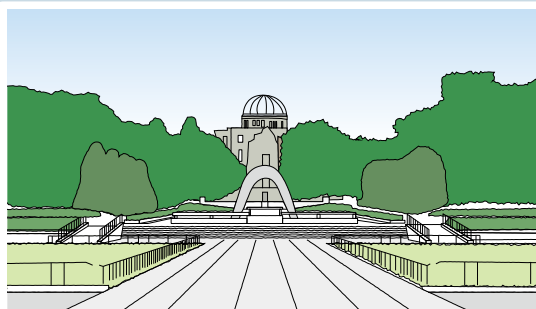
なお、「高さの最高限度の基準」及び「良好な景観の形成のための基準」については、別冊「広島市景観形成ガイドライン（原爆ドームを望む南北軸の眺望景観）」をご覧ください。

1 視点場について

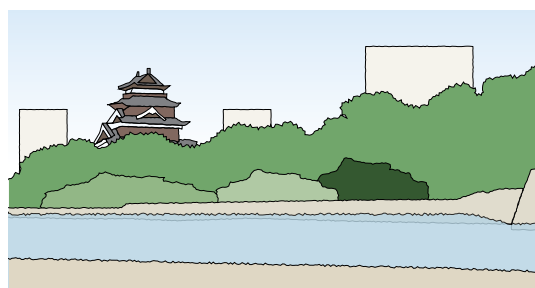
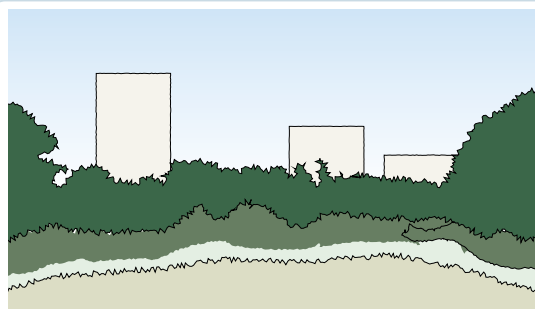
形態意匠の基準において「〇〇からの見え方に配慮し、」と示しているように、地区ごとに本市が景観上重要と考える場所からの見え方について、良好な景観形成のために特別な配慮が必要だと考えています。本ガイドラインでは、この景観上重要と考える場所を「視点場」と表現し、解説を行っています。

地区ごとの視点場については、景観計画第7章の各地区の形態意匠の基準でご確認ください。

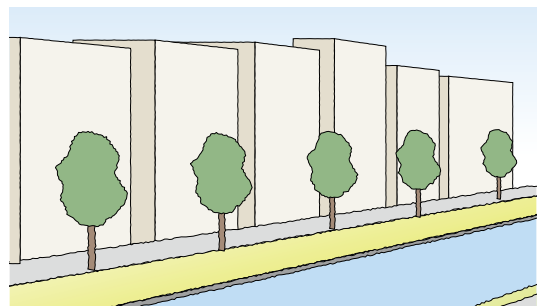
本市には、平和記念公園の南北軸線上、平和大通りなどの幹線道路、広島城や縮景園、広島駅など、様々な視点場があります。視点場ごとに、景観に対する以下のような配慮が必要となりますので、形態意匠の基準や本章で解説する内容を参考に、良好な景観形成に向けた配慮をお願いします。



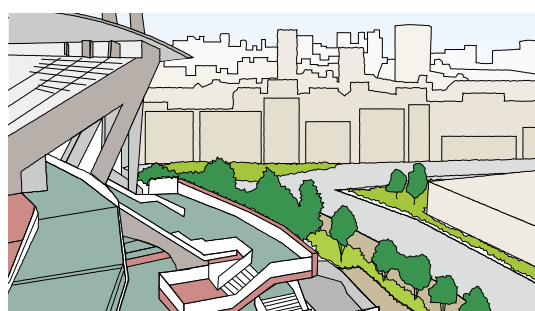
視対象を含む直線上の眺め。背景となる建築物等の配慮が必要。



公園や境内等を視点場とした眺め。視点場内の緑越しにぐらりと見回す景観であるため、広島城や境内、緑等の視対象に対する建築物の見え方に配慮が必要。



通りや対岸又は河川、海を視点場とした眺め。連続した街並み景観であり、周囲の建築物等との調和による一体感、統一感に配慮が必要。



主要施設を視点場としたもの。視点場からの建築物等の見え方に配慮が必要。

■地区と視点場の一覧

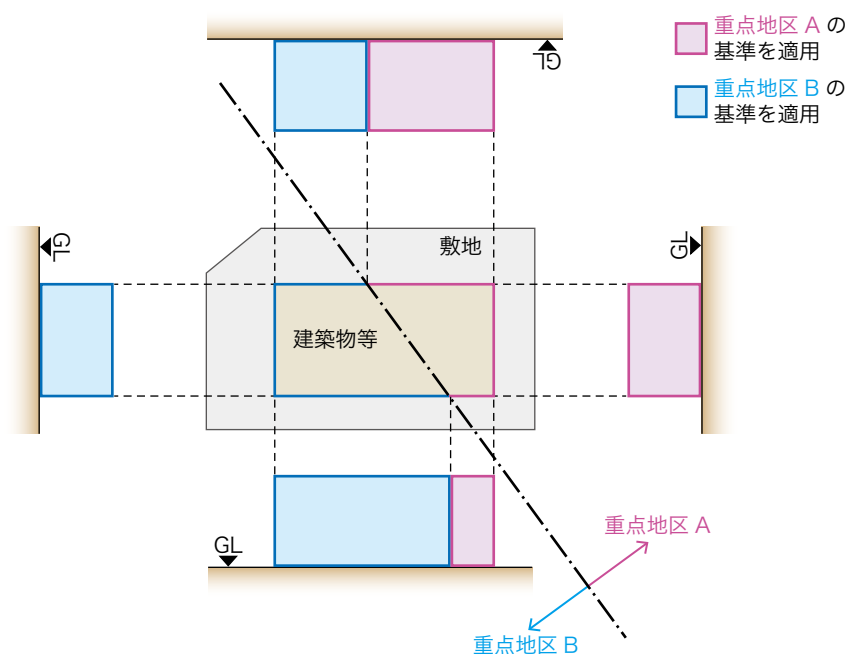
視点場名：特に重要な視点場

地区名	本市が考える視点場
① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 (A～D地区)	平和記念公園、河川及び対岸
① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 (E地区)	平和記念公園、平和大通り、相生通り、鯉城通り、河川 及び対岸
② 平和大通り沿道地区	平和大通り、河川及び対岸
③ 縮景園周辺地区	縮景園、河川及び対岸
④ 不動院周辺地区	不動院、河川及び対岸
⑤ 広島東照宮・國前寺周辺地区	地区内の神社・仏閣、二葉の里歴史の散歩道、河川及び対岸
⑥ 広島城・中央公園地区	広島城、広島城跡、平和記念公園、河川及び対岸
⑦ リバーフロント・シーフロント地区 (リバーフロント地区)	河川及び対岸
⑦ リバーフロント・シーフロント地区 (シーフロント地区)	河川及び対岸又は海
⑧ 西風新都地区	地区内の主な幹線道路等
⑨ 広島駅新幹線口地区	広島駅新幹線口広場、二葉の里歴史の散歩道、河川及び対岸、 エリア内の幹線道路
⑩ 広島駅南口地区	広島駅南口広場、河川及び対岸、地区内の幹線道路
⑪ 広島市民球場周辺地区	広島市民球場、西蟹屋プロムナード、河川及び対岸
⑫ 都心幹線道路沿道地区	都心幹線道路、河川及び対岸
⑬ 宇品みなと地区	広島港宇品旅客ターミナル、海

2 複数の地区にまたがる場合の基準

複数の地区に建築物や
工作物がまたがる場合は、
それぞれの地区の基準を
適用します。

なお、例えば、リバー
フロント・シーフロント
地区における「主な河川
又は港湾に面する部分」
と「それ以外の部分」など、
地区内で基準が異なる場
合も、同様に扱います。



3 形態意匠の基準及び解説

(1) 建築物

■ 本編 53 ～ 177 ページ

① 配置、低層階

景観計画における形態意匠の基準

快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。

全地区共通

（全地区共通事項に加え、）河岸緑地に接する場所では、空地を河岸緑地と一体感を持たせるように整備するとともに、敷地内に河岸や河岸緑地に直接アクセスできるように歩行者通路やピロティなどを設けるなどの工夫をする。

⑦リバーフロント地区

■ 解説

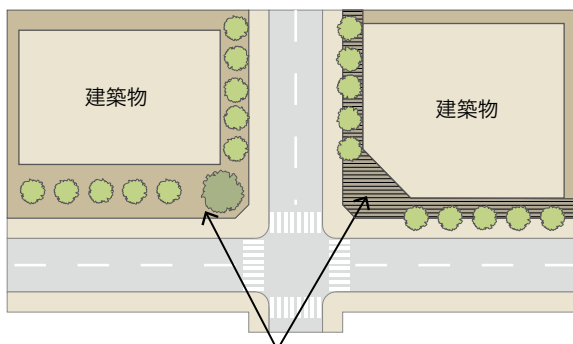
【オープンスペースの確保及び壁面デザインの工夫】

建築物の外壁をセットバックすることなどにより、敷地の一部にオープンスペースを確保し、歩行者が歩きやすく、ゆとりと潤いのある景観を形成します。

また、建築物の壁面の位置をできる限りそろえるなど、街並みの連続性への配慮も必要です。

低層階は、多くの人が目にする部分であるため、ヒューマンスケールに配慮し、圧迫感を軽減するとともに、あたたかみや親しみのある自然素材等を用いるなど、洗練された壁面のデザインにより、各地区の雰囲気大切に景観を形成します。

オープンスペースの確保

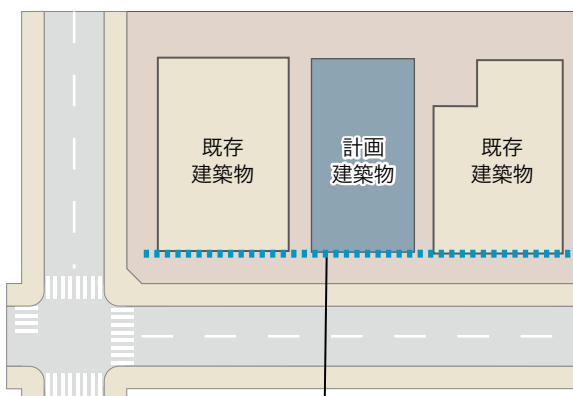


オープンスペースの確保により、
快適な歩行者空間を創出



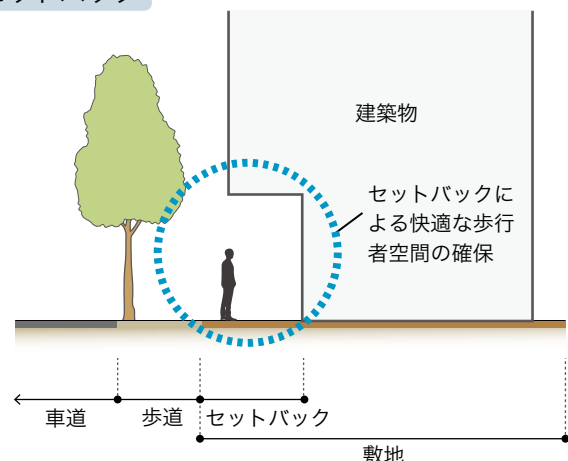
公開空地の使い方の例

壁面の位置の統一



隣接する既存建築物の壁面の位置を合わせる
ことで、整った街並みを創出

セットバック

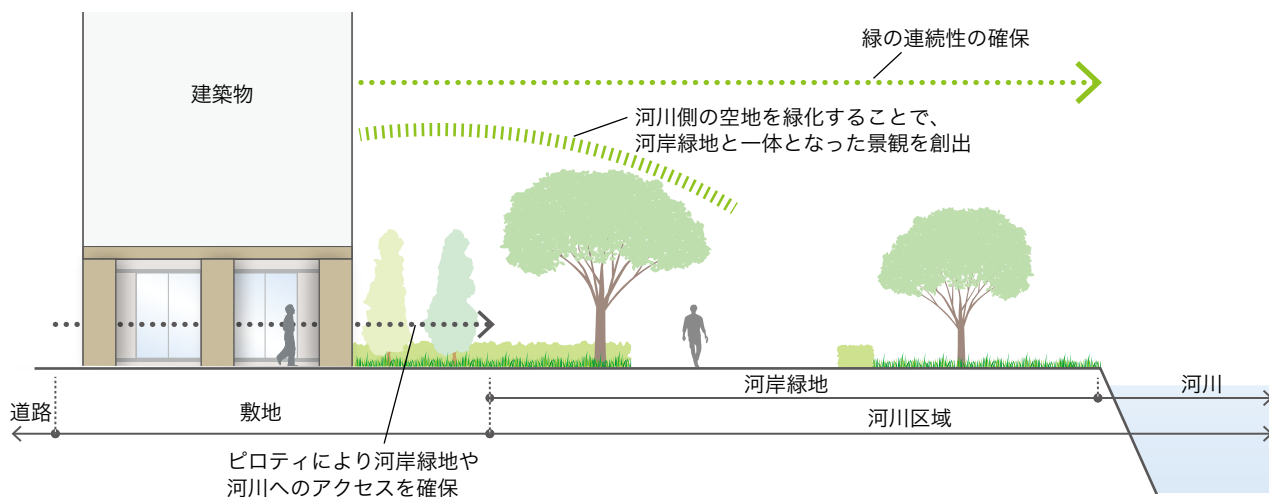


【河岸緑地に接する場所での工夫】

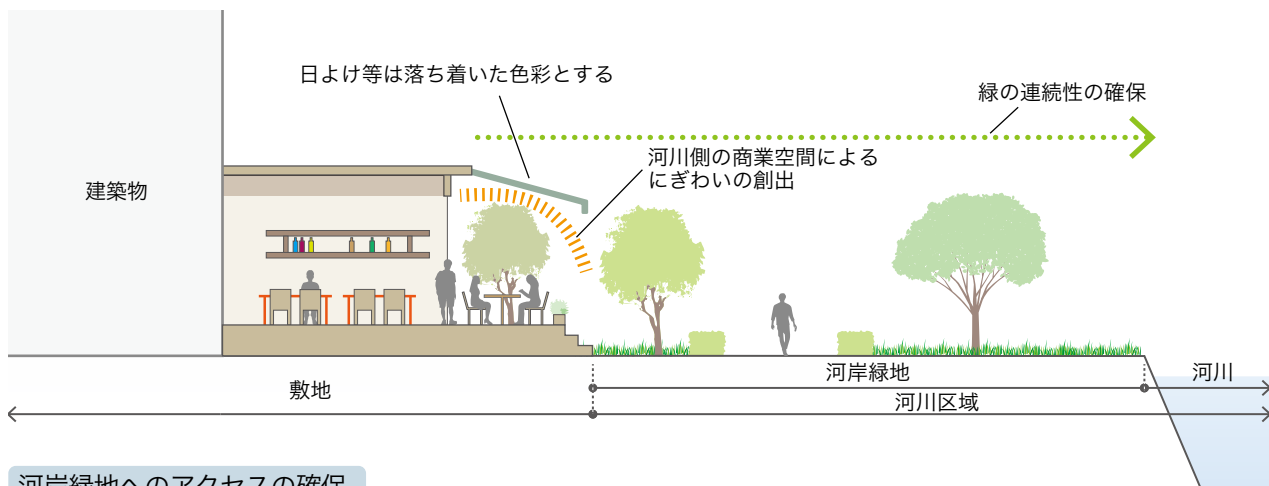
本市では、水辺は散策や休息、スポーツ・レクリエーションなどの場として日常的によく利用されています。また、オープンカフェなど居心地の良い空間がつけられ、人々の日常の中でも河川は身近なものとなっており、河岸緑地の整備と相まって、本市の代表的な景観を形成しています。

このような水辺の使われ方や景観に配慮し、河岸緑地に面する敷地では、河岸緑地との一体感やつながりを持たせるよう、建築物のデザインを工夫し、空地を利用して河川空間と連続した美しい景観を形成します。

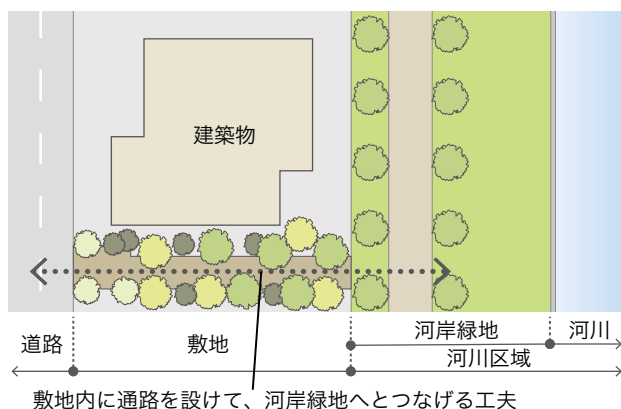
河岸緑地と一体となった緑化のイメージ



河岸緑地と一体となった緑化とにぎわい空間づくりのイメージ



河岸緑地へのアクセスの確保



河岸緑地と商業空間によるにぎわいの創出の例

② 敷地内緑化

景観計画における形態意匠の基準

敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。

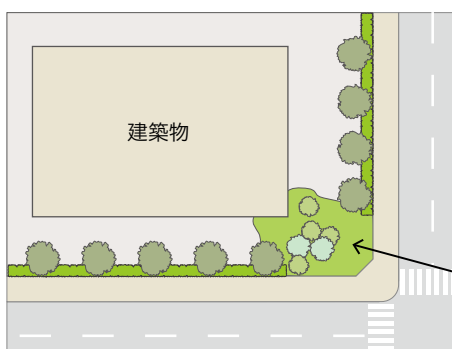
全地区共通

■ 解説

緑は、人々に潤いや安らぎを与え、景観上、非常に重要な要素となっており、さらに温暖化防止への効果も期待されています。可能な範囲で、敷地内、壁面、屋上の緑化を行い、緑豊かで居心地の良い景観づくりを行います。

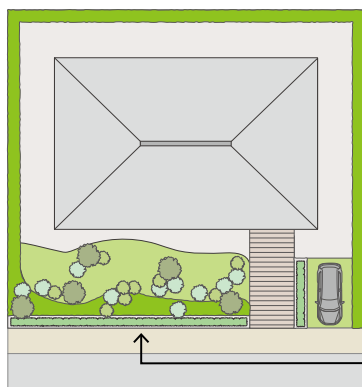
敷地内緑化

＜市街地（マンションや業務ビルなど）＞



敷地内緑化の例

＜戸建て住宅、住宅団地など＞

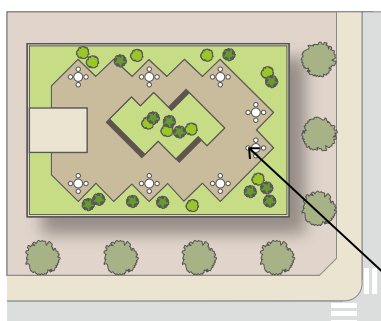


敷地内の緑化の例



敷地内の緑化の例

屋上緑化



屋上緑化の例

可能な範囲で、屋上緑化を進め、憩いの場として美しい景観を創出

壁面緑化



壁面の緑化により、潤いのある快適な歩行者空間を演出



壁面緑化の例

③ 駐車場、駐輪場、ゴミ置き場等

景観計画における形態意匠の基準

できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。

全地区共通

■解説

【駐車場・駐輪場の景観配慮】

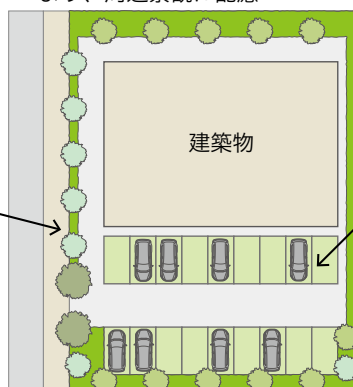
むき出しの駐車場や駐輪場は、景観を阻害し、周辺の街並みの連続性を分断してしまうおそれがあります。そのため、建築物に附属する駐車場や駐輪場では、道路から見えない位置への設置を検討します。また、道路から見える位置に設置する場合は、周辺の街並みの連続性を保つような植栽や目隠し（自然素材の塀など）、路面の工夫などにより、周辺景観との調和に配慮します。

建築物に附属する駐車場の場合



中高木を使った駐車場の緑化の例

駐車場の周囲や路面の緑化により、周辺景観に配慮



グラスパーキングの例

自走式駐車場の場合

壁面を緑化することで、周辺景観に配慮



アクセントとして緑化した例



全面を緑化した例

駐輪場の景観配慮

屋外から見えにくい場所への設置、緑化や目隠しなどにより、周辺景観に配慮



建築物内に駐輪場を設ける例



駐輪場の緑化の例



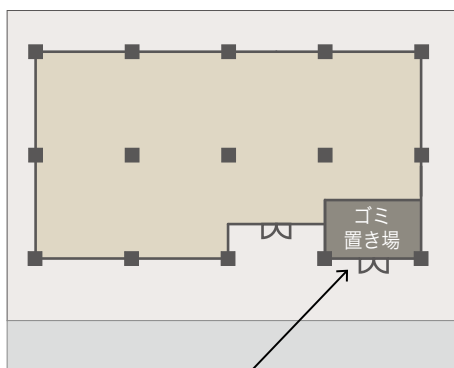
駐輪場をルーバーで目隠ししている例

【ゴミ置き場の景観配慮】

ゴミ置き場のゴミが目立つと、地域の景観を阻害します。そのため、屋内や屋外から見えにくい場所への設置等の工夫をします。

また、共同住宅等の建築物において、ゴミを収集するためにゴミ置き場を道路に面して設けなくてはならない場合は、扉や目隠し等の設置や、壁面デザインを合わせて建築物と一体化させる等の工夫が必要です。

建築物内にゴミ置き場を設置する例



ゴミ置き場を建築物内に設けることも景観上有効

建築物内にゴミ置き場を設けることで、周辺景観に配慮



屋内にゴミ置き場を設けた例

ゴミ置き場を建築物の外壁面と合わせる例

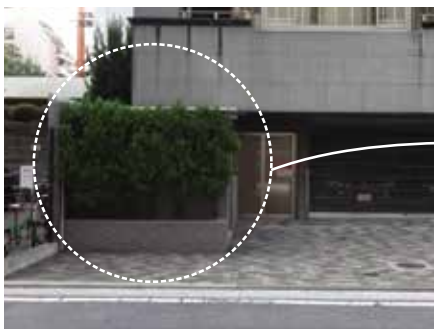
屋外でも、周辺の材質と合わせたり、扉を設けることで、周辺景観に配慮



建築物の外壁とデザインを合わせた例

ゴミ置き場に緑化をした例

ゴミ置き場に緑化を行うことで、周辺景観に配慮



ゴミ置き場に緑化を施した例

④ 塀、柵

景観計画における形態意匠の基準

周辺景観との調和を図る。

全地区共通

■解説

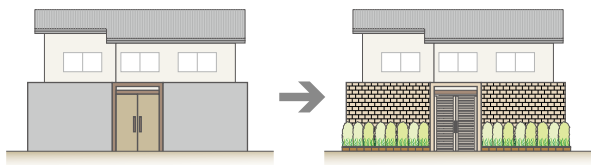
塀や柵は、街並みに表情を与える景観要素です。無機質な塀を避け、自然素材による塀や柵、生け垣等にすることで、街並みに潤いを与え、居心地の良い雰囲気を演出します。

都心部で防犯性の確保のため高い塀等が必要な場合、周辺景観との調和を図るとともに、遮蔽感や圧迫感を与えないよう工夫が必要です。

高い塀、柵を建設する場合

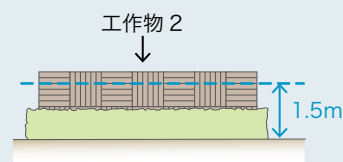
高い塀は、無機質な景観となるほか、通りを歩く人に遮蔽感や圧迫感を与える。

高い塀を設置する場合は、塀の素材や塗装の色、門のデザイン、緑化などの工夫により、圧迫感を軽減



塀の素材を工夫し、緑化した例

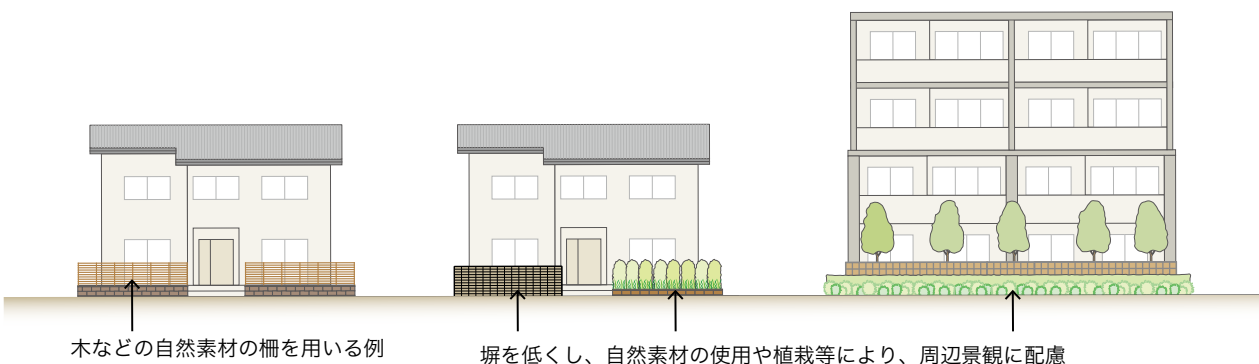
高さ1.5mを超える塀、柵は工作物2に該当するため、単体で建設する場合も届出対象となる場合があります（届出対象行為についてはP10～11参照）。単体の塀、柵についても、本ページの解説を参考にして、塀や柵の素材を工夫し、植栽等により周辺景観への配慮が必要です。



高い柵の前に緑化した例

塀、柵の高さを低くし、緑化する場合

塀、柵の高さを低くし、自然素材を使用した塀や柵、道路沿道への生け垣や花壇の設置等により、心地よい景観を創出



木などの自然素材の柵を用いる例

塀を低くし、自然素材の使用や植栽等により、周辺景観に配慮

生け垣の例



戸建て住宅



戸建て住宅



マンション

⑤ 外観

景観計画における形態意匠の基準

視点場からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。

①～⑬ 景観計画重点地区

その地域の景観特性に応じて、周辺の街並みとの調和を図る。

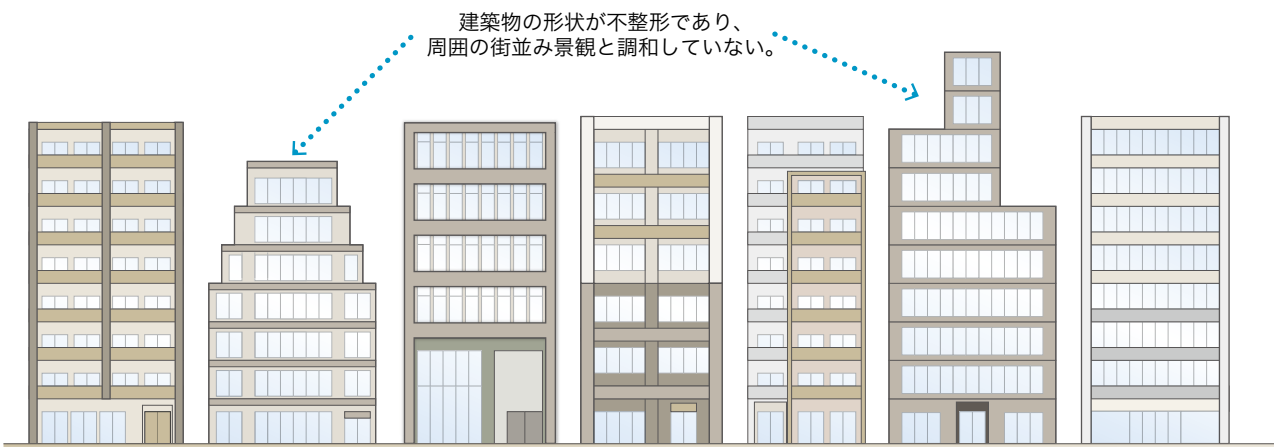
⑭ 一般区域

■解説

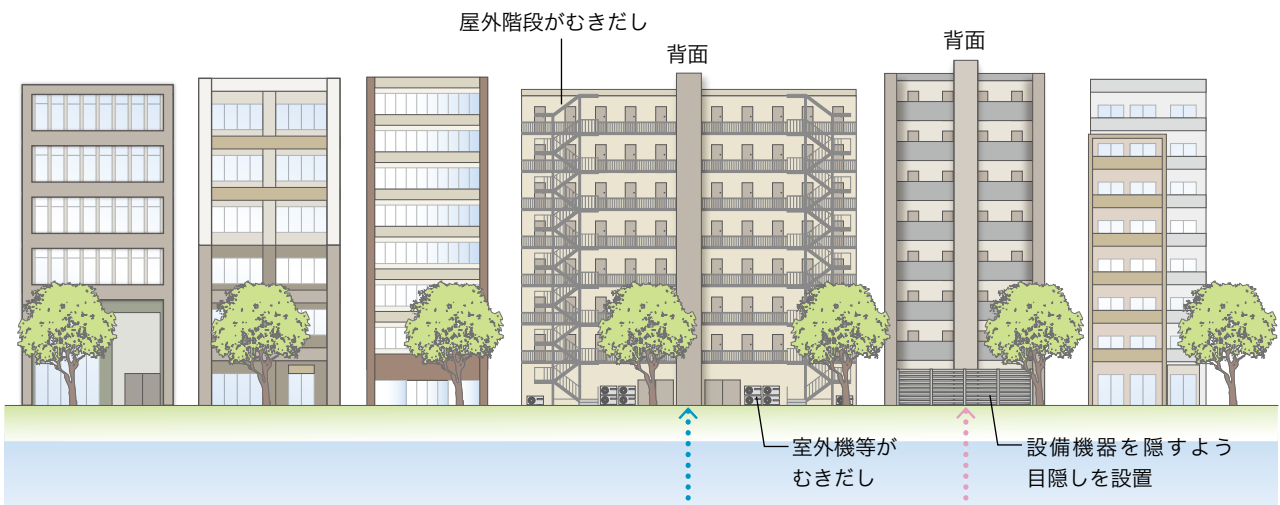
【中高層建築物の景観配慮】

中高層建築物では、街並み景観の調和を図るよう、建築物のスカイラインや形状に配慮が必要です。また、視点場側にファサード（建築物の正面）を向けるようにするとともに、視点場側が背面となってしまう場合でも、デザインの工夫により周辺景観との調和に配慮します。

街並みの調和



ファサードの向き



建築物のファサードが視点場側に向いておらず、屋外階段や室外機等がむきだして、周辺景観と調和していない。

視点場側に建築物のファサードが向いていなくても、デザインを工夫することで、街並み景観との調和が図られる場合もある。

整った街並みの例

大阪市の御堂筋では、建築物の軒線や形状、壁面の位置がきれいに整っており、美しい街並み景観が形成されています。



軒線や形状が整った街並みの例

建築物の廊下側がデザインされた例

一般的に共同住宅の廊下側は、景観上の配慮や工夫がされず、殺風景な外観となる場合が多く見られますが、広島県営舟入住宅 3 号館は、天満川に面した開放廊下の手すり壁部分が表情豊かなデザインとなっており、さらに、1 階駐輪場の屋根を緑化するなど、景観と環境に配慮した建築物となっています。



広島県提供

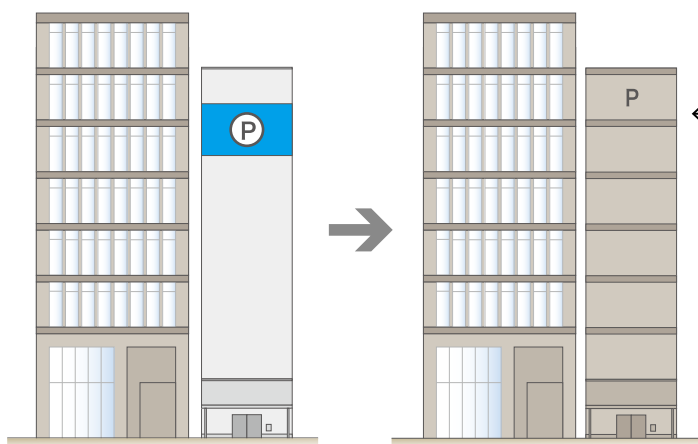


広島県提供

広島県営舟入住宅 3 号館の廊下側のデザイン

【タワー型の立体駐車場の景観配慮】

タワー型の立体駐車場は、単調な建築物であることが多く、無機質となりがちです。そのため、壁面分節化やデザインの工夫、壁面緑化等により、周辺景観との調和に配慮します。



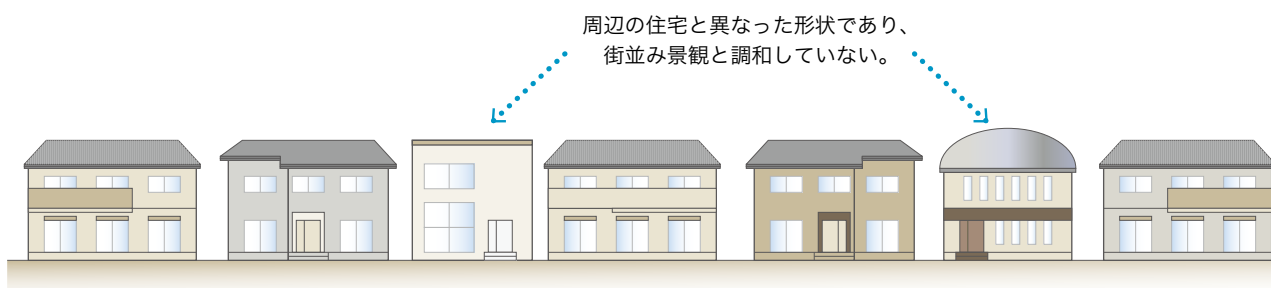
隣接する建築物と調和したデザインとすることで、街並み景観に配慮



建築物と類似の色彩を使用した例

【住宅地の景観配慮】

住宅地では、各住宅の個性を出していくことで、様々な表情を持った景観をつくることができます。しかし、周辺の住宅と異なった形状としてしまうと、街並みの調和が図られなくなり、街並みの統一感や連続性を欠いてしまいます。そのため、周辺の街並み景観に配慮した形態意匠の工夫が必要です。



周辺の住宅と異なった形状であり、街並み景観と調和していない。

⑥ 壁面分節化

景観計画における形態意匠の基準

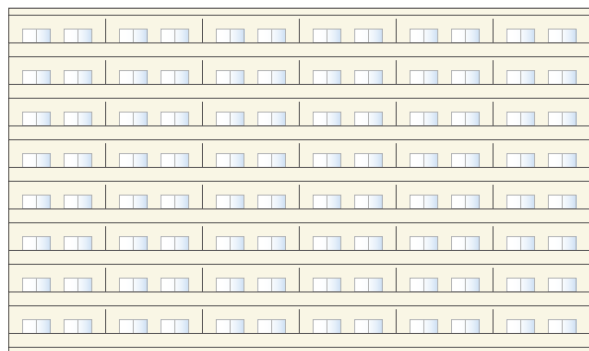
大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。

全地区共通

■解説

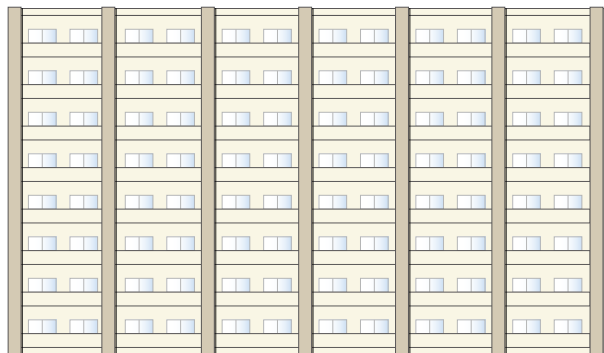
建築物の壁面が長大になると、単調さや圧迫感を与えてしまいます。壁面に表情をつけ、圧迫感を和らげるよう、壁面の分節化により、周辺景観との調和に配慮します。

長大で単調な壁面は、圧迫感を与え、表情のないファサードとなってしまふ。



壁面を分節化することで表情を持ったファサードがつくれ、圧迫感の軽減につながる。

<配慮した例>



<壁面を分節化しデザインを工夫した例>



壁面デザインの工夫による壁面分節化の例



壁面の色彩や素材の工夫の例

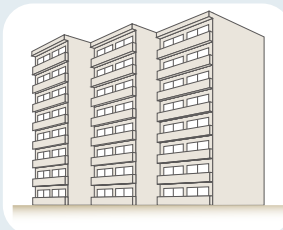


壁面に凹凸をつけた例



色彩と壁面の凹凸を組み合わせた例

建築物を雁行させることで、壁面に変化が生まれ、単調さや圧迫感の軽減につながります。



⑦ 塔屋、屋上設備

景観計画における形態意匠の基準

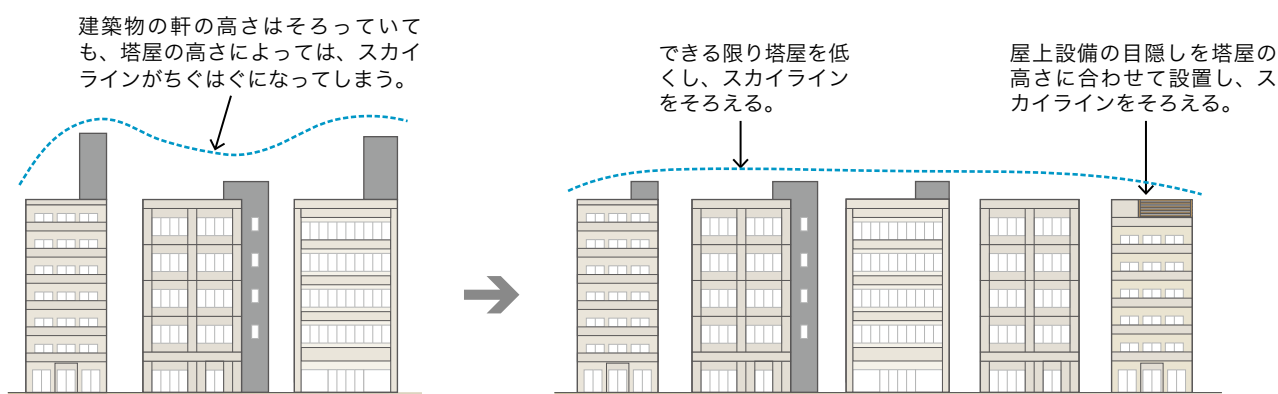
スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。

全地区共通

■解説

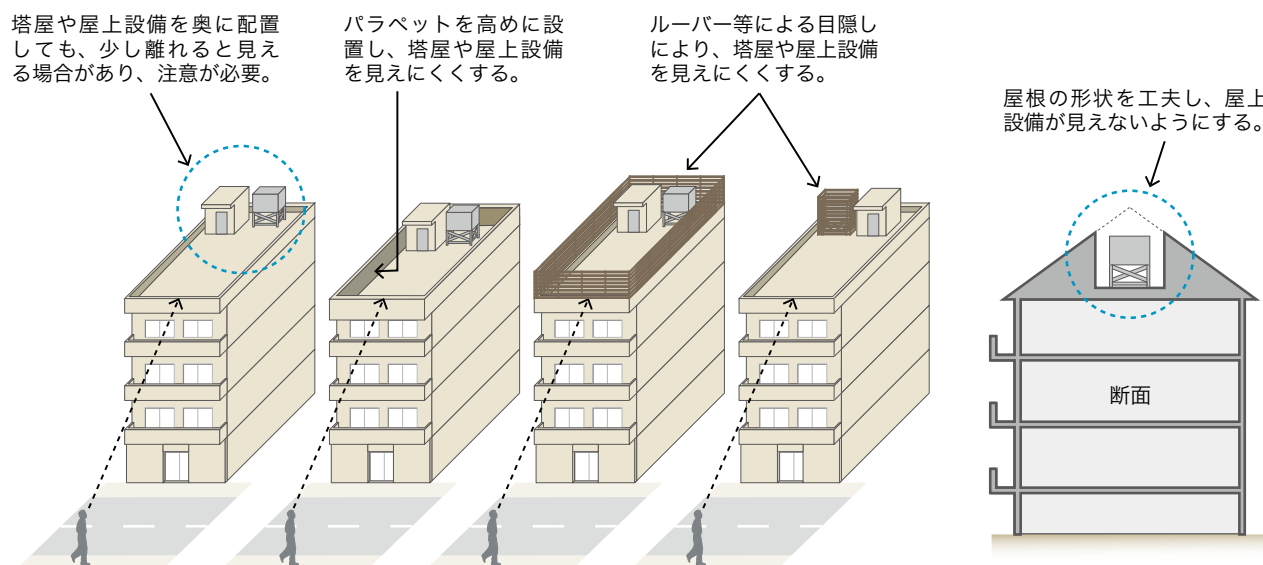
【スカイラインの連続性による景観配慮】

塔屋等が無秩序に設置されると、建築物等のスカイラインが乱れるおそれがあります。スカイラインがそろるように、塔屋等の高さをできる限り低く抑えることで、整った街並み景観をつくることができます。



【屋上設備の景観配慮】

屋上設備も景観を構成する一部であり、特に、建築物等のスカイラインに影響を与えます。また、屋上設備は様々な種類の設備を設置することで煩雑になりがちであり、目立ってしまうことがあります。そのため、屋上設備をできる限り低く抑えるとともに、建築物と一体化したデザインや目隠し、通りから見えない位置への配置等により、周辺景観との調和に配慮します。



⑧ 屋外階段

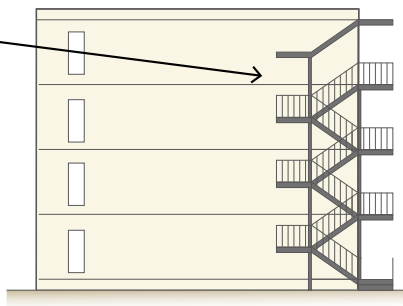
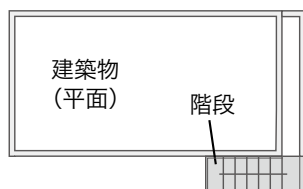
景観計画における形態意匠の基準

できるだけ視点場から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。	①～⑬ 景観計画重点地区
できるだけ通りから直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。	⑭ 一般区域

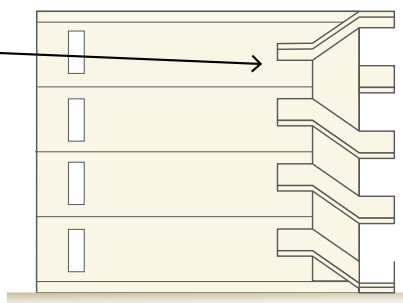
■解説

視点場や通りからの景観をすっきりと見せるため、屋外階段は、できる限り視点場から見えない位置に設置するとともに、ルーバー等による目隠しにより、周辺景観との調和に配慮します。

建築物から突出し、また、建築物と異なった構造とした屋外階段は、目立ってしまう。

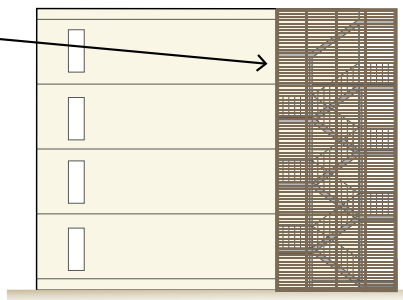
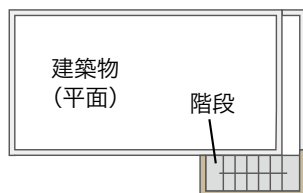


建築物と同じ色や構造にすることで、建築物と一体的に見え、屋外階段でも目立たなくなる。



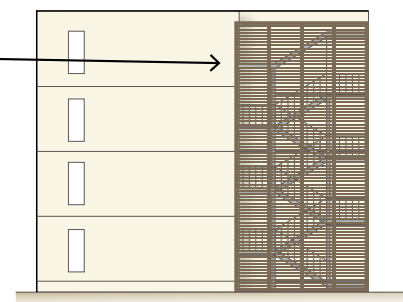
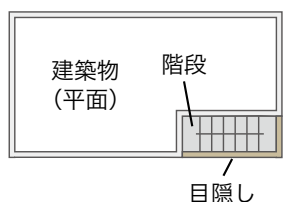
建築物と同じ構造の屋外階段の例

建築物と異なる素材の場合は、目隠しをすることで、目立たなくなる。



ルーバーによる目隠しの例

屋外階段を建築物に組み込んで設置すると、目立たなくなる。



⑨ 仕上げ材

景観計画における形態意匠の基準

壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。

全地区共通

■解説

劣化や汚れ、破損しやすい仕上げ材の使用は、景観を損なうおそれがあります。そのため、耐久性に優れ、汚れにくく変色しにくい材料を使うことが必要です。

特に最近よく使われるコンクリート打放し仕上げは、施工状態やディテールの工夫により、年月が経つと表面の状態に大きな差異が生じます。

また、木素材等の自然素材は、経年変化による変色等を起こしやすく、景観を損なうおそれがあります。

そのため、耐久性に優れた素材の選定やメンテナンス方法も勘案し、景観上の工夫や配慮を行います。



打放しコンクリートの劣化・汚れ



カラーベストの劣化・汚れ・コケ



木素材のはがれ・劣化



吹きつけ素材の汚れ・劣化

⑩ 室外機、壁面設備

景観計画における形態意匠の基準

室外機は原則床置きとして、視点場から見えない位置に設置し、視点場以外の地区内の他の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。

①～⑬景観計画重点地区

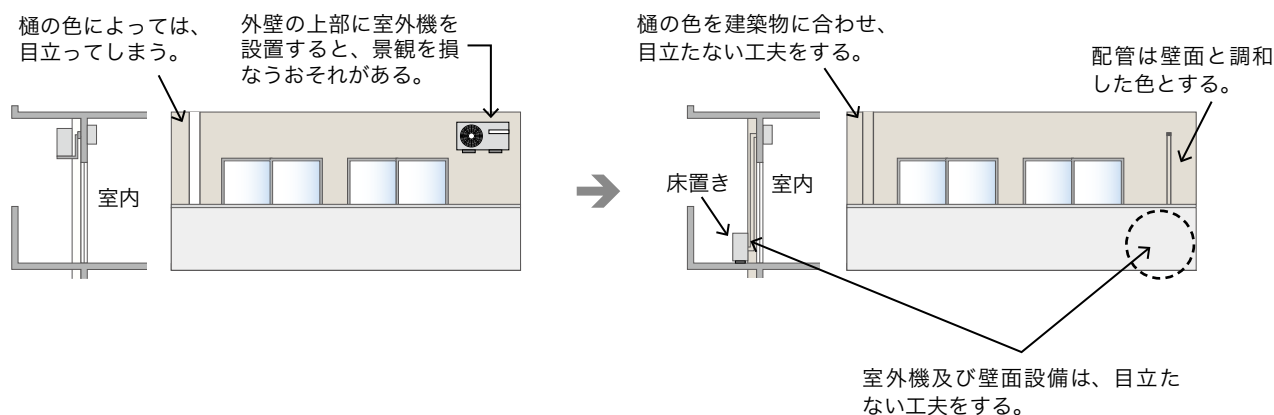
室外機は原則床置きとして、通りからできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。

⑭一般区域

■解説

室外機や壁面設備が視点場や通りから見える位置に設置されると、街並み景観を損なうおそれがあります。そのため、室外機や壁面設備は視点場等から見えない位置に設置し、また、目隠しをするなど目立たない工夫をして、すっきりとした景観をつくります。

また、樋は、壁面と同色にするなどの工夫が必要です。



※手すりの景観配慮の考え方は「⑪ パルコニーの洗濯物（次ページ）」を参照してください。

⑪ バルコニーの洗濯物	
景観計画における形態意匠の基準	
視点場から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、視点場以外の場所や地区内の他の通りからも、できるだけ見えないよう工夫する。	①～⑬ 景観計画重点地区
通りから見える位置については、洗濯物等ができるだけ見えないよう工夫する。	⑭ 一般区域

■解説

バルコニーに干す洗濯物等は、景観を損なうおそれがあるため、通りから見えないよう、物干し金物を低い位置に設置することや、通りから見えない位置に設置するなどの工夫が必要です。

特に、景観計画重点地区では、視点場からの見え方や街並みの雰囲気を損なわないよう、洗濯物等は、原則、視点場から見えないようにします。

洗濯物を干す位置

視点場から見える洗濯物等は、景観を損なうおそれがある。

手すりに隠れるように物干し金物を低い位置に設置して、洗濯物等が見えないよう工夫する。



布団等を手すりにかけて干すことがありますが、景観を損なうおそれがあります。できるだけ手すりの内側の低い位置に干すなど、景観に対する配慮が必要です。

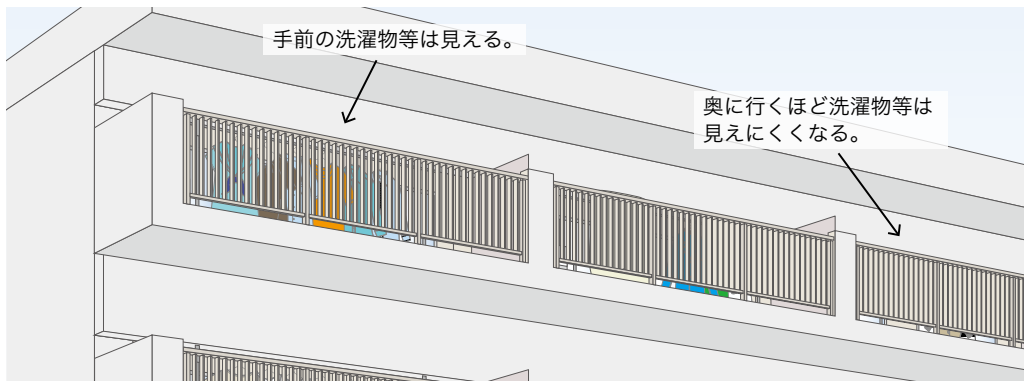
バルコニーの手すり部分の素材例

＜金属系手すりの例＞

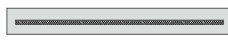
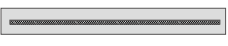
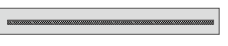
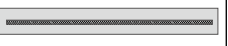
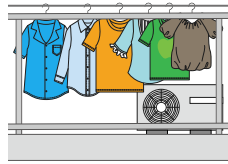
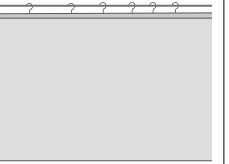
例	アルミ手すり (縦格子)	アルミ手すり (板格子ピッチ広い)	アルミ手すり (板格子ピッチ狭い)	金属パネル
断面				
立面				
特徴	空隙が多く、洗濯物等が見える。	正面から見ると空隙が多く、洗濯物等が容易に見えるが、斜めからは内部が見えにくくなる*。そのため、見る角度によっては、洗濯物等が一度に見えることはない。	正面から見ると空隙が多く、斜めからは内部が見えにくくなる*。そのため、隣接住戸の洗濯物等が一度に見えることはない。	透過せず、洗濯物等は見えない。

※板格子の手すり

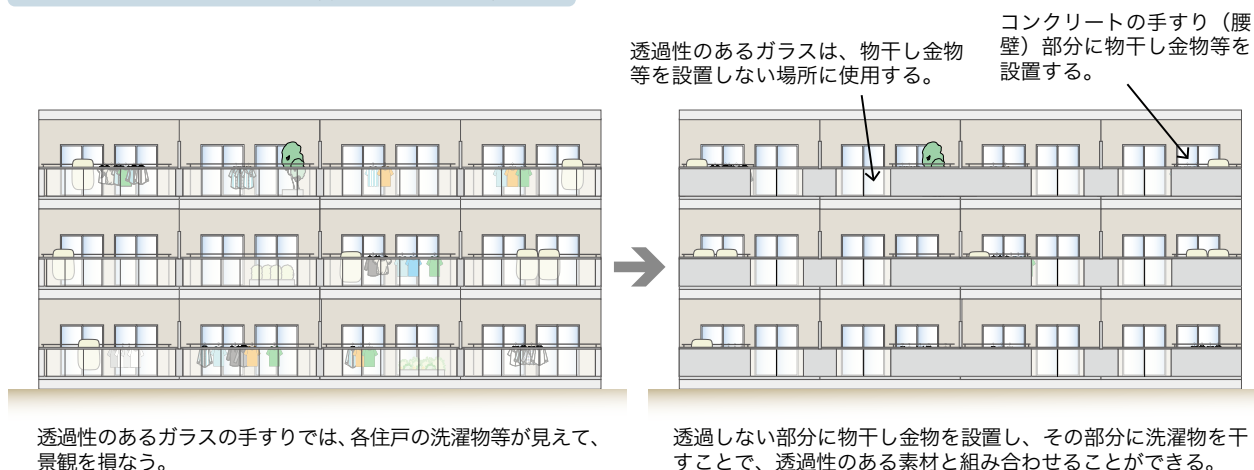
奥行きがある板格子は、正面や手前からは空隙が多く内部が見えるが、斜めからはバルコニーの内部が見えなくなるため、洗濯物等が目立ちにくくなる。



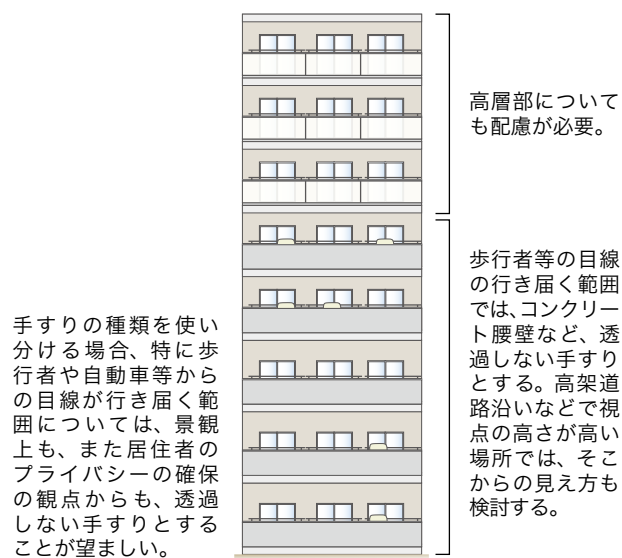
＜ガラス系の手すりなどの例＞

例	透明ガラス	型板ガラス	特殊金属膜コーティングガラス	乳白色ガラス	コンクリート
断面					
立面					
特徴	透過し、洗濯物等が見える。	ガラスの裏にある洗濯物等の形状がぼやけるが、そこにあることは認識できる。	光が当たると反射により内部が見えにくくなるが、透過性があるため、洗濯物等が見えることもあり、使用にあたっては注意が必要。	透過性はあるが、洗濯物等は見えにくくなる。	透過性がないため、洗濯物等は見えない。

バルコニーの手すりの種類と洗濯物等の見え方



中高層建築物における配慮



マンションやオフィスビルなどの中には、バルコニーがなく、ガラス張りとなっている建築物があります。この場合、家具や家電製品の背面などが外から直接見え、景観を損なうおそれがあります。そのため、腰壁の高さ程度までは、内部が見えにくくなるよう、ガラスの種類を工夫し、窓際の家具類の置き方を工夫するなど、景観への理解と配慮により、より良好な景観を形成することができます。

アウトフレーム工法の建築物の場合、柱面により手すりが分断されるため、洗濯物等が連続して見えず、目立ちにくくなります。



手すり等には、周辺の街並み景観との調和に配慮した素材を使用します。

また、反射率が高いガラスは、光が当たると反射により内部の洗濯物等が見えにくくなりますが、周囲に対して光害等の影響を与えるおそれがあるため注意が必要です。

⑫ ガラス面の広告

景観計画における形態意匠の基準

視点場から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。視点場以外の位置や他の通りから見える位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。

①～⑬景観計画重点地区

通りから見える位置には、原則、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。

⑭一般区域

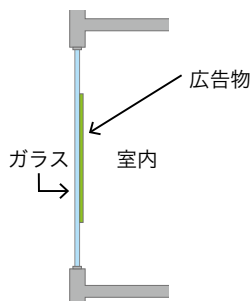
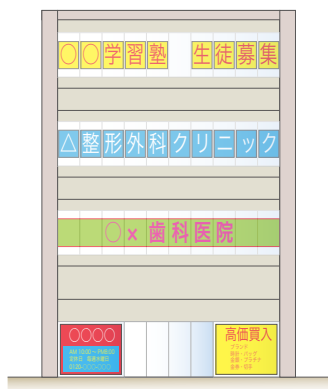
■解説

外壁のガラス面の内側に広告物を表示すると、景観を損なうおそれがあります。

景観計画重点地区では、視点場からの見え方や街並みの雰囲気や損なわないよう、視点場から見える位置には、公衆に向けた広告物を表示しないこととします。なお、やむを得ず表示する場合は、広告物の面積を抑え、色彩に配慮するなど、街並みや建築物と調和するようデザインを工夫します。

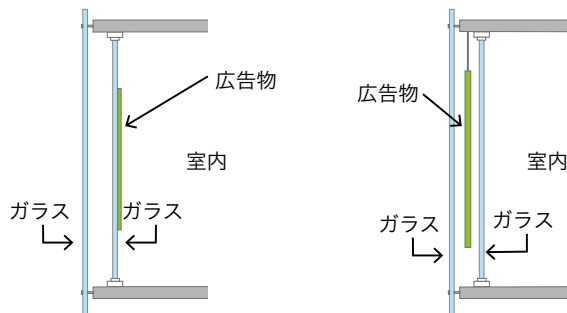
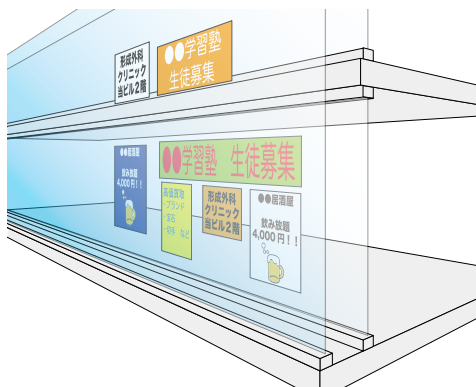
一般区域でも、通りから見える位置には、ガラス面の内側に広告物を表示しないこととします。

窓面への広告物の表示



高彩度色を使った広告物や過剰な数、面積の広告物の表示は、景観を損なうおそれがある。そのため、できる限り彩度を抑え、表示する数、面積を少なくする。

ガラス面の室内側の面への広告物の表示



ガラスが二重に設けられたダブルスキンの内側等に広告物を表示した場合でも、基準の対象となる。

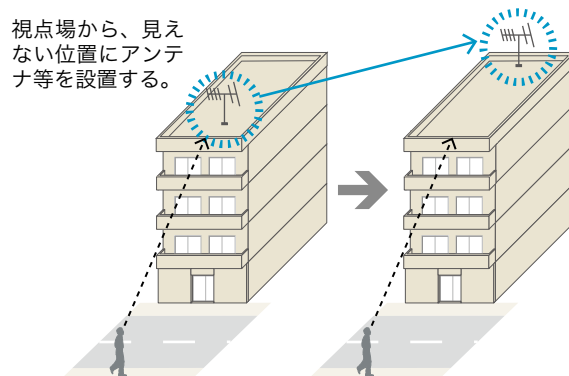
⑬ テレビアンテナ等

景観計画における形態意匠の基準

できるだけ視点場から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する。	①～⑬ 景観計画重点地区
できるだけ景観上影響の少ない位置に設置する。	⑭ 一般区域

■解説

建築物の屋上等に設置されることが多いテレビアンテナ等は、無秩序に設置されると、景観を損なうおそれがあります。そのため、視点場や通りから見えない位置に設置します。



⑭ 工事現場の仮囲い

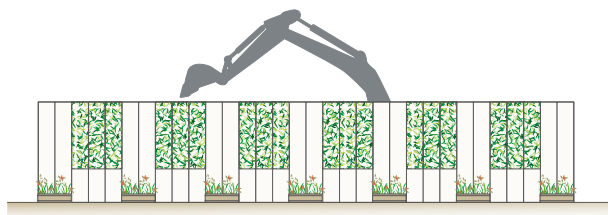
景観計画における形態意匠の基準

工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。	全地区共通
--	-------

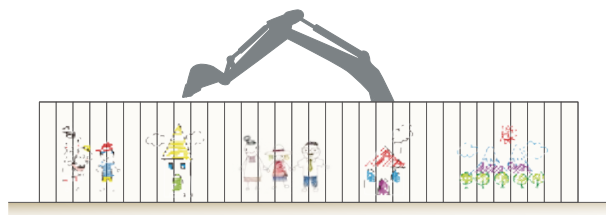
■解説

工事現場の仮囲いのデザインや緑化等により、周辺景観と調和するよう工夫します。

工事現場の仮囲いへのイラスト、写真の表示や緑化等の工夫により、景観に配慮する。



緑化を施した例（イメージ）



写真を表示した例

(2) 工作物

■ 本編 53 ～ 177 ページ

① 共通

景観計画における形態意匠の基準

工作物の外観は、視点場からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。

①～⑬ 景観計画重点地区

工作物 1 の外観は、その地域の景観特性に応じて、周辺の街並みとの調和を図る。

⑭ 一般区域

■ 解説

工作物は、建築物と同様に景観を構成する重要な要素です。工作物は、煙突やガスタンク、橋りょう等の大規模な構造体から、日よけ・雨よけ、自動販売機まで、大小様々であり、景観に与える影響の度合いは異なります。

各工作物の配置や形態、デザイン等を工夫し、周辺景観への影響を極力軽減するよう配慮します。

② 携帯電話等基地局アンテナ

景観計画における形態意匠の基準

平和記念公園から見えない位置に設置する。また、できるだけ他の視点場から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。

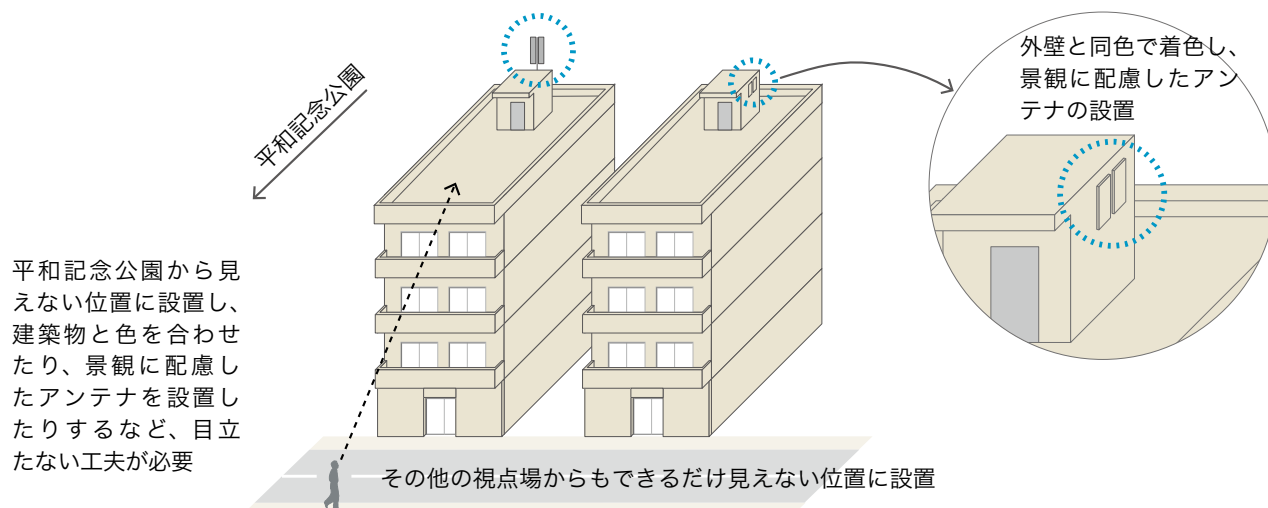
①～⑬ 景観計画重点地区

■ 解説

近年、建築物の屋上等への設置が増加しつつある携帯電話等基地局アンテナは、視点場からの見え方によっては、景観を損なうおそれがあります。そのため、各地区の特性に応じて、景観への配慮が必要です。

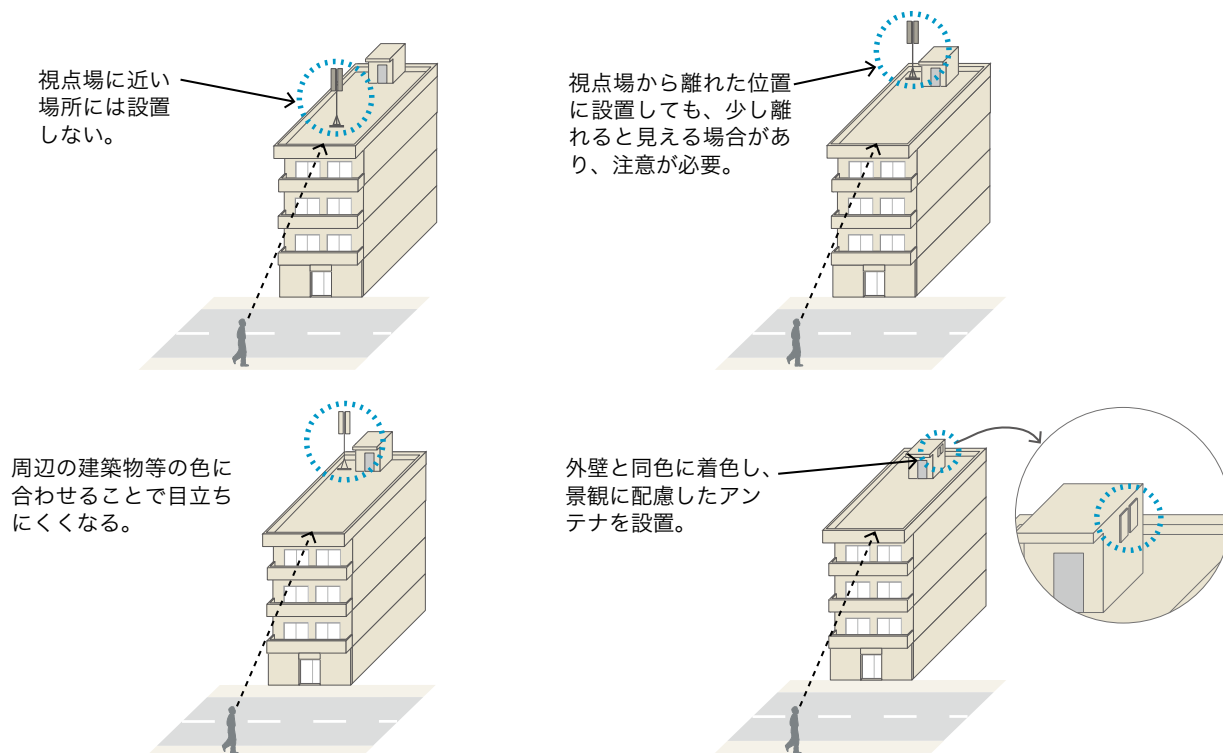
【平和記念公園から見えない位置に設置】

携帯電話等基地局アンテナは、平和記念公園から見えない位置に設置することとし、その他の視点場等からもできるだけ見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をします。



【通りや河川、その他の視点場からできるだけ見えない位置への設置や目立たない工夫】

平和大通り、相生通り、鯉城通り、河川及び対岸等の視点場からの見え方に配慮し、できるだけ見えない位置への設置や目立たない工夫をします。



③ 時間貸し駐車場等

景観計画における形態意匠の基準

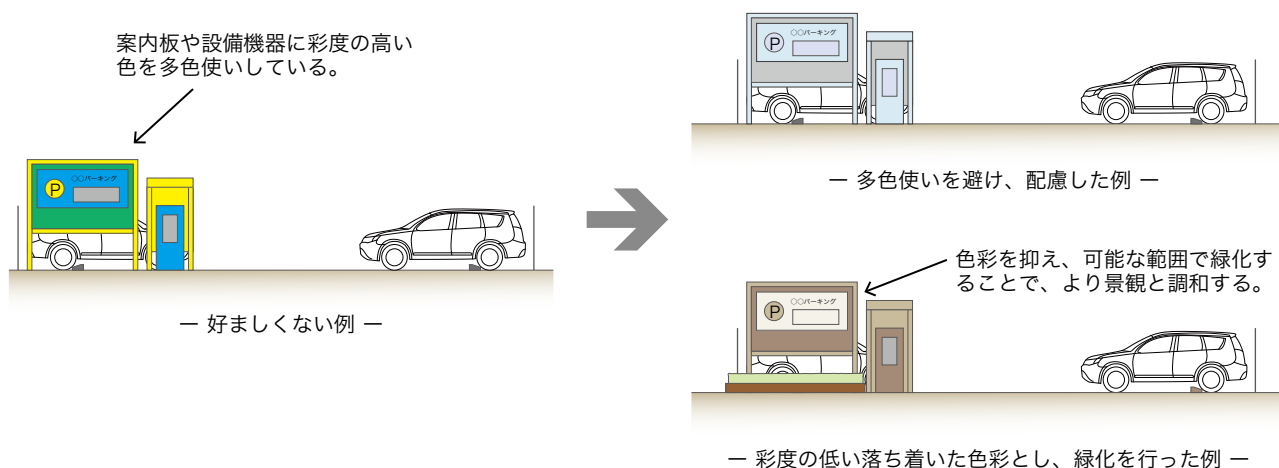
舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。

①～⑬ 景観計画重点地区

■解説

コインパーキング等は、原色を使った案内板や機器類等が使われることが多く、景観を損なうおそれがあります。

そのため、案内板や機器類、舗装面について周辺の景観に配慮した色彩を使用するなど、周辺景観との調和に配慮します。



④ 機械式自動車車庫

景観計画における形態意匠の基準

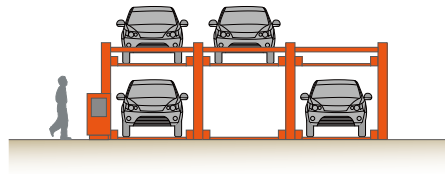
できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。

①～⑬ 景観計画重点地区

■解説

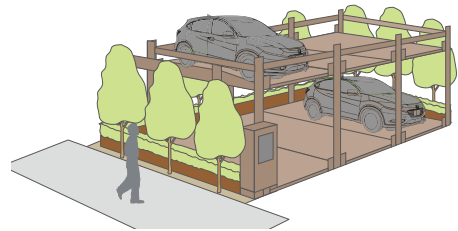
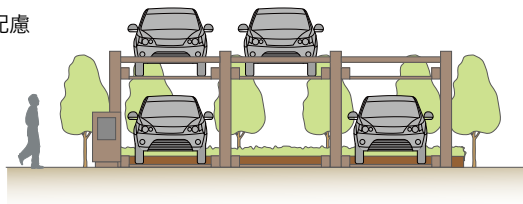
機械式駐車場設備は、無機質な構造体がむき出しになることが多く、景観を損なうおそれがあります。そのため、構造体や自動車、設備等が通りから見えないよう配置を工夫し、目隠しや緑化等により、周辺景観との調和に配慮します。

むき出しの躯体や機器は、無機質な印象を与え、街並み景観を損なう。



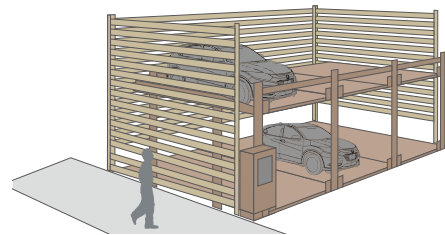
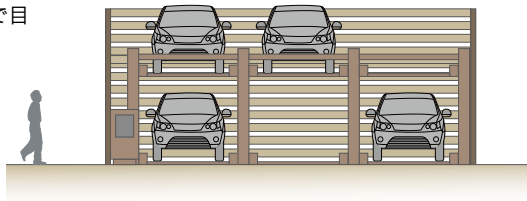
緑化による修景

周囲を緑化し、景観に配慮



目隠しによる修景

周囲をルーバーなどで目隠し、景観に配慮



目隠しと緑化による修景

周囲をルーバーで目隠しし、合わせて緑化を行い景観に配慮



ルーバーによる目隠しと緑化を組み合わせた例

⑤ 擁壁

景観計画における形態意匠の基準

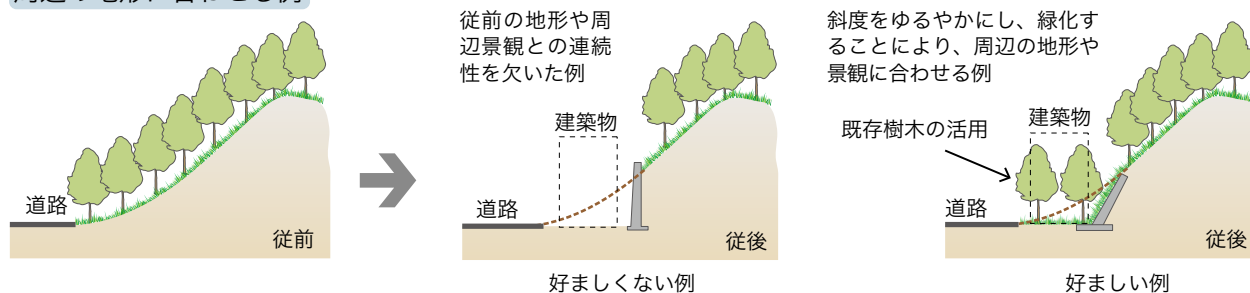
擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。

①～⑬ 景観計画重点地区

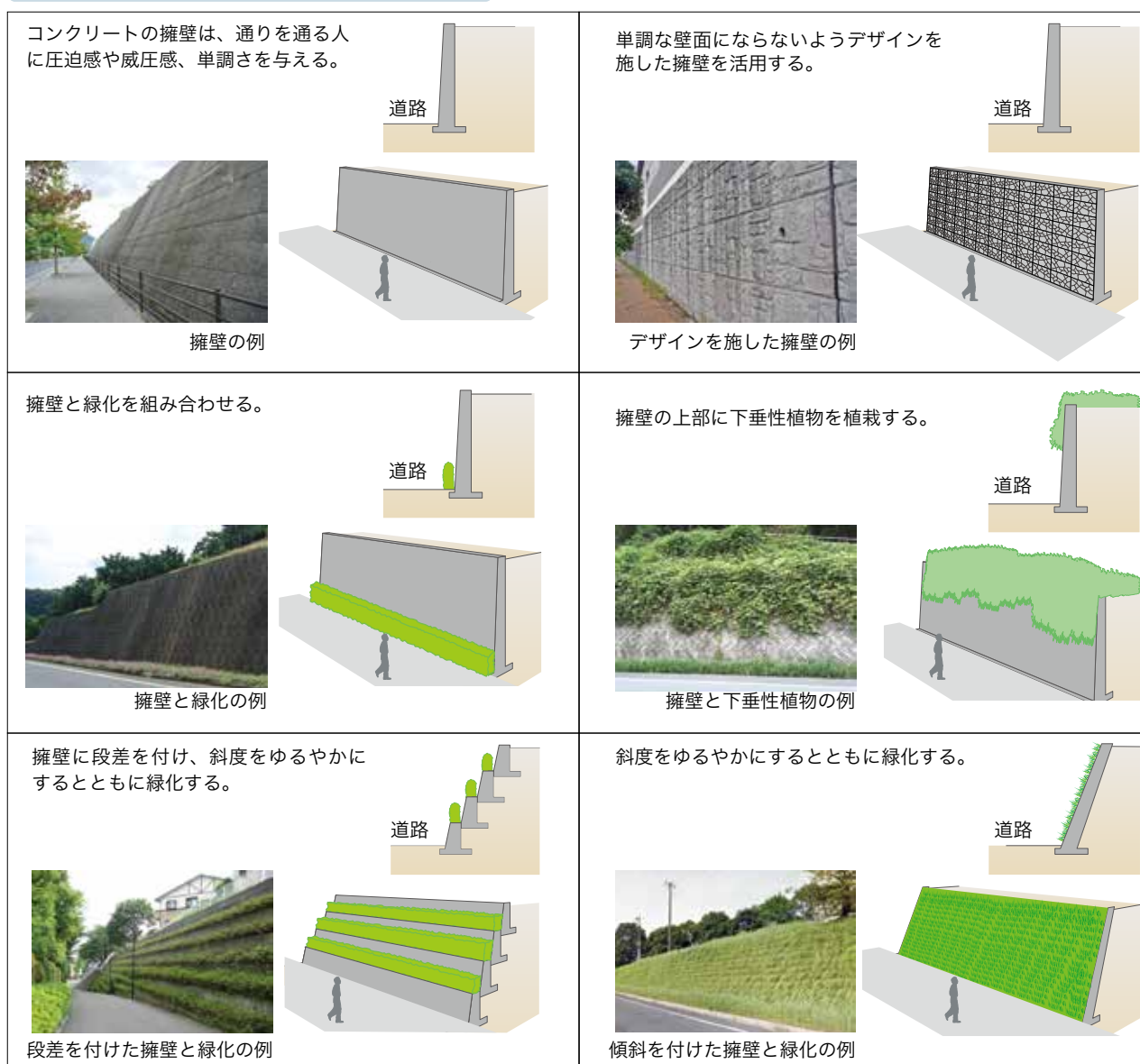
■解説

単調な壁面を有する擁壁は、圧迫感を与えてしまいます。そのため、斜度をゆるやかにし、擁壁の素材として間知石や自然石等を使用するなどの工夫、緑化や花植え等により、圧迫感の軽減と周辺景観との調和に配慮します。

周辺の地形に合わせる例



擁壁の圧迫感や威圧感、単調さを軽減する例



⑥ 塀、柵

建築物の形態意匠の基準の「④ 塀、柵」(P29)を参照してください。

⑦ 橋りょう

景観計画における形態意匠の基準

橋りょうが位置する河川又は港湾の特性や河岸又は海からの見え方に配慮するとともに、周辺環境との調和を図る。

リバーフロント・シーフロント地区のエリア

- ①原爆ドームおよび平和記念公園周辺地区
- ②平和大通り沿道地区
- ⑦リバーフロント・シーフロント地区
- ⑩広島駅南口地区
- ⑫都心幹線道路沿道地区

■解説

河川や港湾に架かる橋りょうは、遠方からもよく見通すことができ、デザインのバリエーションが多様なことから、その空間を特徴づける重要な景観要素となっています。そのため、良好な景観形成の先導的役割が期待されますが、一方で、地域によっては、主張を抑えた周辺景観に溶け込むデザインが期待される場合があります。

こうしたことから、橋りょうのデザイン検討に当たっては、位置する河川の特性や河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図るなど、様々な観点からの検討が必要です。

なお、耐候性鋼材を使用する際は、色彩（テクスチャー）が市街地の景観になじみにくい場合もあることから、慎重な検討を行い、景観への配慮が必要です。

景観形成の先導的役割を担っている橋りょうの例



太田川大橋



鶴見橋



この橋は、デザイン提案競技を行い、国内外から多くの提案を受け選定したもので、広島湾や厳島など周辺景観との調和に配慮した秀麗なデザインです。

この橋は、「緑の都市軸」を形成する平和大通りと都心部にありながらも豊かな自然を有する比治山公園とを結ぶ橋にふさわしい、羽根を広げた鶴のイメージをもたせた秀麗なデザインです。

周辺景観に溶け込むデザインとなっている橋りょうの例



中広大橋



東広島橋

⑧ 工事現場の仮囲い

建築物の形態意匠の基準の「⑭ 工事現場の仮囲い」(P39)を参照してください。

(3) 開発行為等

■ 本編 125 ～ 132 ページ

開発行為

① 土地利用

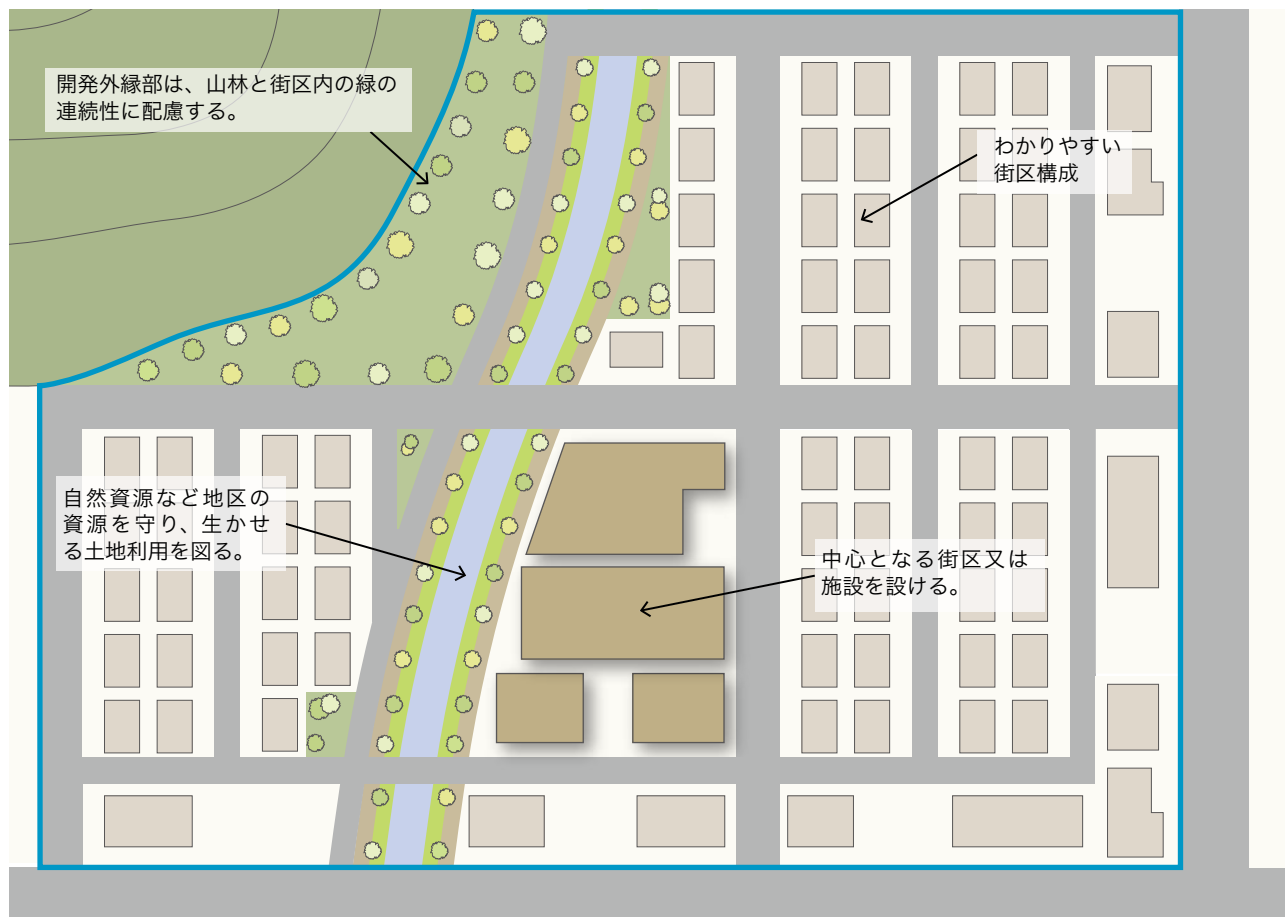
景観計画における形態意匠の基準

- 地区の中心となる街区または施設を設け、街区構成が分かりやすくなるよう努める。
- 山林と接する開発外縁部は、緑地や街区の緑が残された自然の緑に溶け込むように配慮する。
- 地区資源を生かせるような土地利用とする。

■ 解説

新たに基盤を整備する際には、分かりやすい街区構成とするとともに、周辺景観との調和に配慮した整備を行います。

また、山林に隣接する開発外縁部では、山林との緑の調和やネットワークの充実を図るよう、街区に残された緑を活用しながら、緑化を行います。



中心となる施設の例（公民館）



自然資源を生かした整備の例

■ 開発区域

② 土地造成

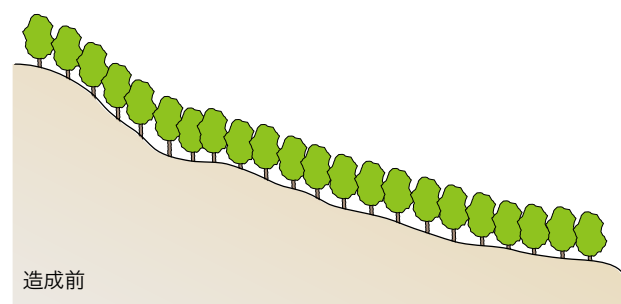
景観計画における形態意匠の基準

- 自然の地形に即した造成を行うよう計画に配慮する。
- 法面の形状を周辺の地形となじむような曲面としたり、緑化スペースにしたりして、修景への配慮を行う。
- 擁壁の形態を周辺の地形に合わせたり、まわりの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観と調和させる。
- 計画的な外構デザインを行い、統一感のある整然とした街並みを形成するように努める。
- 緑のネットワークをつくるように努める。
- 既存樹林、樹木を活用するように努める。

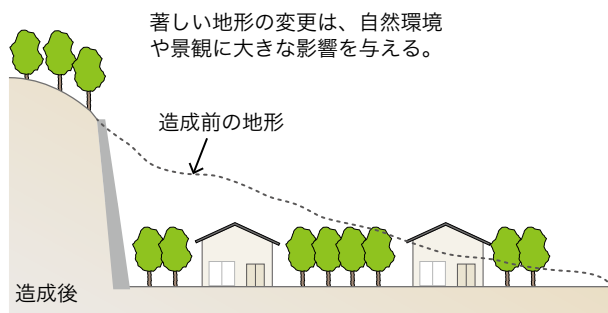
■解説

土地の造成は、自然環境や景観に与える影響が非常に大きくなります。そのため、行為後は、できる限り造成前の地形に近づけるとともに周辺景観と調和させるよう、積極的な緑化やなじみやすい外構デザイン等による修景を行います。

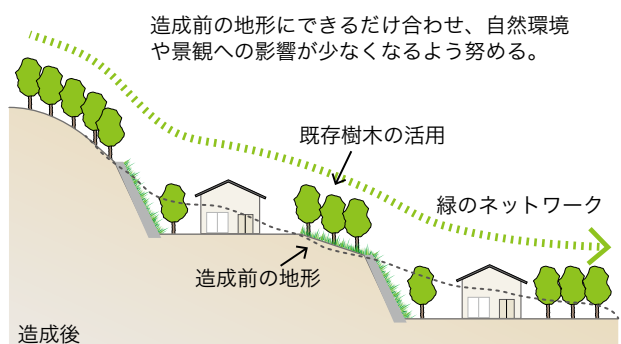
自然の地形に即した造成の例



< 著しい地形の変更による好ましくない例 >



< 景観に配慮した好ましい例 >



法面を自然になじませる例



曲面と緑化による法面の構成例



法面を緑化して周辺景観と調和した例

緑のネットワークの例



連続した緑がつけられている例

③ 公共施設

景観計画における形態意匠の基準

- 周辺景観に調和したデザインとするように努める。
- 施設緑化においては、周辺景観との調和を図る。
- 空地は隣接空地と一体的にデザインする。
- 素材の質感を生かすように工夫する。
- 眺望を生かすよう配慮する。
- 幹線道路は路線ごとに統一的な整備を行う。
- 特色、個性のある公園・緑地とする。

■解説

道路や公園などの公共施設は、地域の都市基盤であり、広い範囲の景観に影響を与えます。

そのため、地域の地形や自然、眺望などを生かした個性ある整備を行うとともに、周辺景観と調和した良好なデザインとするように努めます。



開発区域

素材の質感を生かした整備の例



土石の採取、土地の形質の変更等

④ 土石の採取、鉱物の掘採

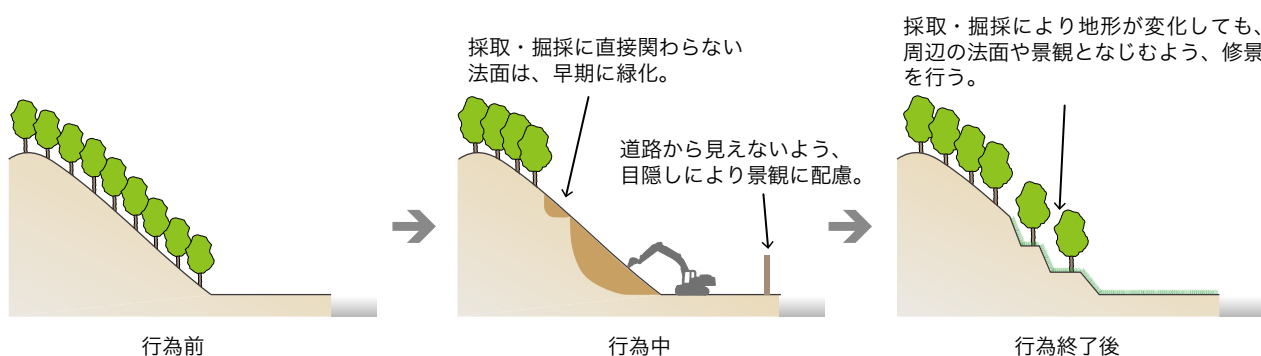
景観計画における形態意匠の基準

- 行為中において、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮する。
- 行為終了後において、周辺の景観となじむような措置を講じるよう努める。
- 土石の採取及び鉱物の掘採に直接関係のない法面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるよう努める。

■解説

土石の採取、鉱物の掘採により、地形が変わる可能性があります。そのため、できる限り従前の地形に近づけ、周辺景観となじむよう、盛り土や緑化等の修景を行います。

また、採取、掘採場所は、できる限り道路や公園から見えにくい場所で行い、行為が直接見えないよう目隠しするなど、周辺や視点場からの見え方に配慮が必要です。



⑤ 土地の形質の変更

景観計画における形態意匠の基準

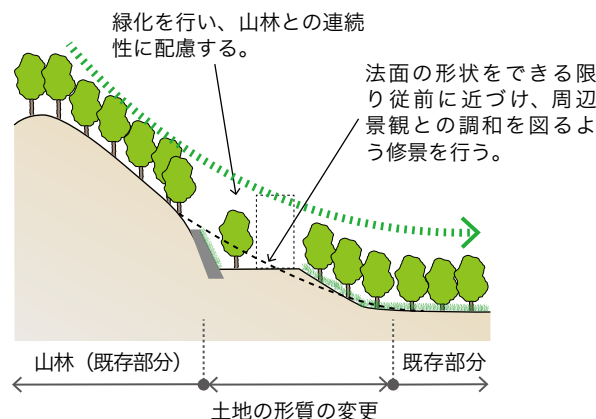
- 行為中において、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮する。
- 行為終了後において、周辺の景観となじむような措置を講じるよう努める。
- 法面の形状を周辺の地形となじむような曲面としたり、緑化スペースにしたりして、修景への配慮を行う。
- 擁壁の形態を周辺の地形に合わせて、まわりの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観と調和させる。

■解説

土地の形質の変更は、地形が大きく変わる恐れがあることから、景観に与える影響は大きくなります。そのため、開発行為の届出が不要な小規模な行為であっても、景観への配慮が必要です。

行為中は、行為が直接見えないよう目隠しを行い、周囲や視点場からの見え方に配慮します。

また、行為後はできる限り従前の地形に近づけるとともに周辺景観と調和させるよう、積極的な緑化やなじみやすい擁壁の築造により修景を行います。



⑥ 物件の堆積

景観計画における形態意匠の基準

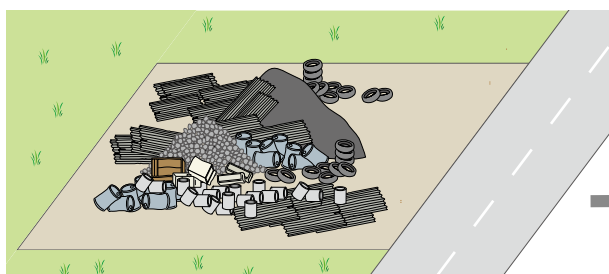
- 敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、堆積の高さをできるだけ低いものとし、整然とするよう努める。
- 行為中において、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮する。
- 行為終了後において、周辺の景観となじむような措置を講じるよう努める。
- 法面の形状を周辺の地形となじむような曲面としたり、緑化スペースにしたりして、修景への配慮を行う。
- 擁壁の形態を周辺の地形に合わせたり、まわりの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観と調和させる。

■解説

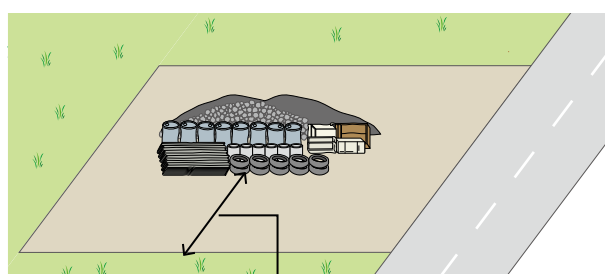
土石や廃棄物などの物件は、雑然と堆積させると、景観を損なうおそれがあります。

そのため、物件を堆積する際には、高さを抑え、整然とさせるとともに、周辺や視点場から見えなように、堆積の仕方や場所の工夫、塀・柵の設置や緑化等により配慮します。

堆積物を整然とさせる（最低限の配慮）

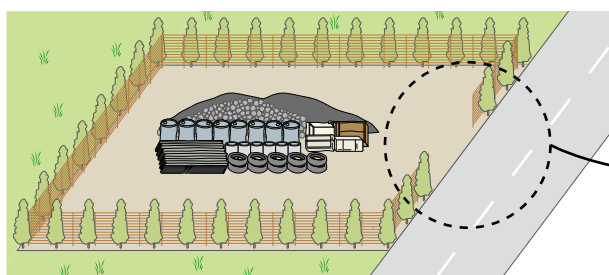


雑然とした物件の堆積は、景観を損なうおそれがある。

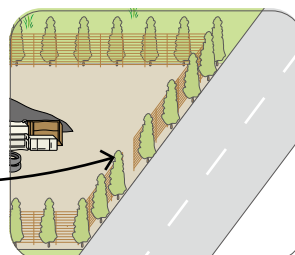


敷地境界からできる限り後退させ、堆積の高さを低くし、整然とさせる。

堆積物を整然とさせ、目隠し・緑化を行う（好ましい例）

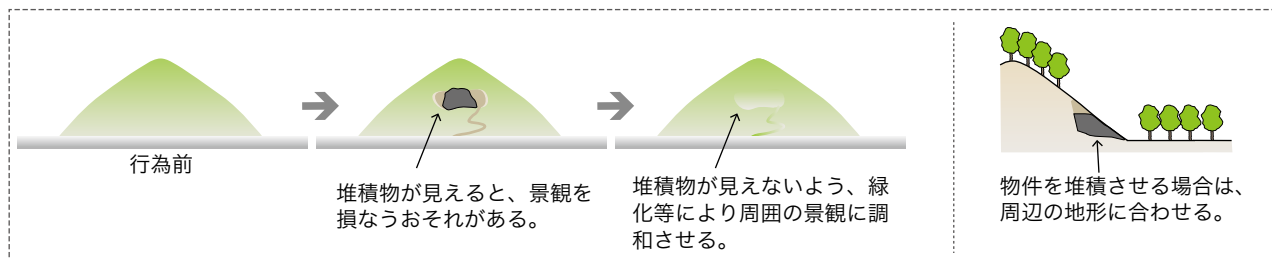


目隠し・緑化により、周辺からの見え方に配慮する。



目隠し・緑化に加え、目隠しの開口部分を少なくすることで、より景観に配慮する。

<土砂埋立等、長期間にわたる堆積の場合>



行為前

堆積物が見えると、景観を損なうおそれがある。

堆積物が見えないよう、緑化等により周囲の景観に調和させる。

物件を堆積させる場合は、周辺の地形に合わせる。

第5章 「事前協議要綱」に定めるその他の基準

1 高さの基準

本市では、高さについて、景観形成上重要な要素であると認識しており、これまで「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」や「縮景園周辺建築物等美観形成要綱」において、高さの基準を設定し、市民や事業者の理解と協力をいただき景観誘導を行ってきました。

こうした実績を踏まえ、景観計画の運用開始にあわせて新たに制定した「事前協議要綱」においても、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（B地区及びC地区）」及び「縮景園周辺地区」について、従前の基準を踏襲した高さの基準を設けています。

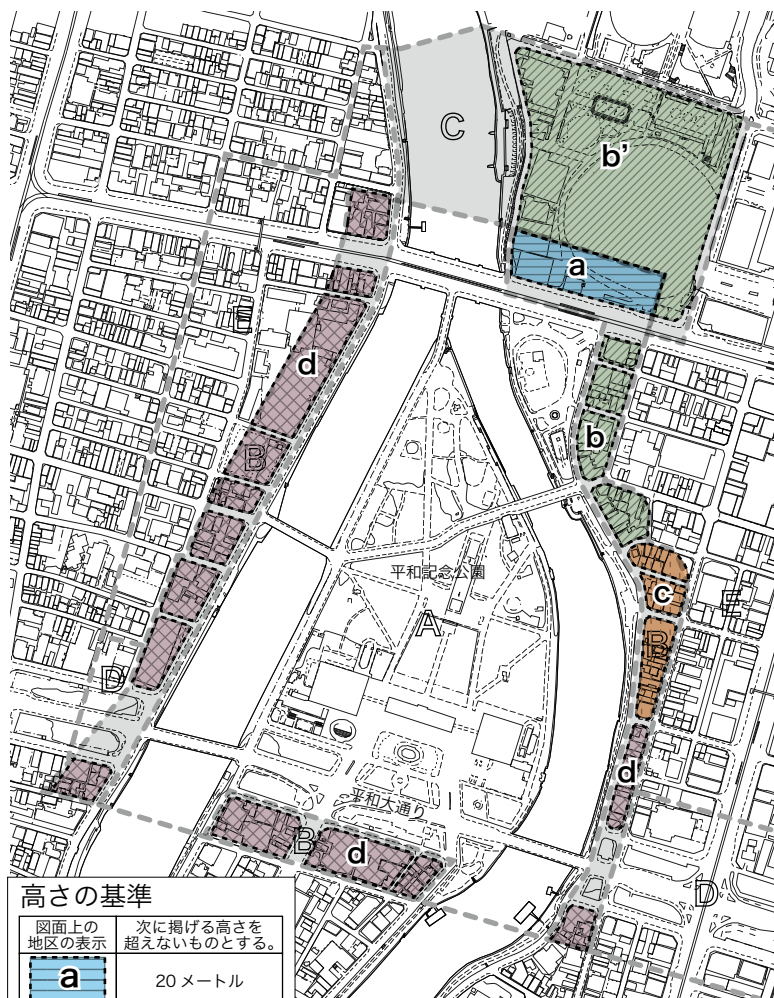
本市の良好な景観形成に向けて、引き続き、理解と協力をお願いします。

(1) 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（B地区及びC地区）

世界遺産である原爆ドームの周辺の景観保全を目的として、原爆ドームとの位置関係に基づき、それぞれの地区で高さの基準を定めています。

なお、景観計画に定める南北軸線上の眺望景観を保全・形成するための「高さの最高限度の基準」については、別冊「広島市景観形成ガイドライン（原爆ドームを望む南北軸の眺望景観）」をご覧ください。

地区区分



【a（高さの基準 20m）】

平和記念資料館本館、広島平和都市記念碑（原爆死没者慰霊碑）及び原爆ドームは、平和記念公園の中心軸として、南北一線上に配置されています。

この南北の軸線を見通す景観は、平和の象徴としての原爆ドームの存在感を確保する観点から特に重要であり、南北軸の延長線上に位置する当該地区については、建築物等の高さをできるだけ抑えるものとします。

具体的には、平和記念資料館本館下から原爆ドームを見た場合、原爆ドームの円蓋部及びそれを支える躯体上部の階段室部分の背後に建築物等が見えないようにし、そのための高さの基準は、原爆ドームの梁の位置とほぼ同じ 20mとします。

【b、b'（高さの基準 25m）】

当該地区は、対岸や元安橋など多くの地点から見た場合に、原爆ドームとバランスのとれた景観形成が求められる地区です。このため、建築物等の高さを原爆ドームの円蓋頂部の高さにそろえることにし、その高さの基準は 25mとします。

【c（高さの基準 37.5m）】

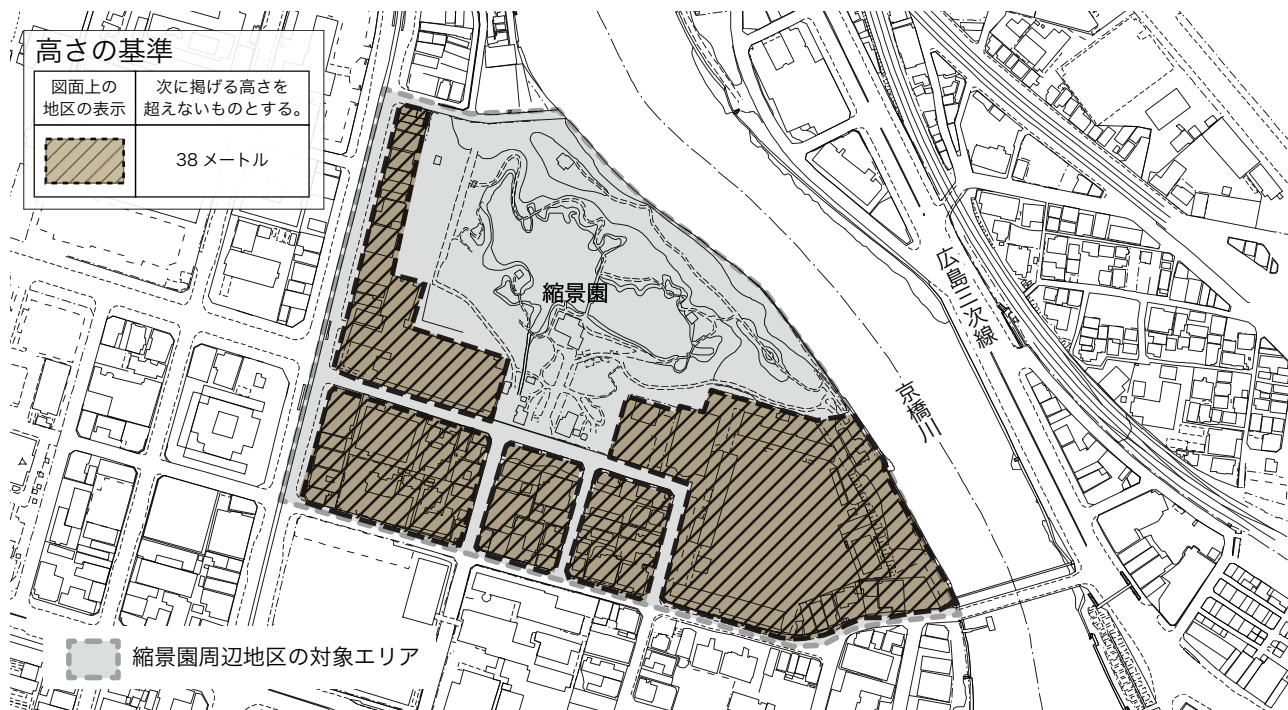
b地区に隣接する当該地区については、原爆ドームからの距離に応じ、段階的に高さを誘導していく観点から、b地区の 25mと d地区の 50mの中間値の 37.5mとします。

【d（高さの基準 50m）】

当該地区では、マンションや業務系ビル等が多く立地しています。マンションについては、一般に 45m程度で建設されることが多く、また、これまでのこの地区における建築物等の高さの最高値は、51.5mであることから、建築物等の高さの上限を 50mとします。

(2) 縮景園周辺地区

国指定の名勝であり、かつ、本市の重要な観光資源である縮景園の周辺地区について、良好な都市景観に資することを目的として、高さの基準を定めています。



2 屋外広告物又は掲出物件の美観形成基準

事前協議要綱において屋外広告物及び掲出物件の美観形成基準を示しています。

(1) 事前協議要綱に定める地区（4地区）

- 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区
- 平和大通り沿道地区
- 縮景園周辺地区
- リバーフロント・シーフロント地区のエリア

事前協議要綱に定める地区毎の基準
(景観形成広告整備地区の広告物景観形成指針)

備考：「リバーフロント・シーフロント地区のエリア」とは、市街地内の主要河川の区域及び護岸から200m以内の区域で、景観計画に示すエリアであるが、ここでは、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区並びに縮景園周辺地区と重複する部分を除いたエリアとする。

(2) (1) の地区以外の区域

届出対象行為となる建築物又は工作物の計画に付帯等して屋外広告物又は掲出物件を計画する場合には、以下の一般基準を示しています。

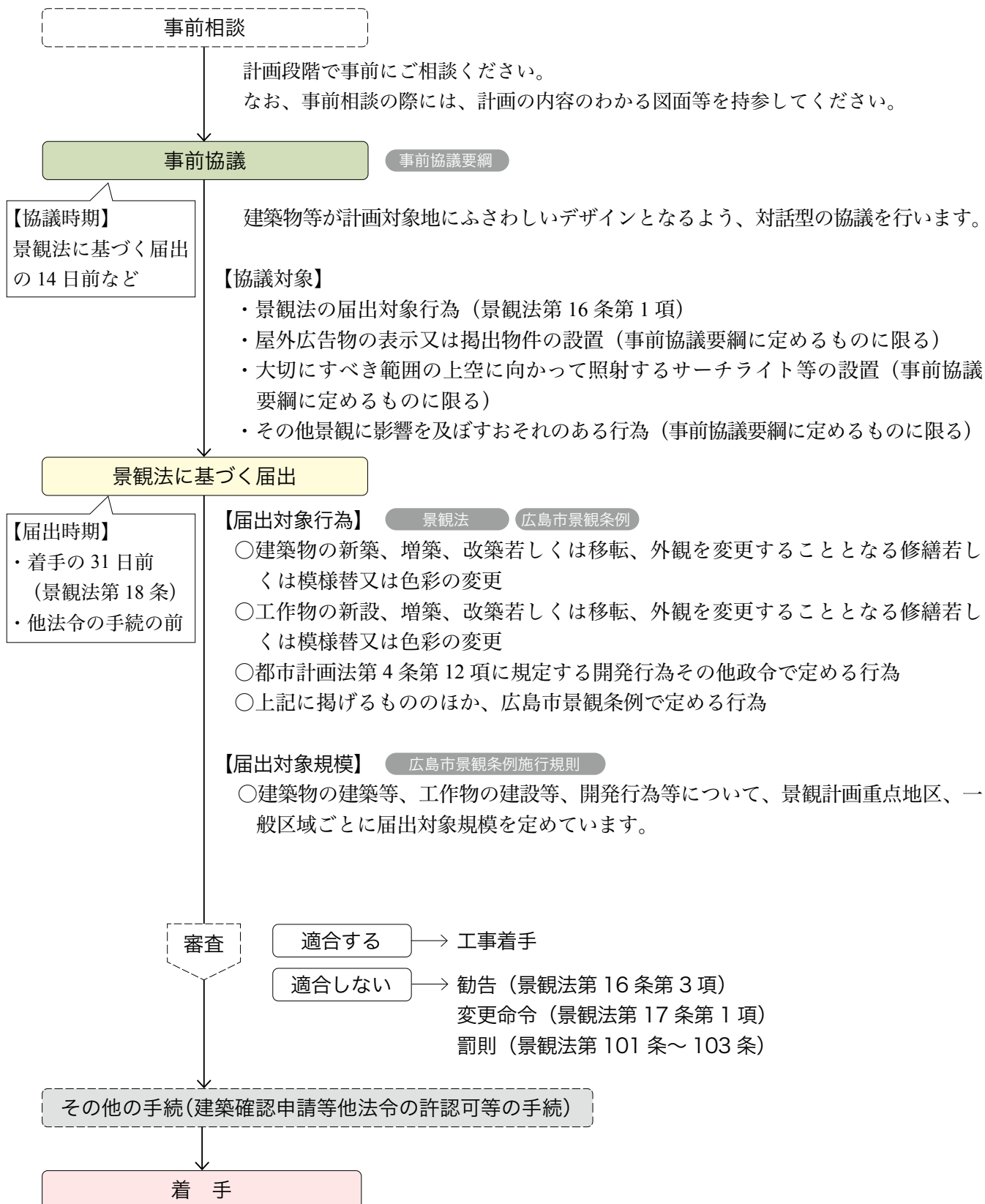
【一般基準】

- できる限り最小限の設置箇所数及び大きさとする。
- 文字等のデザイン・色は、ごちゃごちゃしたものやけばけばしいものは避け、建築物又は工作物との調和に配慮する。
- 屋上広告物は設けない。
- テナント名は、建築物又は工作物の入り口付近にパネル等により集合表示する。

第6章 届出等の手続について

1 手続の流れ

景観法に基づく届出制度及び事前協議制度に係る手続の流れを以下に示します。



2 提出書類

手続に当たっては、各々、以下の書類を作成し、手続窓口へ提出してください。

なお、事前協議書や届出書・通知書等の様式は市ホームページよりダウンロードして作成してください。また、書類の作成に当たっては、記入方法を参考にしてください。

(1) 事前協議

建築物・工作物に係る行為		開発行為		正・副 2 部			
・広島市景観計画区域内行為事前協議書【第 3 号様式】		・広島市景観計画区域内行為事前協議書【第 3 号様式】					
<添付図書> ・付近見取図 ・配置図 ・各階平面図 ・完成予想図（パース含む） ・景観チェックリスト【第 7 号様式】 ・付帯等する屋外広告物又は掲出物件に係る図面 ※高さが 45m を超える建築物又は工作物に係る行為の場合、景観シミュレーションの結果等の当該行為による都市景観に与える影響の分かるものを添付してください。 ※原爆ドーム北側眺望景観保全エリア内の場合、ひろしま地図ナビの写し等の各部分の高さが、高さの最高限度の基準以下であることが分かるものを添付してください。		<添付図書> ・付近見取図 ・現況カラー写真 ・現況図 ・土地利用計画図 ・造成計画平面図 ・造成計画断面図 ・設計図又は施行方法を明らかにする図面 ・完成予想図（パース含む） ・景観チェックリスト【第 7 号様式】		事前協議書 添付図書一式			
土石の採取、鉱物の掘採、土地の形質の変更、物件の堆積		屋外広告物の表示又は掲出物件の設置		サーチライト等の屋外照明設備の設置		その他景観に影響を及ぼすおそれのある行為	
・広島市景観計画区域内行為事前協議書【第 3 号様式】		・広島市景観計画区域内行為事前協議書【第 3 号様式】		・広島市景観計画区域内行為事前協議書【第 3 号様式】		・広島市景観計画区域内行為事前協議書【第 3 号様式】	
<添付図書> ・付近見取図 ・現況カラー写真 ・現況図 ・計画断面図 ・完成予想図（パース含む） ・景観チェックリスト【第 7 号様式】		<添付図書> ・配置図 ・屋外広告物又は掲出物件の図面 ・景観チェックリスト【第 7 号様式】		<添付図書> ・設置の内容を表す図面 ・景観チェックリスト【第 7 号様式】		<添付図書> ・行為の内容を表す図面 ・景観チェックリスト【第 7 号様式】	

(2) 高さに関する事前協議

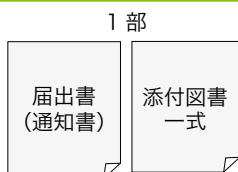
建築物・工作物に係る行為	正・副 2 部
・広島市景観計画区域内行為事前協議書（高さに関する事前協議）【第4号様式】 <添付図書> ・付近見取図 ・現況カラー写真 ・立面図（各面） ・完成予想図（パース含む） ・配置図 ・景観シミュレーションの結果	事前協議書（高さに関する事前協議） 添付図書一式

(3) 景観法に基づく届出（通知）

景観法に基づく届出（通知）

添付図書については、60～61ページの4(1)添付図書の一覧を参照してください。

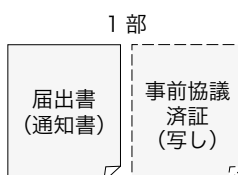
- ・広島市景観計画区域内行為（変更）届出書【第1号様式】又は広島市景観計画区域内行為通知書【第2号様式】
- ・添付図書一式



ア 事前協議から変更や追加がない場合

(1)の事前協議が調い、事前協議済証の交付を受けた場合、事前協議済証の写しを添付することにより、添付図書の省略ができます。

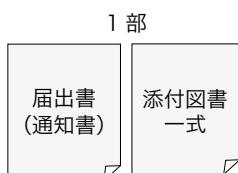
- ・広島市景観計画区域内行為（変更）届出書【第1号様式】又は広島市景観計画区域内行為通知書【第2号様式】
 - ・事前協議済証の写し
- ※添付図書の省略



イ 事前協議から変更がある場合又は事前協議をしたが協議済みにならなかった場合

添付図書については、60～61ページの4(1)添付図書の一覧を参照してください。

- ・広島市景観計画区域内行為（変更）届出書【第1号様式】又は広島市景観計画区域内行為通知書【第2号様式】
- ・添付図書一式



3 書類等の様式・記入方法

(1) 広島市景観計画区域内行為事前協議書

正・副それぞれにチェックを入れ、添付図書を添えたものを2部作成してください。

提出日を記入してください。

第3号様式（要綱第3条関係）

広島市景観計画区域内行為事前協議書

☐ 正 ☐ 副

広島市長 宛て

令和 年 月 日

協議者 住所
(建築主等) 氏 名
電 話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

広島市景観計画区域内における行為について、景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱第3条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり協議します。

行 為 の 場 所	広島市 区	
行 為 の 名 称 (建築物等の名称)		
地区・区域区分	☐ 景観計画重点地区(地区(地区)) ☐ 一般区域 ☐ 主な幹線道路等に面する部分 ☐ 主な河川又は港湾に面する部分 ☐ リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所 ☐ 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(☐ 第一エリア ☐ 第二エリア)	
行 為 の 種 類	☐ 建 築 物 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更する修繕・模様替 ☐ 外観の色彩変更 ☐ 工 作 物 1 工作物の種類 () ☐ 工 作 物 2 ☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 工 作 物 3 ☐ 外観を変更する修繕・模様替 ☐ 外観の色彩変更 ☐ 開発行為 ☐ 土石の採取、鉱物の掘採 ☐ 開発行為等 ☐ 土地の形質の変更 ☐ 屋外における土石、廃棄物などの物件の堆積 ☐ 屋外広告物 屋外広告物の種類 () ☐ サーチライト等の屋外照明設備 屋外照明設備の種類 () ☐ その他景観に影響を及ぼすおそれのある行為 行為の内容 ()	
事前協議要綱第5条第5項（高さに関する事前協議）に基づく協議済証年月日及び番号	平成 年 月 日 広 第 号	令和 年 月 日 広 第 号
代 理 者 ※1	住 所 氏 名 電 話 上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。 (委任事項) ☐ 上記の行為に関する本書(関係図書を含む。)の提出及び訂正並びに広島市から交付される文書の受領に関する一切の権限 ☐ その他()	

協議者は、建築主とし、法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名を記入してください。

外観の色彩の変更：既存の建物について、外壁各面の面積の2分の1を超える外観の塗り替えを行う場合はチェックしてください。

高さに関する事前協議を行い、協議が調った場合、協議済証の年月日と番号を記入してください。

計画している地区にチェックを入れ、景観計画重点地区の場合は、地区の名称を記入してください。また、その他「主な幹線道路に面する部分」等に該当する場合、チェックを入れてください。地区・区域の範囲については、「ひろしま地図ナビ」を参照してください。

工作物1、2、3の区分は、P15及びP16を参照してください。

代理の方が手続をされる場合に記入してください。

受 付 欄	令和 年 月 日	第 号
	備 考	

注意

- ☐ 欄は、該当する☐にチェックしてください。
- ※1印の欄は、協議者に代わって代理の方が手続をされる場合に記入してください。協議者本人の場合は記入不要です。
- 太枠の欄内には、記入しないでください。

(2) 広島市景観計画区域内行為事前協議書（高さに関する事前協議）

正・副それぞれにチェックを入れ、添付図書を添えたものを2部作成してください。

提出日を記入してください。

第4号様式（要綱第4条関係）

広島市景観計画区域内行為事前協議書（高さに関する事前協議）

☐正 ☐副

令和 年 月 日

広島市長 宛て

協議者 住所
(建築主等) 氏 名
電 話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

広島市景観計画区域内における行為について、景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱第4条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり協議します。

行 為 の 場 所	広島市 区	
行 為 の 名 称 (建築物等の名称)		
地区・区域区分	☐ 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 (B地区)	☐ 高さの基準 a (20m) ☐ 高さの基準 b (25m) ☒ 高さの基準 c (37.5m) ☐ 高さの基準 d (50m)
	☐ 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 (C地区)	高さの基準 b' (25m)
	☐ 縮景園周辺地区	高さの基準 (38m)
行 為 の 種 類	☐ 建 築 物	高さ ()m ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更する修繕・模様替 ☐ 外観の色彩変更
	☐ 工 作 物	工作物の種類 () 高さ ()m ☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更する修繕・模様替 ☐ 外観の色彩変更
代 理 者※2	住 所	
	氏 名	
	電 話	
上記の者を代理者と定め、下記の事項を委任します。 (委任事項) ☐ 上記の行為に関する本書（関係図書を含む。）の提出及び訂正並びに 広島市から交付される文書の受領に関する一切の権限 ☐ その他 ()		

協議者は、建築主とし、法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名を記入してください。

地盤面からの高さ（塔屋等を含む）を記入してください。算定基準はP12及びP17を参照してください。

外観の色彩の変更：既存の建物について、外観各面の面積の2分の1を超える外観の塗り替えを行う場合はチェックしてください。

計画している地区にチェックを入れ、景観計画重点地区の場合は、地区の名称を記入してください。また、その他「主な幹線道路に面する部分」等に該当する場合、チェックを入れてください。地区・区域の範囲については、「ひろしま地図ナビ」を参照してください。

代理の方が手続をされる場合に記入してください。

受 付 欄	令和 年 月 日	第 号
備考		

注意

- 1 ☐欄は、該当する☐にチェックしてください。
- 2 ※2印の欄は、協議者に代わって代理の方が手続をされる場合に記入してください。協議者本人の場合は記入不要です。
- 3 太枠の欄内には、記入しないでください。

(3) 広島市景観計画区域内行為（変更）届出書

提出日を記入してください。

第1号様式（法第16条関係）

広島市景観計画区域内行為（変更）届出書

令和 年 月 日

広島市長 宛て

届出者 住所
(建築主等) 氏名
電話
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

協議者は、建築主とし、法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名を記入してください。

計画している地区にチェックを入れ、景観計画重点地区の場合は、地区の名称を記入してください。また、その他「主な幹線道路に面する部分」等に該当する場合、チェックを入れてください。地区・区域の範囲については、「ひろしま地図ナビ」を参照してください。

工作物1、2、3の区分は、P15及びP16を参照してください。

代理の方が手続をされる場合に記入してください。

事前協議を行い、協議が調った場合、協議済証の年月日と番号を記入してください。

事前協議を行い、協議が調った場合で、行為の内容に全く変更がない場合に限り、協議済証の写しを添付することにより、添付図書（図面等）を省略することができます。また、この場合、行為の着手の制限期間を7日に短縮します（通常30日）。

行為の場所	広島市 区
行為の名称 (建築物等の名称)	
地区・区域区分	☐ 景観計画重点地区(地区(地区)) ☐ 一般区域 ☐ 主な幹線道路等に面する部分 ☐ 主な河川又は港湾に面する部分 ☐ リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所 ☐ 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(☐ 第一エリア ☐ 第二エリア)
行為の種類	☐ 建築物 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更する修繕・模様替 ☐ 外観の色彩変更 ☐ 工作物1 工作物の種類 () ☐ 工作物2 ☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更する修繕・模様替 ☐ 外観の色彩変更 ☐ 工作物3 ☐ 開発行為 ☐ 土石の採取、鉱物の掘採 ☐ 土地の形質の変更 ☐ 屋外における土石、廃棄物などの物件の堆積
行為の期間	着手予定日 令和 年 月 日 ~ 完了予定日 令和 年 月 日
事前協議要綱第5条第3項（事前協議）に基づく協議済証年月日及び番号	平成 年 月 日 広 第 号 令和
計画の内容	☐ 景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱第6条第2項の規定により添付図書を省略（この場合、同要綱同条第3項の規定により、行為の着手の制限期間を7日に短縮） ☐ 別添の図書のとおり
代理者 ※1	住所 氏名 電話 上記の者を代理者と定め、下記の事項を委任します。 (委任事項) ☐ 上記の行為に関する本書(関係図書を含む。)の提出及び訂正並びに広島市から交付される文書の受領に関する一切の権限 ☐ その他()

受付欄	令和 年 月 日	第 号
備考		

注意

1 ☐欄は、該当する☐にチェックしてください。

2 ※1印の欄は、届出者に代わって代理の方が手続をされる場合に記入してください。届出者本人の場合は記入不要です。

3 太枠の欄内には、記入しないでください。

(4) 景観チェックリスト

ア 第一面：届出行為概要書（建築物の例）

第7号様式（第一面）【建築物】

景観チェックリスト
(第一面:届出行為概要書)

行為の名称を記入してください。

【行為の名称（建築物の名称）： 1】

既存建築物と一体で増築する場合、既存部分の面積、高さを記入してください。なお、増築の考え方は、P13(工作物はP18)をご覧ください。

届出行為に係る面積、高さを記入してください。

建築物の概要	主要用途	敷地面積		㎡
	構造	造	規	模
	計	画	部	分
		既	存	また
		届	出	以外
		の	部	分
		合	計	
	建築面積	㎡	㎡	㎡
	延べ面積	㎡	㎡	㎡
	高さ	m	m	
仕 上 げ (材料・仕様)	外 壁			
	屋 根			
	その他			
屋上設備	種類	構造	高さ	m
附属物等	種類	構造	高さ	m

各部位ごとに、表面仕上の材料や仕様等をできるだけ詳しく記入してください。
例) 外壁：コンクリート打放し、磁器質小口タイル張りなど
例) 屋根：アスファルト露出防水、棒瓦葺、スレート葺など

備考
同一計画内で建築物等が複数ある場合には、欄を複製して棟ごとに作成してください。
この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

※建築物のほか、工作物、開発行為等、屋外広告物、ソーチライト等の屋外照明設備及びその他景観に影響を及ぼすおそれのある行為に係る届出行為概要書がありますので、行為の内容に応じて、様式にご記入ください。

また、原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおける行為については、建築物や工作物の概要書とは別に、同エリア内の行為にかかる届出行為概要書の提出が必要です。

イ 第二面：「形態意匠の基準」チェック表（景観計画重点地区の例（一部抜粋））

景観形成ガイドライン及び景観色彩ガイドラインの内容を確認して、記載してください。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、リバーフロント・シーフロント地区の場合に、地区の区分を記入してください。

第7号様式（第二面）【景観計画重点地区】

景観チェックリスト
(第二面：基準チェック表)

行為の場所： 広島市 区 町 番

地区の名称： 地区 () 地区 ()
※以下に該当するものがあればチェックしてください。
☐ 主な幹線道路等に面する部分
☐ 主な河川又は港湾に面する部分
☐ リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所
☐ 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア (☐ 第一エリア ☐ 第二エリア)

行為の名称： (建築物等の名称)

協議書・届出書と同じ行為の場所、地区の名称、工事等の名称を記入してください。

【共通】

景観形成の方針	景観形成の方針を踏まえて特に配慮した点	※本市 確認欄
景観計画に定める景観形成の方針 ※地区ごとの景観形成の方針については、景観計画の本編でご確認ください。		

景観計画の本編で地区ごとの方針を確認し、計画に当たって特に配慮した点を記入してください。

【建築物】

項目	形態意匠の基準 ※アンダーライン部分は地区ごとに異なる部分です。地区ごとの具体的な基準については、景観計画の本編でご確認ください。	○：該当 －：非該当	配慮した点	※本市 確認欄	
配置 低層階 緑化	配置、低層階	快速な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。 河岸緑地に接する場所では、空地を河岸緑地と一体感を持たせるように整備するとともに、敷地内に河岸や河岸緑地に直接アクセスできるように歩行者通路やビロテイなどを設けるなどの工夫をする。			
	敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。			
	駐車場、駐輪場、ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。			
	塀、柵	周辺景観との調和を図る。			
	外観	視点場からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。			
	壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。			
	塔屋、屋上設備	スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。			
	屋外階段	できるだけ視点場から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。			
	仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。			
	室外機、壁面設備	室外機は原則床置きとして、視点場から見えない位置に設置し、視点場以外の地区内の他の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。			
バルコニーの洗濯物	視点場から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、視点場以外の場所や他の通りからも、できるだけ見えないよう工夫する。				

該当する場合は"○"を付けて、右欄「配慮した点」を記入してください。なお、該当しない場合は"－"を記入してください。

景観計画の本編で地区ごとの基準を確認し、景観形成ガイドラインの内容（P22～P49）を踏まえて配慮した点を具体的に記入してください。

※ 建築物、工作物、開発行為等、屋外広告物及びその他景観に影響を及ぼすおそれのある行為ごとに各地区の「形態意匠の基準」チェック表がありますので、行為の内容に応じて様式にご記入ください。

また、「高さの最高限度の基準」及び「良好な景観の形成のための基準」を有する原爆ドーム北側眺望景観保全エリアや阿武山の範囲における行為については、上記「形態意匠の基準」チェック表とは別に「高さの最高限度の基準」及び「良好な景観の形成のための基準」チェック表（59 ページウ参照）の提出が必要です。

屋外広告物又は掲出物件がある場合、該当する地区等の表を使用してください。

【屋外広告物（続き）】

地区等	基準の区分	屋外広告物又は掲出物件の基準	○：該当 一：非該当	配慮した点	※本市 確認欄
リバーフロント・シーフロント地区	景観形成広告整備地区に共通する基準	周辺の街並みや建築物との調和を図る。	●	●	
		表示内容、掲出数は必要最小限のものとする。			
		形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。			
		テナント看板等ではできる限り集約化する。			
	地区固有の基準（河川・港湾から見える場所について）	地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。	●	●	
		原則として、ビル名称等又は店名以外の広告物を掲出しない。			
		表示面積が2㎡を超える広告物の地色は、色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下とする。			
	広告物全般	点滅又は輝度に変化する広告物は掲出しない。			
	壁面に表示する広告物	次の条件を全て満たすものについては、高さ10mを超える場所であっても1壁面に1個までは表示できる。 【表示形式・内容】 簡文字又は直塗りて表示する広告物で、ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク） 【文字の大きさ】 縦1.2m以下 【商標・Pマークの大きさ】 縦横それぞれ2.4m以下 【文字・商標・Pマークの色彩】 色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下 【照明】 文字の内部、裏面や背後の壁面に取り付ける照明に限り設置可			
	屋上広告物	掲出しない。			

備考：この表において、「リバーフロント・シーフロント地区のエリア」とは、市街地内の主要河川の区域及び護岸から200m以内の区域で景観計画に示すエリアであるが、ここでは、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区並びに縮景園周辺地区と重複する部分を除いたエリアとする。

【屋外広告物（続き）】

※景観形成広告整備地区以外の区域において建築物又は工作物に付帯する屋外広告物又は掲出物件がある場合は、事前協議要綱第2条において、以下の屋外広告物又は掲出物件の基準を景観形成基準としていますので参考にしてください。

区域	屋外広告物又は掲出物件の一般基準	○：該当 一：非該当	配慮した点	※本市 確認欄
広島市域のうち景観形成広告整備地区以外の区域	できる限り最小限の設置箇所数及び大きさとする。			
	文字等のデザイン・色は、ごちゃごちゃしたものやけばけばしいものは避け、建築物又は工作物との調和に配慮する。			
	屋上広告物は設けない。			
	テナント名は、建築物又は工作物の入り口付近にパネル等により集合表示する。			

【その他景観に影響を及ぼすおそれのある行為】

※その他景観に影響を及ぼすおそれのある行為については、事前協議要綱第2条において、景観計画に定める景観計画重点地区又は一般区域ごとの「景観形成の方針」、「形態意匠の基準」、「高さの最高限度の基準」及び「良好な景観の形成のための基準」並びに事前協議要綱に示す「高さの基準」を景観形成基準としていますので参考にしてください。

なお、地区ごとの具体的基準については景観計画の本編、及び事前協議要綱でご確認ください。

区域	基準	○：該当 一：非該当	配慮した点	※本市 確認欄
景観計画重点地区のうち原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A地区、B地区及びD地区に限る。）、平和大通り沿道地区及び縮景園周辺地区	景観計画に定める景観形成の方針	●	●	
	景観計画に定める形態意匠の基準、高さの最高限度の基準、良好な景観の形成のための基準			
	事前協議要綱に定める高さの基準			

表に示す地区において、景観に影響を及ぼすおそれのある行為がある場合、この表を使用してください。

景観計画又は事前協議要綱に定める基準等を確認し、配慮した点を具体的に記入してください。

配慮した点を具体的に記入してください。

該当する場合は"○"を付けて、右欄「配慮した点」を記入してください。なお、該当しない場合は"-"を記入してください。

該当する場合は"○"を付けて、右欄「配慮した点」を記入してください。なお、該当しない場合は"-"を記入してください。

ウ 第二面：「高さの最高限度の基準」「良好な景観の形成のための基準」チェック表（原爆ドーム北側眺望景観保全エリアの例（一部抜粋））

【建築物、工作物1・2・3】※原爆ドーム北側眺望景観保全エリアの場合に記入してください。

項目	高さの最高限度の基準 良好な景観の形成のための基準 ※アンダーライン部分はエリアごとに異なる部分です。エリアごとの具体的基準については、景観計画の本編でご確認ください。	○：該当 一：非該当	配慮した点	※本市 確認欄
各部分の高さ（標高による）	高さの最高限度の基準以下の高さとする。 ※各部分の高さが、高さの最高限度の基準を明らかに下回っている場合は、根拠資料として「高さの最高限度の基準が表示されたひろしま地図ナビ」の写しを添付してください。	●	●	
サーチライト等の照明装置	レーザー光線やサーチライト等の照明装置で上空に向かって照射するなど、広島市景観計画に定める南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿に影響を及ぼすものは設置しない。	●	●	

原爆ドーム北側眺望景観保全エリアの場合、この表を使用してください。

該当に"○"を付けて、右欄「配慮した点」に高さの最高限度の基準以下となっているかを記入してください。

該当する場合は"○"を付けて、配慮した点を具体的に記入してください。

4 添付図書

(1) 一覧

■事前協議及び景観法に基づく届出又は通知

行為の種類	図 書	縮 尺	備考（〔 〕 内は、法、条例等での表記）
建築物・工作物に係る行為	付近見取図	1/2500 以上	[建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面]
	現況カラー写真	—	[当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真] 原則、景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	配置図	1/100 以上	[当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面] 植栽等の様子が分かるもの
	立面図（各面）	1/50 以上	[建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図] 原爆ドームの背景となる阿武山での行為の場合、最高部の標高及び座標がわかるもの
	各階平面図	1/100 以上	建築物の場合等で、階層のあるものに限る
	断面図	1/100 以上	2 面以上
	完成予想図（パース含む）	—	[当該行為後の建築物又は工作物及び当該建築物又は工作物の周辺の状況を示す図面] 原則、景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	景観チェックリスト（第 7 号様式）	—	—
	付帯等する屋外広告物又は掲出物件に係る図面	1/50 以上	屋外広告物又は掲出物件の図面（大きさ、色彩等の分かるもの） ※事前協議の場合
	景観シミュレーションの結果	—	現況写真に計画建築物等の完成予想図を含めこんだものなど、当該行為による都市景観に与える影響の分かるもの。 ※高さが 45m を超える建築物及び工作物に係る行為で事前協議の場合に限る
	高さの最高限度の基準が分かるもの（ひろしま地図ナビの写し等）	—	建築物又は工作物の各部分の高さが、高さの最高限度の基準以下であることが分かるもの ※原爆ドーム北側眺望景観保全エリア内の行為で事前協議の場合に限る
開発行為	付近見取図	1/2500 以上	[当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面]
	現況カラー写真	—	[当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真] 原則、景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	現況図	1/1000 以上	標高差を示す等高線等、当該区域の土地の現況が分かるもの
	土地利用計画図	1/1000 以上	—
	造成計画平面図	1/1000 以上	断面図の箇所を照合できるように記載
	造成計画断面図	1/1000 以上	2 面以上
	設計図又は施行方法を明らかにする図面	1/100 以上	法面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図
	完成予想図（パース含む）	—	[当該行為後の土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を示す図面] 原則、景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	景観チェックリスト（第 7 号様式）	—	—

行為の種類	図 書	縮 尺	備考（〔 〕 内は、法、条例等での表記）
土石の採取、鉱物の掘採、 土地の形質の変更、 物件の堆積	付近見取図	1/2500 以上	[広島市景観条例第9条第1項の表の右欄に掲げる行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を示す図面]
	現況カラー写真	—	[当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真] 原則、景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	現況図	1/1000 以上	—
	計画平面図	1/1000 以上	断面図の箇所を照合できるように記載
	計画断面図	1/1000 以上	2面以上
	完成予想図（パース含む）	—	[当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を示す図面] 原則、景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	景観チェックリスト（第7号様式）	—	—
設置 又は 屋外 広告物 の表示 又は 掲出 物件の 図面	配置図	1/200 以上	※事前協議の場合
	屋外広告物又は掲出物件の図面	1/50 以上	屋外広告物又は掲出物件の図面（大きさ、色彩等の分かるもの） ※事前協議の場合
設備 の設置 等 の屋外 照明	設置の内容を表す図面	—	※事前協議の場合
ある 行為	行為の内容を表す図面	—	※事前協議の場合

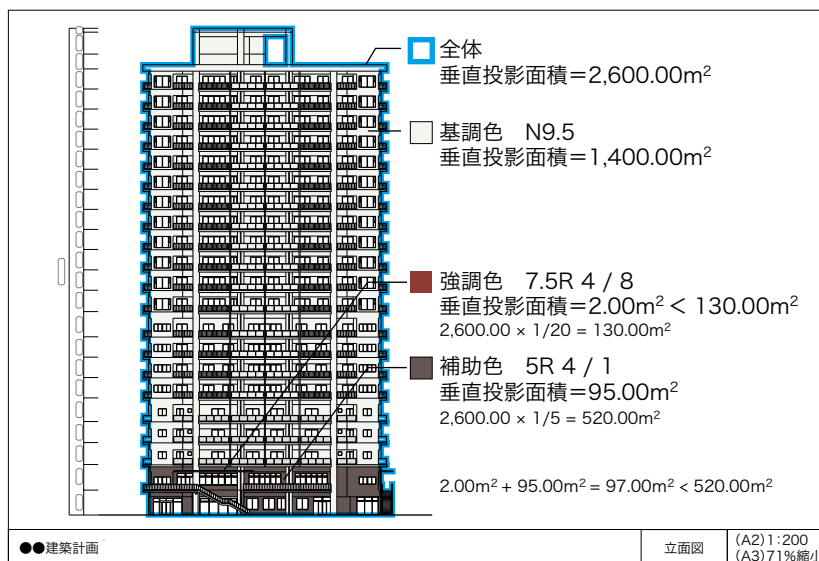
■「事前協議要綱」に定める高さの基準を超える場合の事前協議（高さに関する事前協議）

行為の種類	図 書	縮 尺	備考（〔 〕 内は、法、条例等での表記）
建築物・工作物に係る行為	付近見取図	1/2500 以上	[建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面]
	現況カラー写真	—	[当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真] 原則、景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	配置図	1/100 以上	[当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面] ※植栽等の外構の記載を省略できる
	立面図（各面）	1/50 以上	[建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図] ※各部仕上がり等、高さに関わりのないものの記載を省略できる
	完成予想図（パース含む）	—	[当該行為後の建築物又は工作物及び当該建築物又は工作物の周辺の状況を示す図面] 景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	景観シミュレーションの結果	—	現況写真に計画建築物等の完成予想図をはめこんだものなど、当該行為による都市景観に与える影響の分かるもの

※行為の規模が大きいため、表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じた縮尺の図面に変えることができますのでご相談ください。

(2) 作成例

立面図



立面図には、色彩基準の適合を判定するため、基調色、補助色、強調色それぞれのマンセル値を記入してください。

また、補助色、強調色の面積割合の判定が困難な場合は、それぞれの色彩の使用面積について算定式を記入してください。

完成予想図



計画建築物等の完成したイメージが分かるものを作成してください。ここでは、パースの例を示します。

景観シミュレーションの結果



計画建築物等が実際の計画対象地の周辺景観と調和しているかを確認するため、写真上に計画建築物等のイメージを合成した図を作成してください。

なお、作成に当たっては、視点場から見た図としてください。

※この図面等は、あくまでイメージであり、実際とは異なります。

5 手続窓口

手続の種類	行為・地区の区分		協議・届出（通知）先
事前協議 及び 景観法に基づく 届出・通知	建築物の建築等	景観計画重点地区	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
	工作物の建設等		
	開発行為等 （西風新都地区内の開発 行為等に限る）		都市整備局 西風新都整備部
	高さ 45m を超える建築 物又は工作物	一般区域	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
	高さ 45m 以下の建築物 又は工作物		各区役所建築課
事前協議	屋外広告物又は掲出物件	事前協議要綱に定める地区	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
		上記以外の地区において建 築物又は工作物に付帯等す るもの（※建築物又は工作 物が景観法の届出対象行為 の場合）	景観法の届出対象行為の協議・ 届出（通知）と併せて提出
	大切にすべき範囲の上空 に向かって照射するサー チライト等の屋外照明設 備の設置	事前協議要綱に定める地区	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
	その他景観に影響を 及ぼすおそれのある行為		



広島市景観形成ガイドライン

広島市 都市整備局 都市計画課 ☎ 082 - 504 - 2277
〒730 - 8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
登録番号 広 K2 - 2021 - 305
令和 4 年 1 月 一部改定

広島市景観計画の本編は、
広島市ホームページに掲載しています。